

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

目次・概要（風水雪）

第1章 総則

- 第1節 本県の気象・地勢・河川等** 1
気象状況、地勢、河川、豪雪地帯の状況等、本県の自然的条件を明らかにし、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策の効果的な実施に資する。
- 第2節 主な風水害等の概要** 4
本県に被害を及ぼした主な水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第2章 予防

- 第1節 防災意識の高揚** 5
県民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対す防災教育を積極的に行う。
- 第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実** 7
自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。
- 第3節 防災訓練の実施** 11
初動対応等を重視した実践的な訓練を行う。
- 第4節 避難行動要支援者対策** 12
高齢者、障害者、乳幼児等、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。
- 第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備** 16
大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。
- 第6節 風水害等に強い県土づくり** 19
防災の観点から踏まえたまちづくりの推進、治水・砂防・治山対策並びに道路アンダー冠水対策を実施する。
- 第7節 土砂災害・山地災害等対策** 21
土砂災害、宅地造成地災害、山地災害、土石流等について、計画的な予防対策を実施する。
- 第8節 水防体制の整備** 25
河川水位・雨量情報システムや河川防災ステーション等の水防施設を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第9節	雪害等予防対策	29
	積雪対策としての道路や除雪体制の整備、雪崩防止対策、融雪害予防対策を実施する。	
第10節	農林水産業関係災害予防対策	31
	農林水産業施設整備等の予防対策の実施に努める。	
第11節	防災気象情報の観測収集伝達体制の整備	32
	防災気象情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。	
第12節	防災行政ネットワーク等の整備	33
	関係機関と連携した防災行政ネットワークの整備を図る。また、地域住民への伝達手段の整備等、通信手段の充実に努める。	
第13節	避難体制の整備	36
	避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくすため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を県民に周知する。	
第14節	警察における活動体制の整備	39
	災害情報の収集伝達、避難誘導、救出救助等の平常時からの体制強化を図る。	
第15節	消防・救急・救助体制の整備	41
	被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等のため、消防・救急・救助体制の整備充実を図る。	
第16節	保健医療福祉体制の整備	42
	負傷者への医療救護活動や保健福祉活動のため保健医療福祉体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。	
第17節	緊急輸送体制の整備	45
	被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等の緊急輸送体制の整備を図る。	
第18節	防災拠点の整備	48
	災害対策活動における中核的な役割を担う防災拠点の整備を図る。	
第19節	建築物の災害予防対策	50
	強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間の浸水防止対策を図る。	
第20節	鉄道・インフラ事業者等の災害予防対策	51
	鉄道、上下水道、電力、ガス等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。	

第21節	危険物施設等の災害予防対策	54
	災害に起因する火薬、ガス、毒物・劇物等による事故を防止するため、県、市町、事業者等関係機関は、連携して各種予防対策を実施する。	
第22節	鉱山、岩石採取場等の災害予防対策	56
	鉱山、岩石採取場等における災害を防止するため、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。	
第23節	学校、社会施設等の災害予防対策	57
	学校における学校安全計画等の作成や児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。	
第24節	航空消防防災体制の整備	60
	消防防災ヘリコプター「おおるい」や他県等ヘリコプターによる航空消防防災体制の充実強化に努める。	
第25節	自治体・消防・省庁・自衛隊等における応援・受援体制の整備	61
	災害時又は災害のおそれがある場合の人員派遣を基本とした相互応援体制を整備するとともに、県内のみで支援することが出来ない場合に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。	
第26節	孤立集落の災害予防対策	65
	災害時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対する情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。	
第27節	災害廃棄物等の処理体制の整備	66
	災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。	

第3章 応急対策

第1節	災害対策本部・災害警戒本部等の設置	67
	県内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。	
第2節	防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策	73
	気象予警報、水防警報等を関係機関や住民に対し迅速に伝達する。また、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。	
第3節	浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動	81
	浸水、土砂くずれ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため応急対策を実施する。	

第4節	自治体・消防・省庁・自衛隊における相互応援協力・派遣要請	86
	県、市町は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度や知事会等の相互応援協定に基づく応援要請や自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。	
第5節	災害救助法の適用	89
	被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は必要な場合に災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。	
第6節	災害発生時の避難対策	91
	市町、県、防災関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。	
第7節	警察における活動体制	98
	災害時における警備体制を確立し、情報収集、救出救助活動、社会秩序維持活動等、県民の生命、身体、財産の保護に努める。	
第8節	救急・救助活動	100
	関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。	
第9節	医療救護活動	103
	関係機関が連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護・助産活動を実施する。	
第10節	緊急輸送活動	105
	被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を輸送するため、緊急輸送対策を実施する。	
第11節	物資・資機材等の調達・供給活動	108
	被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、調達・供給体制を確立する。	
第12節	農林水産業関係対策	110
	被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期に営農林水体制の再開を目指す。	
第13節	保健衛生活動	112
	被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の保護等のため、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理的確な実施を図る。	
第14節	障害物等除去活動	118
	被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。	

第15節 災害廃棄物処理活動 118

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を処理する。

第16節 学校・社会施設等の応急対策 119

児童生徒等の生命、身体 の安全確保や教育の実施のため必要な措置を講じる。

第17節 住宅応急対策 121

被災者の居住の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

第18節 インフラ施設等の応急対策 123

インフラ施設の早期復旧を図るため、応急対策を実施する。

第19節 危険物施設等の応急対策 129

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、応急対策を実施する。

第20節 広報活動 129

県民に迅速かつ的確な情報を提供し社会的混乱を防ぐため県民ニーズに対応した広報活動を行う。

第21節 ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入れ 132

ボランティアの円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金・寄附金を募り、受け入れ、公平に配分する。

第22節 孤立集落の応急対策 133

道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、応急対策活動を実施する。

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定 135

現状復旧又は更に強い県土づくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第2節 住民生活の早期再建 136

住民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、職業の斡旋等を実施する。

第3節 インフラ施設等の早期復旧 141

インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を調査把握し、復旧事業を実施する。

第1章 総 則

第1節 本県の気象・地勢・河川等

【概要】

気象状況、地勢、河川、豪雪地帯の状況等、本県の自然的条件を明らかにし、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策の効果的な実施に資する。

第1 気象の状況

本県は、太平洋側気候であるが内陸県のため、最高気温と最低気温との較差が大きい。高温の年は関東地方南部方面よりも暖くなり、逆に低温の年は東北地方と同じような気温を示す。

また、夏期は、雷の発生が多く盛夏期でも比較的雨量が多い。冬期は、朝夕の冷え込みが厳しいため平野部でも最低気温が氷点下の日が多い。男体おろし、那須おろしと呼ばれる季節風が吹き、標高の高い山沿い地方では日本海側気候の様相を呈し雪をもたらす。

なお、県内の気象台、特別地域気象観測所（旧測候所）における過去の降水量、風速、降雪の極値は次のとおりである。

観測所	日最大1時間 降水量	月最大24時間 降水量	日最大 風速・風向	日最大 瞬間風速・風向	降雪の深さ 日合計
宇都宮	100.5 mm (1957/8/7)	325.5 mm (2019/10/12)	24.2 m/s 北 (1938/10/21)	42.7 m/s 南東 (1966/9/25)	28 cm (1969/3/12)
奥日光	79.5 mm (1966/9/25)	571.0 mm (1981/8/22)	23.5 m/s 西 (2012/4/4)	55.4 m/s 北東 (1966/9/25)	80 cm (1986/3/23)

第2 地勢の状況

1 土砂災害・洪水等を引き起こす可能性のある地勢の状況

(1) 治山の状況

本県の主要な水源地帯である山岳部は、地形が急峻で火山性の地質が大部分であるため、崩壊しやすい所が多く、山腹、溪流の荒廃地が各所に点在し、令和6（2024）年3月末現在で山地災害危険地区は4,296箇所に達している。

これらの荒廃地から生産される土砂は、大雨などによって溪流に流出し、土砂災害を引き起こすとともに、下流地帯の洪水氾濫の原因となり、林地、農地、宅地、公共施設等に多大の被害を及ぼしている。

(2) 砂防の状況

県内三大河川である那珂川、鬼怒川、渡良瀬川は、那須高原、日光、白根の陰峻な火山帯から源を発している。

流域の地質は脆弱で崩壊しやすく、容易に土石流を発生する性質を具備しているため、一度山地荒廃の原因となる豪雨、台風等に見舞われると山腹、溪流の岸は崩壊を起こし、土砂災害を引き起こすとともに、多量の土砂を下流に押し流すこととなる。

生産された土砂は、溪流が平地に達する所を脱すると扇状地を形成し、その発達に伴い、河道が変わるので、堤防を造ることにより河川の流れを一定の幅に限定し制約しているが、上流から年々多量に流送されてくる土砂は、河床を上昇させ洪水流の流れを妨げ、河川流水の断面積不足による堤防の決壊の原因となり、県民の生活を脅かしている。

また、最近の都市化や各種開発に伴い、平坦地や丘陵地においても土砂災害の危険性が高くなっている。

2 災害危険箇所の状況

本県における山地災害危険地区並びに急傾斜地、土石流、地すべりの土砂災害警戒区域については、県下全域に分布しており、以下のとおり確認されている。

(1) 県環境森林部所管の山地災害危険地区の状況（令和6（2024）年3月末時点）

山地災害危険地区数	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり
4,296	2,421	1,850	25

(2) 県土砂災害警戒区域の指定（令和6（2024）年3月末時点）

土砂災害警戒区域	急傾斜地	土石流	地すべり
9,701	6,032	3,562	107

- 〈資料編 2-8-1 災害危険箇所（総括）一覧表〉
〈資料編 2-8-3 土砂災害警戒区域等（地すべり）（県土整備部所管）一覧表〉
〈資料編 2-8-4 地すべり防止区域指定状況一覧表〉
〈資料編 2-8-5 山地災害危険地区（環境森林部所管）一覧表〉
〈資料編 2-8-6 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）〉
〈資料編 2-8-7 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表〉
〈資料編 2-8-8 土砂災害警戒区域等（土石流）〉

第3 河川の状況

1 本県の河川の概要

本県の河川（一級河川）は、主に北西部の山岳地帯を水源とし、県央から県南にかけて利根川水系で占め、小貝川、鬼怒川、渡良瀬川などが南流し、それぞれ県外において利根川に合流している。県北は、那珂川水系が占め、荒川、箒川などを合流して茨城県に入るほか、東部八溝山地に久慈川水系の押川などの河川がある。他に市町が管理する準用河川がある。

県管理の河川は、3水系で292河川、2,474kmである。

○本県の河川の現況（令和6（2024）年4月時点）

一級河川

利根川水系： 164河川 1,618km（うち県管理158河川 1,434km）
那珂川水系： 132河川 1,069km（うち県管理132河川 1,030km）
久慈川水系： 2河川 10km（うち県管理 2河川 10km）

準用河川（市町管理）

10市3町 41河川 118km

2 各流域の状況

(1) 鬼怒川・小貝川流域（利根川水系）

鬼怒川流域は、大谷川合流点上流部と下流部に区分される。

鬼怒川上流部は川が山を侵食して深い谷をつくっており、この地形を利用して大規模なダムが築かれている。支川大谷川は日光火山群を源とし、流域に崩壊地などの荒廃地が広く分布しており、その上流の奥日光は、中禅寺湖など多くの湖、滝がある。下流域は古鬼怒川がつくった扇状地であり、鬼怒川に並行して小貝川、五行川、田川等が流れている。宇都宮市や真岡市を流れる田川、五行川等の中小河川では、氾濫が繰り返されていたことから、古くから河川改修を進めている。

(2) 渡良瀬川流域 (利根川水系)

渡良瀬川流域は、群馬県によって流域が分断されること、県境を流れること、渡良瀬川下流の標高が20メートル前後の低地となっていること等の特徴をもった流域である。また、かつて水源である足尾山地の荒廃が進行し、土砂流出が激しかったことや、支川を含め、氾濫を繰り返していたため、古くから渡良瀬川、巴波川、思川等支川を含めた河川改修が進められてきた。



(3) 那珂川流域 (那珂川水系)

那珂川流域は、県北東部の那須連峰や八溝山を源とし、山間部を流れる急流河川が多い流域である。那珂川、箒川、荒川等の上流部は深い渓谷をつくりながら流れている。上・中流域には那珂川や蛇尾川によって形成された那須扇状地や喜連川丘陵地があるが、箒川、蛇尾川、荒川等はその名のとおり暴れ川であり、氾濫を繰り返していたことから河川改修が進められるとともに荒川、箒川上流部には多目的ダムが数多く造られている。

3 洪水浸水想定区域指定の状況

本県における洪水浸水想定区域の指定状況は、次のとおりである。（令和6（2024）年9月末時点）

	県管理区間	国管理区間
洪水予報河川	15河川	9 河川
水位周知河川	4 河川	—
その他河川	184河川	—

〈資料編 2-10-4-2 洪水浸水想定区域図指定状況〉

第4 豪雪地帯の状況

1 豪雪地帯の指定の状況

県北部に位置する３市町（日光市（旧日光市・旧藤原町・旧栗山村）、那須塩原市（旧黒磯市・旧塩原町）、那須町）が「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）」に基づく「豪雪地帯」に指定されている。

2 雪崩危険箇所指定の状況

豪雪地帯特別措置法により指定を受けた豪雪地帯に分布している本県雪崩危険箇所については、令和6（2024）年3月現在、以下のとおり確認されている。

環境森林部所管	県土整備部所管	合計
40箇所	危険箇所 : 209箇所 準ずる箇所 : 153箇所	410箇所

〈資料編 2-8-9 雪崩危険箇所及び準ずる箇所一覧表〉

第2節 主な風水害等の概要

【概要】

本県に被害を及ぼした主な水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第1 本県の水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要

1 主な水害・台風、竜巻等風害の被害状況

過去最大の人的被害をもたらした風水害は昭和22年のカスリーン台風で、日光や塩原では総雨量が約500mmとなり、渡良瀬川の氾濫などが発生した。死者・行方不明者は400人以上、住家の倒壊・流失が2千棟以上となった。

過去最大の住家被害及び被害額をもたらした風水害は令和元年の東日本台風で、住家被害については、全半壊、一部破損、床上・床下浸水は合計約1万5千棟に上り、21市町に災害救助法が適用され、被害額については、956億円に上った。

竜巻等風害については、平成24年5月6日の昼頃に県東南部で発生した竜巻により、真岡市東部から益子町、茂木町を経て茨城県常陸大宮市までの長さ約32km、幅約650mの範囲で住家や農業施設の損壊などの被害が発生し、重傷1人、住家被害が約470棟に上った。

雪害については、平成26年2月に2週に渡る降雪があり、宇都宮市で32cm、日光市土呂部で129cm、那須で88cmの積雪となり、重軽症が約100人、住家の半壊及び一部破損が約30棟に上った。

〈資料編 1－5－2 過去の主な水害・台風・竜巻等風害の概要〉

第2章 予 防

第1節 防災意識の高揚

【概要】

県民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 県民の防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

県、市町及び防災関係機関は、県民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

その際、内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」などを活用する。

2 防災知識の普及啓発推進

県（危機管理防災局）、市町及び防災関係機関は、県民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、県は、家庭等で普段からできる防災対策について、県民（特に若い世代）へ継続的に周知していく。

（1）普及啓発活動

ア 主な普及啓発活動

- ・防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- ・ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布
- ・テレビ、ラジオ（コミュニティ放送局及び臨時災害放送局を含む）、新聞、広報誌、SNS等による広報活動の実施
- ・ホームページやメールによる防災情報の提供
- ・防災訓練の実施の促進
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰の実施

イ 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県（危機管理防災局）は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市にある「消防防災総合センター（栃木県防災館）」の機能を充実・強化し、大雨、強風等の疑似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

＜資料編2-1-1 県消防防災総合センターの概要＞

ウ 消防団員（水防団員）、とちぎ地域防災アドバイザー等による防災普及啓発活動の促進

県（危機管理防災局）及び市町は、消防団員（水防団員）、とちぎ地域防災アドバイザー等による地域の防災普及啓発活動を促進する

＜資料編2-1-2 とちぎ地域防災アドバイザーの概要＞

（2）啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ・防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ・水防月間（5月1日～5月31日）
- ・山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）

- ・ がけ崩れ防災週間（６月１日～６月７日）
- ・ 土砂災害防止月間（６月１日～６月30日）
- ・ 火山防災の日（８月26日）
- ・ 防災週間（８月30日～９月５日）
- ・ 雪崩防災週間（12月１日～７日）
- ・ とちぎ防災の日（３月11日）

第２ 児童生徒等及び教職員に対する防災教育

本章第23節第１の３に準ずる。

第３ 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

県（保健福祉部・産業労働観光部・危機管理防災局・その他各部局）、市町及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ・ 病院、社会福祉施設
- ・ ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第４ 職員に対する防災教育

県（危機管理防災局・その他各部局）、市町及び防災関係機関は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

第５ 防災に関する調査研究

県、市町及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第６ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、食物アレルギー等の食事に特別な配慮が必要な者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第７ 言い伝えや教訓の継承

県、市町及び県民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人からこどもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

また、県、市町は、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第８ 県職員及び市町職員向け災害救助法等の研修の実施

県（危機管理防災局）は、平時から災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等について理解を深めるために、県職員及び市町職員向けの研修会を開催するとともに、必要に応じて担当者向けの手引きを作成する。

第２節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実

【概要】

自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第１ 現状と課題

１ 自主防災組織

本県では、「自分達の地域は自分達で守る」との自覚のもと、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下、「自主防災組織」という。）について、全市町において、既存の自治会や学校区を積極的に活用した結成が図られてきており、県全体で８０％を超える組織率（活動カバー率）となっているが、活動の形式化、活動に対する住民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題も発生しているため、県（危機管理防災局）及び市町は、常に活性化に努め、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける必要がある。

〈資料編２－２－３ 自主防災組織の現況〉

２ 消防団

消防団員数は年々減少し、更に団員の高齢化が進行しているため、県（危機管理防災局）及び市町は、団員の確保と活性化を図るための取組を進める必要がある。

〈資料編２－２－４ 消防団の現況〉

３ ボランティア団体等

困ったときには共に助け合う「共助」の精神に基づき、県内には、災害発生時に被災者への迅速かつきめ細かな支援が期待できる社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ法人、中間支援組織、地域団体等が数多く存在するが、被災者のニーズとボランティア等の活動をスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。

第２ 個人・企業等における対策

１ 県民個人の対策

県民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

県（危機管理防災局）及び市町は、本章第１節第１のとおり、県民に対する防災意識の高揚を図る。

２ 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行なう防災活動に協力できる体制を整える。

県（産業労働観光部・危機管理防災局・その他各部局）及び市町は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、県は、企業等の要望に応じた事業継続計画（BCP）の個別策定支援を行う。さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

第3 自主防災組織の育成・強化

1 自主防災組織の対策

各地域は、自主防災組織を結成し、平常時から地域を守るために、危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

2 県及び市町（消防本部（局）含む）による自主防災組織の育成・強化

県（危機管理防災局）及び市町は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の町内会、自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

（1）県（危機管理防災局）

- ・自主防災組織育成方針の改善
- ・出前講座等の開催
- ・市町が行う自主防災組織育成及び資機材整備に対する支援（財政的補助等）
- ・とちぎ地域防災アドバイザーの活動支援
- ・広報活動（県民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

（2）市町

- ・自主防災組織への資機材の整備支援
- ・自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ・自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ・自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ・広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

〈資料編2-2-2 栃木県自主防災組織育成方針〉

第4 消防団（水防団）の活性化の推進

県（危機管理防災局）及び市町は、次の事業を実施するなど、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。さらに、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努める。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

1 県（危機管理防災局）

- ・市町が行う団活性化事業に対する助成
- ・消防団員に対する教育訓練の実施
- ・女性消防団員の加入促進事業に対する助成、女性や若者の加入促進、機能別団員・機能別分団制度の導入促進
- ・消防団応援の店制度の推進
- ・消防団活動に積極的に協力している事業所等に対する消防団協力事業所表示証の交付

- ・消防団活動に協力的な事業所に対する感謝状の贈呈
- ・消防団活性化の広報事業 等

2 市町

- ・消防団活性化総合計画の策定
- ・消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- ・消防団員に対する各種教育訓練の実施
- ・地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報 等

第5 女性防火クラブの育成・強化

市町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

県（危機管理防災局）は、クラブ間の相互交流と活動内容の情報交換等の支援を行い、県全体の活動の活性化を図る。

第6 災害関係ボランティアの環境整備

1 一般ボランティア

県（生活文化スポーツ部・保健福祉部）及び市町は、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

(1) ボランティア活動の環境整備

県、市町、県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会は、県民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ・ボランティアに係る広報の実施 〈県（生活文化スポーツ部）、市町、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会〉
- ・災害ボランティアの担い手の育成・災害ボランティアセンター運営等研修事業の実施
〈県（生活文化スポーツ部）、市町、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会〉
- ・ボランティア団体の育成・支援 〈市町、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会〉
- ・災害救援活動に係るマニュアルの策定 〈県社会福祉協議会〉

(2) 行政とボランティア団体等との連携

県（生活文化スポーツ部、保健福祉部）及び市町は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図る。

ア 市町地域防災計画上での社会福祉協議会との連携及び災害ボランティアセンターの設置方針等の明記

イ 各市町災害ボランティアセンター情報の県域での集約と県民への情報提供方法の確立

ウ ボランティア活動を支援する体制の構築

県（生活文化スポーツ部・保健福祉部）は、災害ボランティア活動支援方針に基づき、災害ボランティア活動連絡会議を設置し、平常時には研修や訓練による団体間の連携強化や理解促進などの災害ボランティア活動に参加しやすい環境づくり、災害時には災害ボランティア活動に関する情報共有や協議を行う。

(3) ボランティア団体等間の連携強化

県（生活文化スポーツ部）は、平常時からボランティア団体等同士の関係作りに努める。

ア 中間支援センター連携推進会議等の開催

県（生活文化スポーツ部）はとちぎボランティアNPOセンターにおける中間支援センター連携推進会議等により、ボランティア団体等同士の交流やその活性化の方法を研究する。

イ とちぎボランティアNPOセンターウェブサイトの活用

県（生活文化スポーツ部）は、ボランティア団体や県民等が災害時の活動にあたって利用できるよう、災害ボランティアセンターの設置状況、ボランティアやボランティアコーディネーターの募集等、ボランティアに関する情報を掲載し、情報提供を行う。

2 専門ボランティア

（１）山地防災ヘルパー

山地防災ヘルパーは、地域を所管する県の環境森林事務所及び矢板森林管理事務所（以下「環境森林事務所等」という。）と連携し、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び提供活動等を行う。

県（環境森林部）は、これらの活動に対し、支援及び協力を行う。

（２）砂防ボランティア

県（県土整備部）は、土砂災害防止に資するため、砂防ボランティアの活動を支援するとともに、栃木県砂防ボランティア協会との円滑な情報交換を行う等連携・協力を図る。

（３）農村災害復旧専門技術者

県（農政部）は、農地・農業用施設等の迅速かつ的確な災害復旧に向けて、専門技術者を派遣する栃木県農村災害支援連絡会と現地測量や復旧工法の検討等について連絡・調整を行う。

（４）被災宅地危険度判定士

本章第７節第４に準ずる。

（５）災害時外国人サポーター及び外国人キーパーソン

第２章第４節 第５の３のとおりとする。

（６）災害復旧技術専門家

長年災害復旧業務に携わった国・都道府県職員のＯＢを中心に、被災した県及び市町に対して公共土木施設の被災状況把握・調査、助言・指導、応急措置の技術的支援及び災害復旧業務の技術的支援等を行う。県（県土整備部）は、災害復旧技術の専門家を派遣する制度を運営する（公社）全国防災協会と連絡・調整を行う。

（７）栃木県災害復旧技術アドバイザー

災害復旧技術制度を熟知した栃木県県土整備部技術職員退職者により、市町に対する災害対応の支援を行う。県（県土整備部）が事務局となり、（公財）とちぎ建設技術センターと連絡・調整を行う。

第７ 人的ネットワークづくりの推進

市町は、県（生活文化スポーツ部・保健福祉部・危機管理防災局）の協力を得て、消防、県警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第８ 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

県（危機管理防災局）及び市町は、災害時における迅速な避難行動の実現や地域住民の防災意識の高揚に有効な地区防災計画策定が県内全域において進むよう、計画策定を支援する。

また、市町（市町防災会議）は、一定の地区の住民等から提案された地区防災計画を災害対策基本法に基づいて、市町地域防災計画に位置付ける必要があるか判断するものとする。

第3節 防災訓練の実施

【概要】

初動対応等を重視した実践的な訓練を行う。

第1 総合防災訓練

県（危機管理防災局・その他各部局）及び市町は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、県民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災や令和元年東日本台風、令和6年能登半島地震等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助・互助・共助による活動を重視する。

また、県、市町は、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化、要配慮者の多様なニーズ及び男女、家庭動物の飼養の有無等によるニーズの違いに配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に毎年度実施する。

- ・ 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部、支部、応援支部設置訓練
- ・ 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ・ 水防訓練
- ・ 土砂災害に係る避難訓練
- ・ 救出・救助訓練
- ・ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- ・ 応急救護、応急医療訓練
- ・ ライフライン応急復旧訓練
- ・ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- ・ 支援物資・緊急物資輸送訓練
- ・ ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- ・ 広域応援訓練
- ・ 避難行動要支援者避難支援訓練
- ・ 災害ボランティアセンター設置運営訓練

〈資料編2－3－1 総合防災訓練の実施内容〉

第2 防災図上総合訓練

県（危機管理防災局・その他各部局）、市町、防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に実施する。また、実践的な訓練とするため、次の点に留意する。

- ・ 特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等の体制構築、状況判断、及び対応策の立案といった内容を盛り込む。
- ・ 実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施する。
- ・ 訓練実施地のハザードマップやより実際の被害想定等を考慮する。

第3 通信訓練・情報伝達訓練

県（危機管理防災局）、市町、防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

また、県（県土整備部・危機管理防災局・県警察本部）、国（国土交通省）、（一社）栃木県建設業協会及び自衛隊は、「大規模災害時における公共土木施設の復旧体制に関する連携会議」の活動として、大規模災害時における公共土木施設の復旧体制について、情報伝達訓練を実施する。

第4 水防訓練

水防管理団体（市町）は、消防本部（局）と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団の参加を得た水防訓練を毎年度実施する。

第5 土砂災害・全国防災訓練

市町は、防災関係機関等と協力し、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による住民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

第6 県民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- ・情報伝達訓練
- ・避難訓練、避難誘導訓練
- ・救出・救護訓練
- ・避難行動要支援者避難支援訓練 等

第4節 避難行動要支援者対策

【概要】

高齢者、障害者、乳幼児等、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。

第1 現状と課題

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

最近の主な大規模災害では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られることから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

第2 地域における安全性の確保

市町は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿の作成、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に努めるとともに、名簿情報や個別避難計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で、原則、本人からの同意を得て、消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者に情報提供するものとする。

当該情報を提供するときは、市町地域防災計画の定めるところにより、情報提供を受ける者に対して、情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

県は、市町や自主防災組織等に対して必要な支援を行う。

1 市町における計画

市町は、災害対策基本法及び内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、市町地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方を整理し、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして個別避難計画の作成に努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県（保健福祉部）は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

地域防災計画において定める必須事項

＜避難行動要支援者名簿＞

- （１）避難支援等関係者となる者
- （２）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- （３）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- （４）名簿の更新に関する事項
- （５）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町が求める措置及び市町が講ずる措置
- （６）要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- （７）避難支援等関係者の安全確保
- （８）その他必要事項

＜個別避難計画＞

- （１）優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方
- （２）避難支援等関係者となる者
- （３）個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- （４）個別避難計画の更新に関する事項
- （５）個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町が求める措置及び市町が講ずる措置
- （６）避難のための立退きの準備等についての通知又は警告に当たり、要配慮者の円滑かつ確実な避難を確保するための必要な情報の提供その他の必要な配慮
- （７）避難支援等関係者の安全確保
- （８）その他必要事項

2 地域支援体制の整備

市町は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

（１）避難支援の具体化

市町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法等を定める個別避難計画の作成に努める。

（２）防災知識の普及・啓発

県（生活文化スポーツ部・保健福祉部・危機管理防災局）及び市町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第3 社会福祉施設等における安全性の確保

1 施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

県（保健福祉部）及び市町は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設

県（保健福祉部）及び市町は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

2 非常災害に関する計画の作成

県（保健福祉部）及び市町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制に従業者及び利用者にも周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

3 社会福祉施設機能の弾力的運用

県（保健福祉部）及び市町は、災害により被災した高齢者、障害者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

4 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等

市町は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

県（保健福祉部・教育委員会事務局・その他部局）及び市町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市町長はその旨を公表することができる。

5 防災教育・訓練の充実

県（保健福祉部）及び市町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

〈資料編 2－4－1 市町別社会福祉施設数〉

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

県（各部局）及び市町は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

2 一時避難のための配慮

県（各部局）及び市町は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第5 外国人に対する防災対策

1 外国人への防災知識の普及

県（生活文化スポーツ部・危機管理防災局）及び市町は外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、市町は、外国人に配慮し、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やJ I S規格のピクトグラムの共通化に努める。

2 地域等における安全性の確保

市町は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

- ・外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想させることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- ・自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- ・外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーター及び外国人キーパーソンの確保

県（生活文化スポーツ部）は、災害時に外国人に対し適切な情報提供及び適切な支援を行うため、（公財）栃木県国際交流協会が行う災害時外国人サポーター（通訳・翻訳等のボランティア）及び外国人キーパーソン（災害情報について外国人住民に対しSNS等で発信できる人）の事前登録について必要な支援を行う。また、（公財）栃木県国際交流協会との連携強化を図り、登録された災害時外国人サポーターを速やかに動員するとともに、外国人キーパーソンが速やかに情報発信できる体制づくりを推進する。

また、市町は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

4 災害時における外国人支援体制の整備

県（生活文化スポーツ部）は、災害の規模・被害等に応じ、（公財）栃木県国際交流協会に「災害多言語支援センター」（災害関連情報の多言語提供や相談業務を行う拠点）の設置を要請するとともに、運営について適切な支援を行う。

また、市町は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

県（生活文化スポーツ部）及び（公財）栃木県国際交流協会は、災害時に市町が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターの派遣など適切な支援を行う。

5 災害時における訪日外国人への情報伝達

県（産業労働観光部）は、訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境整備に努める。

第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

【概要】

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 県民の備蓄推進

県民は、各家庭において非常持出品の他、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

県（危機管理防災局）及び市町は、広報紙、インターネット等各種媒体を通して県民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 市町の備蓄推進

市町は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行なう。

なお、目標数量については、県の地震被害想定（震災対策編 第1章 第3節 参照）等を参考に設定し、計画的に備蓄を行うよう努める。

3 県の備蓄推進

県（危機管理防災局）は、広域的な立場から県民及び市町の備蓄を補完するため、現物備蓄や物資の調達に関する協定等による流通備蓄等により確保する。

（1）現物備蓄の実施

県（危機管理防災局）は、次のような品目について、県消防防災総合センター、地方合同庁舎等の防災拠点に分散して現物備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては、要配慮者や食物アレルギーのある者にも配慮した品目選定を行う。

○備蓄品目

- ・ 飲 食 料・・・・・・水、アルファ米、かゆ、ソフトパン 等
- ・ 生活必需品・・・・・・毛布、簡易トイレ 等

＜資料編2－5－1 県の備蓄状況＞

（2）食料及び生活必需品の調達体制の整備（流通備蓄の実施）

ア 調達体制の整備

県（環境森林部・農政部・危機管理防災局）は、要配慮者や女性、子ども、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを補完するため、関係機関や事業者と協定を締結し、次のような品目について調達体制を整備する。なお、県内のどの地域においても速やかに物資を供給できるよう、県内外に広く分布している機関、事業者（大規模小売店等）からの調達体制の整備に努める。

○調達品目

- ・ 食料・・・・・・ 弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳 等
- ・ 生活必需品・・・・ 肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品 等
- ・ 光熱材料・・・・・・ 灯油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭、発電又は蓄電機能を

有する車両 等

- ・要配慮者等用・・・ 乳児ミルク、（アレルギー除去ミルク含む）、アレルギー除去食品等の病者用食品、ほ乳びん、紙おむつ 等

イ 平常時における燃料確保対策

県（危機管理防災局）は燃料確保対策として、締結した災害時応援協定が円滑に運用できるよう、災害時における物資輸送車両の燃料確保対策を推進する。

4 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

第2 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

県（保健福祉部）は、大規模な災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携を図り、医薬品、資器材等の備蓄体制を整備する。

1 各品目の備蓄、調達体制の整備

（1）医薬品、医療機器類等

ア 医療機関における備蓄

県（保健福祉部）は、地方独立行政法人栃木県立がんセンター、済生会宇都宮病院に医薬品等の備蓄を行い、緊急医療体制を整備する。

イ 医薬品卸売業者等における備蓄

県（保健福祉部）は、栃木県医薬品卸協会等との委託契約により、医薬品、医療機器類を備蓄する。また、県内をブロックに区分し、各ブロックを相互に補完する体制を併せて整備する。

〈資料編2-5-3-1 備蓄医薬品・医療機器類（衛生材料含む）の供給体制〉

〈資料編2-5-3-2 栃木県災害時備蓄医薬品・医療機器類（衛生材料含む）に係るサプライ基地及びバックアップ事業所の体制図〉

〈資料編2-5-3-3 サプライ基地・バックアップ事業所一覧（連絡先）〉

〈資料編2-5-4-1 医療用医薬品（サプライ基地等備蓄）〉

〈資料編2-5-4-2 医療機器類（衛生材料含む）（サプライ基地備蓄）〉

〈資料編2-5-4-3 病院備蓄医療用医薬品リスト〉

（2）輸血用血液製剤

県（保健福祉部）は、輸血用血液製剤の供給について、栃木県赤十字血液センターとの緊密な連携体制を整備する。

（3）避難所配置用常備薬

県（保健福祉部）は、避難所で生活する被災者の健康確保等のため、栃木県薬事工業会との協定により、県内の複数の製薬等工場にかぜ薬、鎮痛剤等を備蓄し、家庭用常備薬の調達体制を整備する。

〈資料編2-5-5 避難所配置用常備薬備蓄事業所〉

〈資料編2-5-6 避難所用一般用医薬品等備蓄リスト〉

（4）医療用ガス

県（保健福祉部）は、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会との協定により、医療用ガス等の調達体制を整備する。

〈資料編2-5-7 災害時医療ガス等供給出動フロー〉

（5）医療機器

県（保健福祉部）は、栃木県医療機器販売業協会との協定により、医療機器等の調達体制を整備する。

(6) 医療用物品

県（危機管理防災局）は、緊急に必要な簡易ベッド、枕その他最低限必要な物品を、消防防災総合センター、災害拠点病院等の防災拠点に備蓄する。

2 平常時における在庫品目、数量等の把握

県（保健福祉部）は、備蓄医療機関や栃木県医薬品卸協会等からの定期報告や現地調査により、平常時における備蓄状況等を把握する。

第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

県（県土整備部・危機管理防災局）及び市町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

1 各機関の対策

(1) 市町の対策

市町は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。

なお、市町単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。

(2) 県の対策

県（県土整備部・危機管理防災局）は、市町の備蓄体制を補完する立場から、地方合同庁舎、水防倉庫等の備蓄倉庫に資機材の備蓄を行うとともに、関係機関や事業者等と協定を締結し、調達体制を整備する。加えて、県（危機管理防災局）は救出・救助等における情報収集等を支援するため、無人航空機（ドローン等）等の特殊機材についても、関係機関や事業者等と災害時応援協定を締結し、調達体制の整備に努める。

また、県（県土整備部）は、栃木県建設産業団体連合会や建設コンサルタント協会関東支部との間に締結している協定に基づき、応急対策業務に必要な資機材の調達体制を整備する。併せて被災宅地危険度判定を行うための資機材を整備する。さらに、県（危機管理防災局）は、市町が自主防災組織に対して行う資機材の整備支援に対して、財政的な補助を行う。

(3) 防災用資機材の管理者における対策

防災用資機材の管理者は、災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。

第4 移動式トイレによる相互応援体制の整備

県（危機管理防災局）は、移動式トイレ（トイレカー）を保有し、市町の導入を促進するとともに、災害発生時における移動式トイレによる相互応援体制を整備する。

第5 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市町は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

第6 物資の供給体制及び受入体制の整備

県（県土整備部・危機管理防災局）及び市町は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの支援物資等の受入体制の整備に努める。

第7 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

第6節 風水害等に強い県土づくり

【概要】

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、治水・砂防・治山対策並びに道路アンダー冠水対策を実施する。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市町は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

これまでの被災地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、市町は防災指針を含めた立地適正化計画や都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これらの市町マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、県（各部局）及び市町は、県民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 市街地開発事業等の推進による防災都市づくり

県（県土整備部）は、避難路に資する都市計画道路等の都市施設の整備を推進するとともに、市街地開発事業等の実施主体となる市町・組合に事業実施を積極的に働きかけ、幹線道路や都市河川、公園などを一体的に整備する災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

県（各部局）、市町等の関係機関は相互連携により、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第4節第3の1に準ずる。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園の整備

県（県土整備部・危機管理防災局）及び市町は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 分散型エネルギーの導入拡大

県（環境森林部・その他各部局）及び市町は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図る。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

1 治水対策

(1) 河川の整備

県（県土整備部）は、水害に対する総合的な流域対策の検討や、河川特性、地域の風土や文化

等を反映させた地域住民参画による河川整備計画を策定するとともに、これに基づく効果的、経済的な河川整備の推進を図る。

〈資料編 2-7-1 重要水防箇所一覧表〉

(2) ダムの管理

県（県土整備部）は、治水の観点から、発生のおそれがある洪水災害を未然に防止するために、上流部に洪水調節を目的としたダムを管理し、洪水の軽減を図る。

〈資料編 2-7-2 ダム計画〉

(3) 施設の維持管理

県（県土整備部）は、河川管理施設について、適切な時期に点検を行うなど効率的な維持・修繕を行う。

2 砂防対策

県（県土整備部）は、治水上有害となる土砂流出を防止し、下流河道に対する流送土砂を軽減することを目的として、次の箇所に重点をおいて事業の実施を図る。

- ア 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある箇所
- イ 土砂災害警戒区域内に避難場所がある箇所
- ウ 土砂災害警戒区域内に公共的建物（官公署や教育施設等）がある箇所
- エ 土砂災害特別警戒区域内に保全対象人家5戸以上がある箇所
- オ 近年の豪雨等により土砂流出等の被害があり、緊急的に対策が必要になった箇所

3 治山対策

県（環境森林部）は、山腹崩壊危険地、はげ山移行地、不安定な土砂が堆積する溪流など、災害の発生しやすい山地を整備するため、山脚、溪床を固定させる治山ダム工、山腹地盤を安定させる土留工、早期に森林の機能を回復させる緑化工を実施する。

〈資料編 2-7-5 保安林の面積〉

第3 道路アンダー冠水対策

最近の集中豪雨は、特に狭所に集中し、かつ多発化しており、これらの局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による道路冠水対策については、喫緊の課題となっている。道路管理者（県・市町）は冠水箇所を公表して注意を喚起し、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、進入防止柵の設置、初動対応の短縮を図る。

1 冠水箇所を公表

道路管理者（市町）は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

2 対策工事等の推進

道路管理者（県・市町）は、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事等を推進する。

○対策工事等の例

- ・道路監視カメラ（CCTV）の設置
- ・冠水情報板や通報装置の設置
- ・冠水喚起看板やチェックラインの設置
- ・進入防止柵の設置
- ・設備や排水路の点検

3 初動体制の確立

道路管理者（県・市町）は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため訓練を実施する。併せて、ドライバーに局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の場合道路アンダーには進入しないよう周知を行う。

4 初動体制の強化

道路管理者（県）は、道路アンダーの冠水通報や情報を受信した場合、速やかに通行止めを行うため、迅速かつ確実に機能する動員体制および連絡体制の整備を図る。

第7節 土砂災害・山地災害等対策

【概要】

土砂災害、宅地造成地災害、山地災害、土石流等について、計画的な予防対策を実施する。

第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（崖崩れ・地すべり・土石流）から県民の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、県（県土整備部）及び市町は連携して次の対策を実施する。

- 〈資料編 2-8-3 土砂災害警戒区域等（地すべり）（県土整備部所管）一覧表〉
- 〈資料編 2-8-6 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表〉
- 〈資料編 2-8-8 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表〉

1 基礎調査の実施

県（県土整備部）は、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水等の状況、土地利用状況等について基礎調査を実施する。

なお、ハード整備対策の実施や土地の改変により、区域の見直しが必要な箇所にあつては、再度調査を実施する。

2 土砂災害警戒区域の指定等

（1）県（県土整備部）は、関係市町の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下、「警戒区域」という。）として指定する。

（2）市町は、警戒区域の指定があつた場合、市町地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項
- オ 救助に関する事項
- カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

（3）市町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設に配布する。

- (4) 県（保健福祉部・教育委員会・各部局）及び市町は、市町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援する。

3 土砂災害特別警戒区域の指定

県（県土整備部）は、関係市町の意見を聴いて、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定し、当該土砂災害警戒区域において次の措置を実施する。

- ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限
- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制等
- ・土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・勧告等による移転者への融資、資金の確保 等

第2 土砂災害関連情報

1 土砂災害警戒情報の発表・提供

本編第3章第2節第2の2の（1）に準ずる。

2 土砂災害緊急情報の提供

本編第3章第2節第2の2の（2）に準ずる。

3 土砂災害に関するその他の情報提供

本編第3章第2節第2の2の（3）に準ずる。

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

県（県土整備部）及び市町は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定士の養成

被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき、被災宅地危険度判定士を認定する。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

3 被災宅地危険度判定実施体制の整備

栃木県被災宅地危険度判定地域連絡協議会において県内市町等との連絡調整及び被災宅地危険度判定実施体制について整備する。

第4 地すべり防止対策

本県の地すべり危険箇所等については、県下全域に分布しており、その多くは、県東部の八溝地域に分布している。

〈資料編2-8-3 土砂災害警戒区域等（地すべり）（県土整備部所管）一覧表〉

〈資料編2-8-5 山地災害危険地区（環境森林部所管）一覧表〉

1 危険箇所等の実態調査

県（環境森林部・農政部・県土整備部）は、地すべりにより被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

2 防止工事の実施

県（環境森林部・農政部・県土整備部）は、上記危険箇所等の中から危険が切迫している箇所について、主務大臣に対して「地すべり等防止法」第3条の規定による「地すべり防止区域」の指定の申請を行う。

指定された区域においては、国（それぞれの所管省庁）及び県（環境森林部・県土整備部）が、人家や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等、緊急度の高い箇所から順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。

〈資料編 2－8－4 地すべり指定区域編入状況一覧表〉

3 指定区域の管理

県（環境森林部・県土整備部）は、地下水を停滞、増加させる行為、地下水の排除を除外する行為、地表水を放流又は停滞させる行為、地表水の浸透を助長する行為等地すべりの活動を助長する行為について取締を行う。

第5 山地災害防止対策

本県の山地に起因する災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、県下全域に分布している。これらの地区における被害発生を防ぐため、次の対策を計画的に実施する。

〈資料編 2－8－5 山地災害危険地区（環境森林部所管）一覧表〉

1 情報収集の実施

- （1）県（環境森林部）は、市町と連携し、山地防災パトロールを実施する。
- （2）県（環境森林部）は、パトロールや山地災害関連の情報収集を行う山地防災ヘルパーの支援及び協力に努める。
- （3）県（環境森林部）は、森林及びその周辺で活動する団体や事業者と山地災害の情報提供に関する協定を結び情報収集し、施設整備や地域住民への情報提供など減災対策に努める。

2 対策工事の実施

県（環境森林部）は、これらの山地災害危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。また、流木災害が発生するおそれのある地区については、流木対策工事を推進する。

3 森林の整備

県（環境森林部）は、森林の持つ水源かん養、土砂流出防止機能を活用し、山地での災害発生及び下流域での流木災害発生を防止するため、荒廃している森林の整備を図る。

〈資料編 2－7－5 保安林の面積〉

4 住民等への周知

県（環境森林部）は、市町に危険箇所に関する資料を提供する。また、山地防災推進員の活動を通じ、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生未然防止及び被害の軽減を図る。

第6 急傾斜地崩壊対策

〈資料編 2－8－6 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表〉

1 急傾斜地崩壊防止工事

県（県土整備部）は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所

所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

〈資料編 2－8－7 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表〉

2 急傾斜地崩壊危険区域の管理

(1) 行為制限

県（県土整備部）は、水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為について、取締を行う。

(2) 土地所有者等の土地保全の努力義務

(3) 防災措置の勧告

(4) 改善措置の命令

(5) 災害危険区域の指定（建築基準法第39条）

3 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

市町は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

県（県土整備部）は、急傾斜地崩壊危険地区の指定区域において、当該市町と協力し、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

(2) 融資制度の周知

県（県土整備部）及び市町は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

- ・ がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

4 住民への周知

県（県土整備部）は、市町に危険区域に関する資料を提供するとともに、市町と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険区域の周知を行う。また、県（県土整備部）及び市町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・ 降雨量、積算雨量等の増加
- ・ 崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
- ・ 斜面に膨らみ、割れ目がみられる
- ・ 小石が斜面からばらばらと落ち出す

第7 土石流防止対策

〈資料編 2－8－8 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表〉

1 砂防指定地の指定

県（県土整備部）は、砂防法第2条により「治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するために積極的に指定を行う。

2 砂防指定地の管理

県（県土整備部）は、砂防施設の維持のため、常に、砂防指定地等の十分な管理を行う。このため、砂防指定地の現状を変更して治水砂防上悪影響を与える行為を制限するとともに、常にその現況の把握を行う。

また、「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」に基づき、砂防指定地内で、知事の許可なしに、切土、掘削などの土地の形状変更、土石、岩石の採取、工作物の新築、改築、立木の伐採、伐根等、土砂の流出を助長する行為を行うことを禁じる。

〈資料編 2-7-3 砂防指定地指定状況一覧表〉

3 砂防工事の推進

県（県土整備部）は、土石流に対処するための工事について、土石流の発生するおそれが高い溪流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い溪流について重点的に砂防工事を推進する。

4 砂防施設の維持

本県における砂防関係施設は、今後老朽化による急速な機能低下が懸念されている。このため平成28年度に策定した「栃木県砂防関係施設長寿命化修繕計画」に基づき、既存施設の機能及び性能を維持するとともに、コストの縮減及び平準化を図る。

〈資料編 2-7-4 砂防事業施設状況表〉

第8 盛土等による災害の防止に向けた対応

盛土等（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害から県民の生命及び財産を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」（以下「盛土規制法」という。）に基づき、県（環境森林部・県土整備部）及び宇都宮市は、市町や関係部局と連携しながら、次の対策を実施する。

1 基礎調査の実施

県（環境森林部・県土整備部）及び宇都宮市は、概ね5年ごとに基礎調査を実施する。

- （1）規制区域の指定等を行うための調査
- （2）既存盛土等を把握するための調査

2 規制区域の指定等

- （1）県（県土整備部）及び宇都宮市は、関係市町の意見を聴いて、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定する。
- （2）県（環境森林部・県土整備部）及び宇都宮市は、規制区域において次の措置を実施する。
 - ア 新たに行われる盛土等に対する工事規制
 - イ 災害防止に向けた不法盛土等に対する監督処分等

〈資料編 2-8-2 盛土規制法に基づく規制区域〉

第8節 水防体制の整備

【概要】

河川水位・雨量情報システムや河川防災ステーション等の水防施設を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第1 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

- （1）市町（水防管理団体）

市町（水防管理団体）は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

○水防管理団体水防倉庫備蓄基準（令和５年度「栃木県水防計画」より）

資器材名		単位	数量	資器材名		単位	数量
器具	掛矢	丁	5	資材	土のう袋等	袋	500
	ノコギリ	〃	5		シート類	枚	100
	ツルハシ	〃	5		杭鉄木	本	70
	スコップ	〃	20		鉄線	kg	50
	なた	〃	5		ロープ等	〃	50
	ペンチ	〃	3		竹	〃	15
	かま	〃	5				

（２）県

県（県土整備部）は、市町（水防管理団体）の行う水防作業を援助するため、土木事務所に水防資材を備蓄する。

＜資料編２－１０－１ 市町水防倉庫・水防資材一覧表＞

２ 水防施設の整備

国土交通省関東地方整備局、県（県土整備部）及び市町（水防管理団体）は、水防活動拠点となる河川防災ステーション等の整備に努める。

＜資料編２－１０－３ 河川防災ステーション位置図＞

３ 観測・伝達体制の強化

県（県土整備部）は、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図るとともに、県防災行政ネットワークを通じて、市町・消防本部（局）等へ平常時から広く情報を提供できるように体制を強化する。

また、県民に対しても、インターネット（とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム、川の水位情報システム）や電話応答システムにより雨量、水位情報等の提供を行うことができるよう体制を強化する。

＜資料編２－１０－２ 雨量・水位観測所一覧表（栃木県管理）＞

４ 訓練・研修等による水防団の育成・強化

（１）市町（水防管理団体）は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

（２）市町（水防管理団体）は、毎年出水期前に１回以上の水防訓練を実施する。

（３）市町（水防管理団体）は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第２ 洪水予報伝達体制の整備

１ 国が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局は、洪水により経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を気象庁と共同して関係機関に通知を行う体制を整備する。

県は、水防計画に基づき、予報通知受領後、関係機関に迅速かつ確実に伝達するため、伝達体制の整備・見直しを常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

本県関係の洪水予報河川、基準水位観測所及び発表基準等は、栃木県水防計画による。

〈資料編 2-10-5 洪水予報河川（国）〉

2 県が指定して洪水予報を実施する河川

県（県土整備部）は、国土交通省が指定した河川（1（1）のとおり）以外で流域面積が大きく相当な被害を生じるおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を宇都宮地方气象台と共同して関係機関に通知を行う体制を整備する。

洪水予報河川、基準水位観測所及び発表基準等は栃木県水防計画による。

〈資料編 2-10-6 洪水予報河川（県）〉

第3 水位周知河川の水位情報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、水防法第13条の規定により指定した水位周知河川について、水防管理者等あて水位情報の通知及び周知を行う体制を整備する。

本県関係の水位周知河川、基準水位観測所、発表基準等は、栃木県水防計画による。

〈資料編 2-10-7 水位周知河川（国）〉

〈資料編 2-10-8 水位周知河川（県）〉

〈資料編 2-10-9 水位周知河川（群馬県）〉

第4 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

県（県土整備部）は、市町村等のある河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。

市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

第5 洪水浸水想定区域等における対策

- （1）国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、第2及び第3により指定した河川等について、洪水時の円滑な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市町村に通知する。

また、ダム下流河川で洪水浸水想定区域が指定されていない区間についても、浸水想定図を作成し、浸水した場合の想定範囲、想定浸水深、浸水想定時間等について公表するとともに、市町村に情報提供する。

- （2）市町村は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合、少なくとも当該浸水想定区域等毎に、次の事項を市町村地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- ・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地

- ・市町の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地
- (3) 市町は、市町地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (4) 市町は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。
- ＜資料編 2-10-4-1 洪水浸水想定図の公表及び洪水ハザードマップ作成箇所一覧＞
- (5) 水防管理者（市町長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第6 水防警報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。

水防警報を行う河川、基準水位観測所、発表基準等は、栃木県水防計画による。

＜資料編 2-10-10 水防警報（国）＞

＜資料編 2-10-11 水防警報（県）＞

＜資料編 2-10-12 水防警報（群馬県）＞

第7 施設等の水害予防対策

1 河川管理施設等

(1) 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関との協議調整を図る。

(2) 事業計画

ア 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

イ 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

2 ダム施設（多目的、利水ダム）

(1) 平常時の予防対策

ダム施設の管理者は、治水や利水で十分なダム機能を発揮させるため、ダム毎に定めた操作規則・細則に基づく点検や維持管理の実施等、貯水池周辺の安全確保の徹底に努める。

また、放流する際に、操作規則・細則に基づき関係機関に通知する体制を確保するとともに、あらかじめ設定した区間において警報施設及び警報車による放流警報を河川利用者及び下流住民へ周知する体制の整備に努める。

(2) 保守管理目標

ダム施設の管理者は、河川管理者が実施する定期検査を受検し、ダム施設の機能を良好な状態で保つように努める。

なお、全てのダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、耐震設計を考慮して造られている。

＜資料編 2-16-12 ダム施設現況一覧表＞

第8 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、また、近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、県内の各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

第9節 雪害等予防対策

【概要】

積雪対策としての道路や除雪体制の整備、雪崩防止対策、融雪害予防対策を実施する。

第1 豪雪地帯対策基本計画による対策の推進

豪雪地帯の3市町（第1章第1節参照）においては、県（総合政策部）が策定した「栃木県豪雪地帯対策基本計画」に基づき、道路整備や、除排雪体制の充実、防雪施設の整備等克雪対策を推進していく。

第2 積雪対策

1 道路整備

冬期間における住民の安全な生活の確保を図るため、県（県土整備部）、市町、その他の道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- ・積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- ・防護柵、スノーシェッド、スノーシェルター、消融雪施設等防雪施設の整備
- ・路盤改良
- ・流雪溝の設置
- ・堆積帯、チェーン着脱帯の確保

2 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、住民の除雪中の事故防止を図るため、県（県土整備部）、市町、その他の道路管理者は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- ・除雪機械の整備充実
- ・除雪要員等の動員体制
- ・所管施設の点検
- ・除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- ・備蓄品の保管庫の整備

また、市町は、住民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため、地域コミュニティの互助による雪処理活動を行う仕組みを整備するよう努める。

3 異常降雪時への備え

異常な降雪に伴う交通障害が発生、又は発生するおそれがあるときに、迅速かつ的確に交通障害に対処するため、県（県土整備部・危機管理防災局）、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊及び国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）は、平成23年11月1日に締結した「異常な降雪時の情報交換に関する覚書」に基づき、連絡体制の確保に努める。

4 連絡体制の強化

異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。

5 道路除雪の優先付け

道路管理者（県土整備部）は、主要幹線道路や緊急輸送道路など、交通寸断により社会経済活動に与える影響が大きい道路について、優先的に除雪を行う。

また、道路除雪について優先基準の明確化を図る。

6 豪雪地域以外における除雪体制

豪雪地域以外では除雪体制が脆弱であるため、除雪機械や除雪要員等について、豪雪地域からの応援体制づくりに努める。

7 県民に対する広報

県やライフライン関係機関は、停電等の復旧情報について迅速に県民に対する広報に努める。

第3 雪崩防止対策

本県の雪崩危険箇所は、豪雪地帯の3市町に広く分布している。

〈資料編2－8－9 雪崩危険箇所及び準ずる箇所一覧表〉

1 森林の整備

県（環境森林部）は、森林が果たしている雪崩防止機能を高度に発揮させるため、間伐や複層林の整備、荒廃地の復旧など森林機能の維持増進を図る。

2 雪崩防止工事の実施

県（県土整備部）は、雪崩危険箇所のうち緊急度の高い箇所から、効率的かつ重点的な雪崩防止工事を実施する。

3 住民への周知

県（環境森林部・県土整備部）は、市町に雪崩危険箇所に関する資料を提供するとともに、市町と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に周知を行う。

第4 融雪害予防対策

1 土砂災害対策

県（県土整備部）は、土砂災害危険箇所において、融雪に伴う地すべり災害等を未然に防止するため、土砂災害警戒区域等の指定を適切に行うとともに、土砂災害防止施設の整備を推進する。

2 洪水災害対策

県（県土整備部）は、融雪出水による洪水災害等を防止するため、河川改修を進めるとともに、ダム等による治水施設の整備を図る。

3 適切な森林の整備

県（環境森林部）は、森林が果たしている保水機能の効果を増大させるため、適切な森林の整備を図る。

第10節 農林水産業関係災害予防対策

【概要】

農林水産業施設整備等の予防対策の実施に努める。

第1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

県（環境森林部・農政部）及び市町は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

1 共通的な対策

(1) 管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 農業用ダム・ため池施設対策

農業用ダム・ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

3 用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

〈資料編 2－9－1 農業用ダム・防災重点農業用ため池・排水機場一覧表〉

4 林道施設対策

林道の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、災害時に重要物流道路や緊急輸送道路等の重要路線が使用不能な状態となった場合に、集落間の連絡林道で代替路となり得る路線については、計画的な整備等に努める。

〈資料編 2－9－2 代替路になり得る林道一覧表〉

第2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、市町等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第11節 防災気象情報の観測・収集・伝達体制の整備

【概要】

防災気象情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

第1 宇都宮地方気象台の対策

1 地上気象観測施設の整備

宇都宮地方気象台は、台風・集中豪雨・長雨・竜巻突風などで災害の発生が予想される場合に、警報・注意報等の防災気象情報等を適時・的確に発表するため、気象台・日光特別地域気象観測所・地域気象観測所に設置している雨量計、風向風速計、温度計・日照計等の観測機器について、継続的な維持管理を行うとともに、必要に応じて整備拡充に努める。

〈資料編 1－3－5 地域気象観測所配置図（栃木県）〉

2 適切な防災気象情報の発表・伝達

（1）警報・注意報等の発表・伝達体制の整備

宇都宮地方気象台は、県内の気象観測所からのデータのほか、気象レーダー観測や高層気象観測等によるデータを基に、適切に防災気象情報を発表できる体制を整備する。

県及び関係機関に警報、注意報、その他重要な情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

また、県民の避難等応急活動が円滑に実施できるよう、県と連携するとともに、報道機関の協力を得て、防災気象情報について広く周知を図る。

〈資料編 1－3－3 宇都宮地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準〉

（2）防災気象情報の充実

宇都宮地方気象台は、気象情報、注意報・警報等の防災気象情報をより効果的なものにするため、随時詳細な調査・分析を行い、必要があれば改善に努める。

第2 県の対策

1 観測施設の維持管理

県（県土整備部）は、県内各地に設置している雨量計、河川水位計、ダム水位計等の観測機器について、継続的な維持管理を行うとともに、必要に応じて整備拡充に努める。

〈資料編 2－10－2 雨量・水位観測所一覧表（栃木県管理）〉

2 各種システムの運用・災害情報の公開

県（県土整備部）は、適切な災害対応の判断に資するよう、以下に示す各種システムについて、運用・災害情報の公開を行うものとする。

（1）河川水位・雨量情報システム（とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム）

観測したデータをリアルタイムで収集するとともに、防災関係機関のみならず県民誰もが情報共有することを可能にするため、それらのデータや警戒情報等をインターネット上で公開し、土砂災害及び洪水のおそれがある場合に、市町の避難情報の発令、住民の自主避難等迅速な災害対応を実施できる環境を整備する。

（2）川の水位情報システム（危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラ）

洪水時の監視体制の強化及び住民の避難行動を支援するため、危機管理型水位計、簡易型河川

監視カメラを設置し、表記システムを利用し、インターネットで公開する。

(3) 河川流況監視システム

県内の洪水予報河川15河川について、河川流況監視カメラ（CCTV）を設置し、河川の流況を監視するとともに、住民の避難等を支援するため画像データをインターネットで公開する。

(4) 土砂災害警戒情報システム

土砂災害警戒情報を遅延なく発表するために必要なシステムを整備し、維持管理する。土砂災害警戒情報の発表状況はインターネット上で公開し、住民が地域ごとの危険度や危険箇所を迅速に確認できる環境を整備する。

(5) 緊急速報メール配信システム（洪水情報・土砂災害警戒情報）

洪水や土砂災害の危険が高まった時に住民の主体的な避難等の防災行動を促すため、緊急速報メールを活用した「洪水情報」および「土砂災害警戒情報」のプッシュ型配信を運用する。

(6) 道路管理情報収集システム

県内の道路状況を監視するとともに、住民の避難等を支援するため道路監視カメラ（CCTV）を設置し、画像データをインターネットで公開する。

第3 関係機関の連携

災害に結びつく自然現象を、より多くの地点から収集し、詳細に把握するため、宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県等の気象・水位観測等実施機関は、観測値等の相互利用体制の整備に努めるとともに、他の防災関係機関に対し観測値を積極的に提供し、異常気象時における雨量等必要な観測値の総合的利用を図る。

第12節 防災行政ネットワーク等の整備

【概要】

関係機関と連携した防災行政ネットワークの整備を図る。また、地域住民への伝達手段の整備等、通信手段の充実に努める。
--

第1 現状と課題

平成10（1998）年8月末豪雨災害において公衆回線の寸断が発生し、県では、衛星回線を活用した「栃木県防災行政ネットワーク」を運用しているほか、県と市町・消防本部（局）・主要防災機関を結ぶ「防災情報システム」を導入し、被害報告等の情報収集・集計の高度化を図るとともに、災害現場からの映像情報の共有化を容易に行えるよう、ヘリテレ映像伝送システムを拡充した。また、移動系半固定無線機を各市町、消防本部（局）等に設置し、通信ルートの複数化による確実な情報伝達を図っている。今後、地域災害対策活動拠点である県立学校へ災害時にも使用することができる非常通信手段の整備を検討する必要がある。

また、県民等の安全確保には、放送事業者との連携体制の整備やCATVの活用、テレビやインターネット等によるＬアラート、携帯電話等による緊急速報メールなどがあるが、各市町の特色を活かして、災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等について放送事業者等とあらかじめ申し合わせるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有するなど、放送事業者等と連携した避難指示等の伝達体制の確立が必要である。

第2 県の対策

1 県防災行政ネットワーク

県（危機管理防災局）は、県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県防災行政ネットワークについて、次の対策を行い、災害時の情報収集・伝達手段の途絶を防止する。

(1) 定期保守点検の実施

県（危機管理防災局）は、各防災行政ネットワーク設置機関と連携し、障害を未然に防止するため、各局の施設及び機器について、定期保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努める。

(2) 停電対策

県（危機管理防災局）は、災害時においては、一般商用電源の被害が予測されるので、特に非常用電源の整備については、発電機用燃料の確保を含め、万全の措置を講じる。また、重要な設備等は、基礎ボルト、ストッパ等により固定を図る。

(3) 障害時の対策

県（危機管理防災局）は、障害発生時の障害時間の短縮のため、重要な機器・部品を予備品として保持し、障害修理体制の充実を図る。

(4) 運用確保対策

県（危機管理防災局）は、各防災行政ネットワーク設置機関の通信担当者等に機器の取扱い及び運用について指導を行う。また、災害時に適切に運用できるよう、設置機関と連携し、定期的に端末操作を含む通信訓練を実施する。

〈資料編 2-13-1 栃木県防災行政ネットワーク構成図〉

〈資料編 2-13-2 栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書〉

2 ヘリテレ映像電送システム

県（危機管理防災局）は、災害の規模・程度を速やかに把握し、適切な配備体制、的確な状況判断、市町への効率的な支援を行うため、県消防防災ヘリコプター「おおるり」から被災地の映像情報をリアルタイムで伝達するシステムの整備・維持管理に努める。

3 内閣府総合防災情報システム（SOBO-WEB）

県（危機管理防災局）は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、内閣府総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。

4 消防庁映像共有システム

県（危機管理防災局）は、被災地の被害状況について映像にて情報共有を図るため、消防庁が整備した消防庁映像共有システムを各機関が効果的に運用できるよう努める。

第3 市町・消防本部（局）の対策

1 市町防災行政無線

(1) 市町の対策

市町は、災害時における地域住民等への情報伝達手段として、同報系無線、移動系無線等を導入するよう努める。

また、災害に備えて、通信設備・施設の耐久性向上を図り、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、発電機用燃料の確保に努めると共に、定期的に通信訓練を実施し、習熟に努める。

(2) 県による整備支援

県（危機管理防災局）は、防災行政無線の整備を積極的に促進するほか、地域の実情に応じた情報伝達手段の整備の促進を図っていく。

2 その他の住民伝達手段の整備

市町は、豪雨時等の激しい雨等により屋外スピーカーの音声住宅内部に届かないことも考慮し、携帯電話等による緊急速報メール、CATV、テレビやインターネット等によるＬアラート、

コミュニティFM等の活用、災害時優先電話等輻輳に強い通信手段の確保、避難行動要支援者に有効である戸別通報システムの整備等、その地域の実情に合わせた災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

また、消防機関と協力して、トランシーバーやメール等消防団で効果的に活用できる通信手段の導入に努める。

3 消防・救急無線

消防機関は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

第4 県警察の対策

1 通信の確保

県警察は、警察専用有線電話通信及び警察超短波無線通信について、業務の重要性から、災害発生時においても通信が途絶することがないように、非常用電源の確保や警察通信施設の堅牢性の向上など各種対策を実施する。

〈資料編2-13-3 栃木県警察専用有線電話通信系統図〉

〈資料編2-13-4 栃木県警察超短波無線通信系統図〉

2 情報管理機能の確保

堅牢性の強化と非常用電源の確保を図るとともに、大規模災害発生後速やかに機能を回復させるため、システム構造の二重化等、信頼性の向上を図る。

3 体制の整備

警察通信職員を対策要員とした招集・連絡体制を整備するとともに、非常招集訓練や応急通信回線設定訓練等を定期的かつ随時情勢に応じて実施する。

第5 電信電話機関の対策

各電信電話機関は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- ・電信電話施設、設備の防災性の向上、非常電源等の確保
- ・電信電話施設、設備の定期点検
- ・通信サービスの継続、迅速復旧のための体制（応援協力含む。）、資機材等の確保
- ・災害対応計画の策定、訓練による検証・修正
- ・代替手段の普及（災害用の伝言ダイヤル、伝言板等の登録、利用法など）

第6 放送機関の対策

各放送機関は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- ・放送施設、設備の防災性の向上、非常電源等の確保
- ・放送施設、設備の定期点検
- ・放送の継続、迅速な復旧のための体制（応援協力含む。）、資機材等の確保
- ・災害対応計画（非常時の番組編成含む。）の策定、訓練による検証・修正
- ・非常用の放送施設、設備（仮設、予備など）の整備

第13節 避難体制の整備

【概要】

避難場所等の選定、避難誘導体制、避難場所等運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくするため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を県民に周知する。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 市町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として指定し、市町地域防災計画に定めておく。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県（危機管理防災局）に通知するとともに、公示する。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、管理体制、安全性等を考慮して指定するものとする。
(3) 市町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

- (1) 市町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、市町地域防災計画に定めておく。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県（危機管理防災局）に通知するとともに、公示する。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定するものとする。
(3) 上記（2）の基準に加えて、次のことにも留意すること。
ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
エ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

3 指定福祉避難所の指定

- (1) 市町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定福祉避難所として指定し、市町地域防災計画に定めておく。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県（危機管理防災局）に通知するとともに、受入対象者を特定の上、公示する。

- (2) 2の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。
ア バリアフリー化された施設であること。

イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

(3) バリアフリー化されており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

(4) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

〈資料編 2-21-2 市町別指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表〉

4 避難所の整備

市町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次の事項に留意するものとする。

○整備にあたっての留意事項

- ・あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めること。
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。障害者に対しては、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備し、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、JIS規格のピクトグラムの共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- ・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、障害者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに非常用電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN (Wi-Fi) の利用ができる環境整備に努める。
- ・必要に応じて家庭動物 (ペット) のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

5 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難に関する知識の周知徹底

県 (危機管理防災局)、市町及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、県（危機管理防災局）は、災害時において市町が多様な情報発信手段を活用できるよう、普段から研修会等により支援する。

○主な周知方法

- ・ 自主防災組織等を通じた周知〈市町〉
- ・ 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知〈市町〉
- ・ ハザードマップ配布による周知〈市町〉
- ・ 広報紙、インターネットによる周知〈県、市町〉
- ・ 避難訓練の実施〈自主防災組織等〉

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市町は、土砂災害や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う基準を設定するものとする。

その際、国の避難情報に関するガイドラインに示されている情報等により検討、設定する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

県（県土整備部・危機管理防災局）は、この基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

2 避難指示等の伝達手段の整備

市町は、土砂災害や浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第12節第3のとおり、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備を推進するとともに、広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、本章第12節第6の放送事業者の活用、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用し、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

3 避難誘導體制の確立

（1）各機関連携による地域の避難体制の確立

市町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ・ 各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- ・ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ・ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

（2）避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 帰宅困難者対策

震災対策編第2章第11節第3の2（2）イに準ずる。

イ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市町及び消防本部（局）は、デパート、映画館等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

市町は避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等も毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

市町は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行なうため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、市町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

市町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

6 県による体制整備支援

県（危機管理防災局）は、市町のマニュアル作成の指針となる栃木県避難所運営マニュアル作成指針を作成するなど避難所における管理・運営が円滑に行なわれるための支援に努める。

第5 県外避難者受入対策

震災対策編第2章第11節第2に準ずる。

第14節 警察における活動体制の整備

【概要】

災害情報の収集伝達、避難誘導、救出救助等の平常時からの体制強化を図る。

第1 警備体制の確立

1 職員の招集・参集体制の整備

県警察は、災害時等非常参集（招集）の体制を定める。

2 広域緊急援助隊の充実

災害発生時に即応できるよう、平常時から広域緊急援助隊員に対する教育訓練を徹底するとともに

に、防災訓練等へ積極的に参加し、練度の向上に努める。

3 災害警備用装備資機材等の整備充実

県警察は、災害初期の段階から有効活用できる衛星携帯電話等の通信連絡網を整備する。
また、救出・救助用装備資機材の整備充実を図る。

4 警察施設等の災害対策

県警察は、災害警備活動等の拠点となる警察施設について、耐震性、耐火性等施設の堅牢化に努める。

5 教育訓練の実施

県警察は、全警察職員を対象に、災害及び災害警備の知識を周知徹底させるとともに、大規模災害発生時に迅速的確な措置が講じられるよう、計画的に教養訓練を実施する。

また、広域緊急援助隊を中心に機動隊員等の高度災害警備能力の育成に努めるとともに、隊員の招集体制等を随時見直すなど、災害発生時に迅速に警備体制が確立できるよう配慮する。

6 災害警備用物資の備蓄等

県警察は、物資の供給が困難な場合を想定して、食料、飲料水、燃料、感染防護資機材等の災害警備用物資について適切な備蓄及び調達体制の整備による確保措置を講じる。特に警備部隊については、自活用としての食料及び飲料水、所要の簡易待機所等最小限度の補給用資材を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努める。

第2 各種対策

1 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報収集の手段、方法

災害発生時には、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター、無人航空機（ドローン等）操縦者等の勤務員が直ちに情報収集を行い、かつ情報が一元的に集約される体制を確立するとともに、ヘリコプターテレビシステムや、交通監視システム、画像電送システム等の画像情報を収集・伝達する資機材の平常時からの積極的な活用を図る。

(2) 被災状況の把握・評価

災害発生時に、各警察署から逐次報告される情報のほか、関係機関等から報告される情報に基づいて、直ちに概括的な被害状況を把握、評価し得る体制を整備する。

(3) 被災者等への情報伝達活動

県警察は、情報の不足・錯綜による混乱を抑え、住民の不安解消と災害警備活動を迅速かつ的確に行うため、各種事案を想定した具体的な広報計画の策定に努める。

また、災害発生時における住民等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するとともに、交番等に拡声器を設置するなど情報伝達機能の整備を図る。

2 避難誘導の対策

県警察は、平素の警察活動を通じて、風水害被害の防止や軽減の観点から早期避難に対する住民等の理解を得るとともに、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路等について周知徹底を図る。

3 危険箇所の把握

県警察は、県、市町と連携しての災害危険箇所の把握に努める。

4 重要施設の警戒

県警察は、電気・ガス・水道等のライフラインや、危険物貯蔵施設等の重要施設に対する管理者対策を推進する。

5 各機関との相互連携

(1) 防災関係機関との連携

県警察は、災害警備活動が的確に行われるよう、平常時から防災関係機関と情報交換を行うなど連携するとともに、大規模災害に係る社会秩序の維持、避難誘導対策、災害警備計画の樹立等について、相互調整を図りながら調査研究を行う。

また、防災訓練や、住民等への防災思想・知識の普及活動を連携して実施する。

(2) ボランティア団体、自主防犯組織との連携

県警察は、平常時から、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安解消等を行うボランティア団体との連携を図る。

第15節 消防・救急・救助体制の整備

【概要】

被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等のため、消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第1 組織の充実強化

市町及び消防本部（局）は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少や高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

県（危機管理防災局）は、航空消防防災体制を強化し、市町の消防活動を支援するとともに、「消防学校の教育訓練の基準」等に基づき県消防学校の施設・設備の整備・充実を図るなど、消防職員・団員に対する教育訓練の充実に努める。

〈資料編2-11-1 消防組織・施設の状況〉

第2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市町及び消防本部（局）は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

県（危機管理防災局）は、無人航空機（ドローン等）等の特殊機材の活用を支援するため、関係機関等との災害時応援協定締結に努める。

・救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需要に対応できる職員の養成

〈資料編2-19-3 救助用資機材保有状況一覧表〉

第3 医療機関との連携強化

消防本部（局）は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

県（保健福祉部）は、本章第16節のとおり広域災害・救急医療情報システム(EMIS)により、消防、医療機関等の連絡体制の整備を行う。

第4 消防防災ヘリコプターによる救助・救急体制の整備

県（危機管理防災局）は、市町等からの要請により、広域的かつ機動的な上空からの人命救助や

救急搬送が迅速かつ円滑に実施できるような連絡・実施体制の整備を図る。

- ・県消防防災航空隊員の訓練
- ・救急・救助用資機材の整備充実
- ・活動拠点となるヘリコプターの離着陸場等の確保（本章第24節第3参照）
- ・「栃木県消防防災ヘリコプター救急システム」に基づく、効率的な搬送体制の充実

〈資料編2-19-2 栃木県消防防災ヘリコプター救急システム要領〉

第5 応援受入・連携体制の整備

県（危機管理防災局）及び消防本部（局）は、本章第25節第5のとおり広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備する。また、同節第6のとおり、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第16節 保健医療福祉体制の整備

【概要】

負傷者への医療救護活動や保健福祉活動のため、保健医療福祉体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

第1 保健医療福祉体制の整備

県（保健福祉部）及び市町は、医療機関等と連携し、保健医療福祉体制の整備を図る。

1 市町の対策

- （1）消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- （2）救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。
- （3）救護班の編成及び出動体制を確立する。
- （4）管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

2 県の対策

（1）保健医療福祉体制の整備

ア 県（保健福祉部）は、連絡体制の整備や、災害拠点病院の指定など、平常時から災害時の保健医療福祉体制の整備を図る。なお、大規模災害時には県庁内に保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析、都道府県及び関係機関等への協力要請、待機要請、派遣要請及び出動要請、保健医療福祉活動チーム等に対する指揮・連絡及び被災地への派遣調整など、保健医療福祉活動の総合調整を実施する体制を整備する。

また、市町等に対する医療機関情報の提供、医療資機材の補給等の医療活動支援並びに広域的な医療救護活動の調整を行う体制を整備する。

（ア）保健医療福祉活動の総合調整を行う体制（保健医療福祉調整本部）の整備

〈資料編3-16-2 栃木県保健医療福祉調整本部設置要綱〉

（イ）被災地域内を管轄する保健医療福祉調整本部及び保健所等の指揮調整機能を応援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）は、保健医療福祉調整本部及び被災地を管轄する保健所等が行う指揮調整機能等を支援するために派遣される、県職員等で構成するチームであり、班員養成研修の実施や検討会の開催など、平時から体制の拡充を図る。

〈資料編3-16-3 災害時健康危機管理支援チーム運用マニュアル〉

（ウ）災害医療連絡体制の整備

（エ）被災地域内の医療の確保及び他の被災地域への医療支援等を行うための災害拠点病院の指

定

(オ) 被災地域内でのトリアージや救急医療等を行うDMA Tの整備、被災した地域精神科医療機関の補完や精神医療の提供を行うD P A Tの整備、被災地での看護支援活動を行う災害支援ナースの派遣体制の整備

(カ) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等を活用した、医療機関情報の把握・提供を行う体制の整備

(キ) 栃木県医師会、栃木県歯科医師会、栃木県薬剤師会、栃木県看護協会、栃木県柔道整復師会、栃木県栄養士会、日本赤十字社栃木県支部、災害拠点病院、他県等への救護班派遣要請体制の整備

(ク) 救護班の派遣調整や患者受入医療機関の調整等を行うコーディネート機能の整備

(ケ) 広域健康福祉センターの救護支援班の出動体制の整備

(コ) 栃木県災害福祉広域支援協議会・災害福祉支援チーム(DWA T)の整備

大規模災害時における要配慮者の福祉ニーズの把握及び支援調整等を円滑に実施できるよう、県社会福祉協議会及び福祉関係団体と連携して、栃木県災害福祉広域支援協議会を整備し、避難所等において支援を行う栃木県災害福祉支援チーム(DWA T)を設置する。

〈資料編2-4-2 栃木県災害福祉広域支援協議会設置要綱〉

〈資料編2-4-3 栃木県災害福祉広域支援協議会運営要領〉

〈資料編2-4-4 栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領〉

イ 広域健康福祉センターは、栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアルに基づき、平常時から災害時の管内保健医療福祉体制の整備を図る。なお、大規模災害時には広域健康福祉センターを基本的な設置場所として医療圏別保健医療福祉調整本部を設置し、被害状況等に関する情報の収集や、市町及び関係機関等との連絡調整、避難所等で活動する保健医療福祉活動チーム等に対する指揮・連絡及び配置調整など、被災地における保健医療福祉活動の総合調整を実施する体制を整備する。

(ア) 医療圏域毎に保健医療福祉活動の総合調整を行う体制(医療圏別保健医療福祉調整本部)の整備

〈資料編3-16-2 栃木県保健医療福祉調整本部設置要綱〉

(イ) 管内医療機関の被災状況等の情報収集方法の確立

(ウ) 管内市町の医療救護活動の把握、医療救護活動に対する支援連絡体制の確立

(エ) 災害救助法を適用した場合の医療救護活動体制の確立

(オ) 緊急・応急の救護活動に対応するための救護支援班の編成

(カ) 市町からの要請に基づき、被災者の健康管理等の保健活動を円滑に実施するための医療機関や市町保健センター等の活動の調整、及び被災状況に応じたこころのケアについての相談体制の整備

〈資料編3-16-2-2 栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル〉

(2) 人工呼吸器等を使用する在宅の難病患者、透析患者への対応

県(保健福祉部)は、難病等により、在宅で人工呼吸器等を使用している患者が被災した場合の救急収容を容易とする連絡体制を整備するとともに、透析医療機関が被災した場合に備えて、通院透析患者が他施設で迅速に透析医療を行える体制を整備する。

〈資料編3-16-4 災害時における在宅人工呼吸器装着難病患者支援マニュアル〉

〈資料編3-16-5 災害時透析医療ガイドライン〉

3 医療機関の対策

医療機関は、自らの機能やその地域における役割に応じた医療を継続するための業務継続計画(B C P)を整備するとともに、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に被災状況等を入力する

体制を整備する。また、被災地へ出動する救護班の編成や、救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

第2 後方医療体制等の整備

県（保健福祉部）は、栃木県医師会、栃木県歯科医師会、栃木県薬剤師会、栃木県看護協会、栃木県柔道整復師会、栃木県栄養士会、その他医療機関等との災害協定を具体化し、連携により後方災害医療体制の整備を図る。

〈資料編2-20-1-1 災害時の医療救護に関する協定（県医師会）〉

〈資料編2-20-1-2 災害時の歯科医療救護に関する協定（県歯科医師会）〉

〈資料編2-20-1-3 災害時の医療救護に関する協定（県薬剤師会）〉

〈資料編2-20-1-4 災害時及び新興感染症の発生・まん延時の災害支援ナース派遣調整業務に関する協定（県看護協会）〉

〈資料編2-20-1-5 災害時の医療救護に関する協定（県柔道整復師会）〉

〈資料編2-20-1-6 災害時における医療救護に関する協定書（県栄養士会）〉

1 災害医療コーディネート機能の整備

県（保健福祉部）は、災害医療コーディネーターの助言及び支援の下、災害拠点病院等の専門医師などによる災害医療コーディネートチームを編成し、被災地の医療ニーズを的確に把握しながら救護班の派遣調整や患者受入医療機関の調整を行う機能を整備する。

2 災害拠点病院の整備

本章第18節第3に準ずる。

3 DMAT・LDMAT指定病院の整備

DMAT指定病院（13箇所）・LDMAT指定病院（3箇所）は、DMAT活動のための医療資機材を確保するほか、DMAT隊員の技術の向上を図るため、院内外における研修・訓練に努める。

県（保健福祉部）は、DMAT・LDMAT指定病院の整備拡充にあたり必要な支援を行う。

（注）LDMAT（ローカルディーマット）とは、県が養成する県内災害等に対応する地域版DMATのことである。

〈資料編2-20-3 栃木県DMAT運営要綱〉

4 DPATの体制整備

県（保健福祉部）は、災害時に精神保健医療ニーズに対応するDPATについて、規程等を整備するとともに、DPATを養成するための研修や訓練を実施する。

5 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の整備

県（保健福祉部）及び市町は、医療機関等と連携し、国、県、市町、栃木県医師会、病院、消防本部（局）等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供体制の整備を図る。

〈資料編2-20-2 栃木県救急医療情報システムの概要〉

6 災害発生に備えた研修・訓練の実施

医療機関は、業務継続計画（BCP）を整備し、当該計画に基づき、被災した状況を想定した研修・訓練を計画的に実施するよう努める。

第3 応援要請及び受援体制の整備

県（保健福祉部）は、医師、保健師など保健・医療・福祉人材の不足、医薬品・医療器材の不足

等により被災市町の保健医療福祉活動が十分に実施できない場合に備えて、県内他地域又は県外に対する応援及び受援体制を整備する。

第4 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、業務継続計画（BCP）の整備等災害時の診療機能維持のための措置を講じておく。

- (1) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- (2) 年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- (3) 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (4) 病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。

また、介護老人保健施設等については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

- (5) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第5 医療機関のライフラインの確保

県（保健福祉部・県土整備部・危機管理防災局）は、医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス、患者搬送用燃料等の災害時における医療施設への円滑な供給体制の整備に努める。

第17節 緊急輸送体制の整備

【概要】

被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等の緊急輸送体制の整備を図る。

第1 緊急輸送道路の指定

県（県土整備部）、その他の道路管理者は、緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。

また、より円滑な輸送体制の確保を図るため、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

○本県の緊急輸送道路の状況

路線の区分、設定基準は次のとおりであり、隣接県の主要道路と接続し、また、本章第18節で定める防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路ネットワーク	・ 県庁と中心都市（市役所等）を連絡する道路 ・ 本県と隣接県を連絡する幹線道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	・ 第1次緊急輸送道路と市役所・町役場、土木事務所等の主要な防災拠点を連絡する幹線道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

＜資料編2-16-1-1 重要物流道路及び代替・補完路、緊急輸送道路指定路線＞

＜資料編2-16-1-2 緊急輸送道路一覧＞

＜資料編2-16-10 栃木県緊急輸送道路ネットワーク図＞

第2 陸上輸送体制の整備

1 道路管理者による輸送体制の整備

(1) 道路・橋りょうの整備

県（県土整備部）、国土交通省関東地方整備局、市町及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、耐震性や復旧性を備え、災害時に確実に機能する道路ネットワーク整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

県（県土整備部）、市町及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

(3) 道路パトロールの実施

県（県土整備部）は、災害予防のため、栃木県道路パトロール実施要領に基づき、道路パトロールを実施する。

〈資料編2-16-2 栃木県道路パトロール実施要領〉

〈資料編2-16-3 異常気象時並びに特殊危険地域における道路通行規制要項〉

〈資料編2-16-4 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準〉

〈資料編2-16-5 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準〉

〈資料編2-16-6 栃木県県土整備部現有車両一覧表〉

〈資料編2-16-7 除雪機械の配置一覧表〉

2 県警察等による交通管理体制の整備

(1) 災害発生時の交通規制計画

県警察は、災害による交通の混乱を防止し、迅速に緊急交通路を確保するため、交通規制計画を策定する。また、交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制、交通管制施設の整備

県警察は、信号機、交通情報板等の交通管制施設について災害からの安全性の確保を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制の充実を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察及び県（危機管理防災局）は、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認手続について、迅速かつ適切な運用を図るため、確認手続の促進を図る。

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について周知徹底を図る。

第3 空中輸送体制の整備

市町は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、市町地域防災計画に定めておく。また、県（危機管理防災局）及び市町は本章第2-4節第3のとおり、必要な措置を実施する。

第4 物資集積所の整備等

県（県土整備部・危機管理防災局）は、支援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割を担う広域物資拠点（本章第18節第2の1参照）について、建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る。また、県（県土整備部）及び市町は、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

県（県土整備部）は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木県建設産業団体連合会との間に締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。また、市町は県の対策に準じ、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

県（危機管理防災局）は、「災害時における物資の輸送・保管等に関する協定」に基づき、県外からの支援物資を迅速かつ円滑に被災地に供給することができるよう、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

第6 大規模災害時における道路啓開体制の整備

県（県土整備部）は、大規模災害時において「栃木県道路啓開計画」に基づき、直ちに緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、（一社）栃木県自動車整備振興会との間に締結している協定等に基づき、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から道路啓開体制の整備、強化を図る。

第7 電気・通信・ガス事業者との相互協力

県は、「災害時における相互協力に関する基本協定」等に基づき、災害時におけるライフラインの復旧に係る応急措置の実施、避難所等への通信手段確保や住民へのライフライン情報等の周知など、平常時から電気・通信・ガス事業者との相互協力体制の強化を図る。

〈資料編 2-16-13 災害時における相互協力に関する基本協定（東京電力 P G（株））〉

〈資料編 2-16-14 災害時における相互協力に関する基本協定（東日本電信電話（株））〉

〈資料編 2-16-15 災害時における相互協力に関する基本協定（（株）NTTドコモ）〉

〈資料編 2-16-16 災害時における相互協力に関する基本協定（東京ガス（株））〉

〈資料編 2-16-17 災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書（東京電力 P G（株））〉

〈資料編 2-16-18 災害時における通信復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書（東日本電信電話（株））〉

第18節 防災拠点の整備

【概要】

災害対策活動における中核的な役割を担う防災拠点の整備を図る。

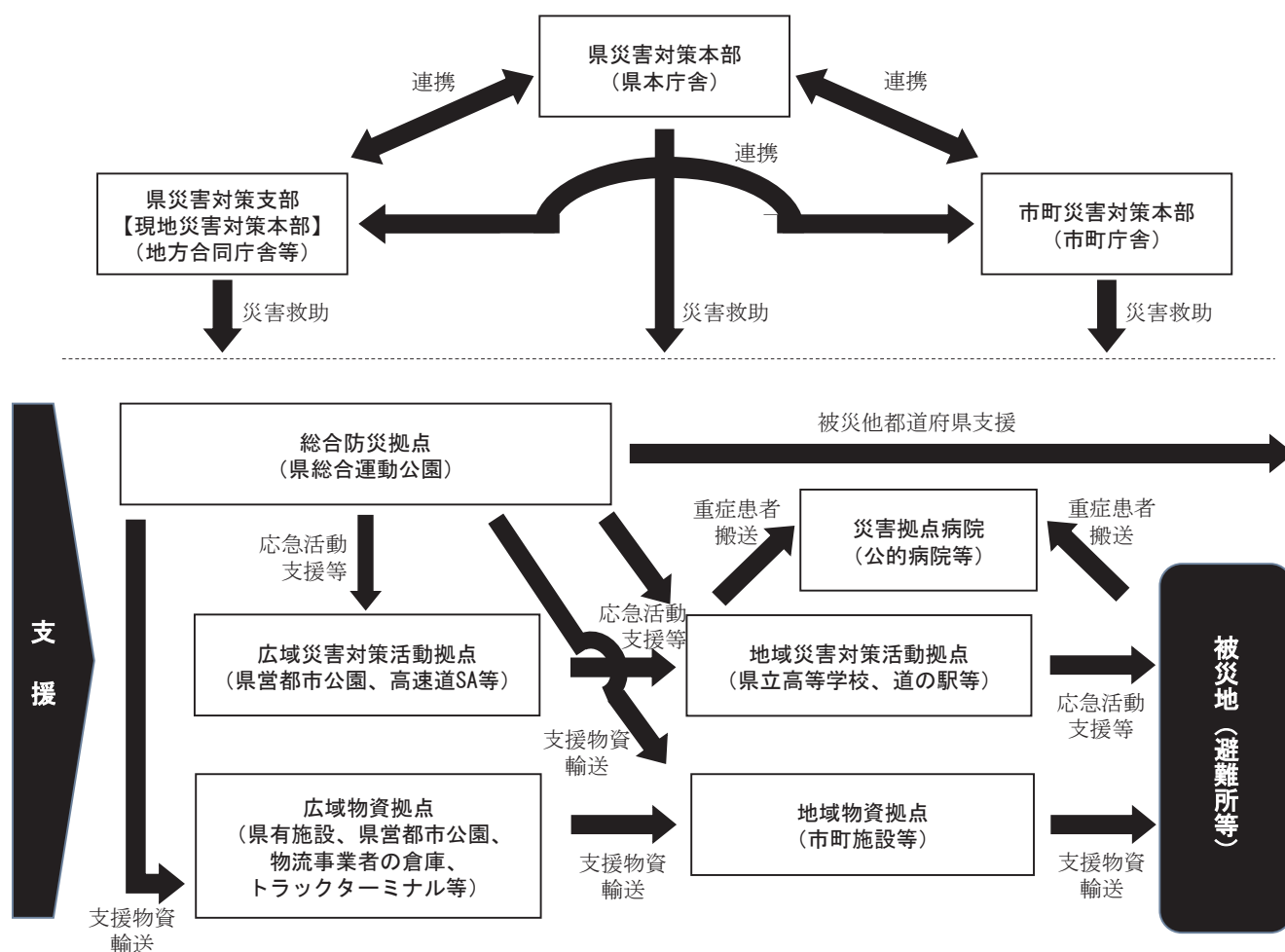
第1 防災拠点の概要

1 防災拠点の種類

本県の防災拠点の種類は次のとおりである。

- | | | |
|---|--------------|----------------|
| { | (1) 災害対策活動拠点 | (ア) 県災害対策本部・支部 |
| | | (イ) 市町災害対策本部 |
| | | (ウ) 総合防災拠点 |
| | | (エ) 広域災害対策活動拠点 |
| | (2) 災害拠点病院 | (オ) 地域災害対策活動拠点 |
| | | (カ) 広域物資拠点 |
| | | (キ) 地域物資拠点 |

2 防災拠点の体系



第2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備について、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 災害対策活動拠点の種類

(1) 県災害対策本部、災害対策支部

県（経営管理部、危機管理防災局）は、県災害対策本部設置場所となる県本庁舎を始めとして、県本庁舎の機能が失われた場合に災害対策本部設置の代替場所となる地方合同庁舎や消防学校、県災害対策支部となる各地方合同庁舎について、必要な整備を実施していく。

(2) 市町災害対策本部

市町は、市町庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な整備を図る。また、被災により市町庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

(3) 総合防災拠点

県は、県内外における大規模災害時の的確な被災地支援のための機能と地域住民が適切な避難行動等を行えるようにするための平時からの防災にかかる学習・教育機能を兼ね備えた総合的な防災拠点について、必要な整備を図る。

広域災害対策活動拠点、広域物資拠点に位置付けられ、各種防災機能を有するとともに、県央部に位置し県内全域をカバーできる県総合運動公園を総合防災拠点とする。

総合防災拠点の機能は以下のとおりとする。

①備蓄機能

②救援物資の集積拠点機能

③応援部隊の活動拠点機能

④ヘリの離着陸機能

⑤学習・教育機能

(4) 広域災害対策活動拠点

県（県土整備部・危機管理防災局）は、県営都市公園を中心に、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として、必要な整備を図る。

また、県内高速道路のSA（サービスエリア）やPA（パーキングエリア）及び県内の道の駅（広域的な防災拠点機能を有する施設に限る）について、県（県土整備部・危機管理防災局）はNEXCO東日本及び市町等と連携し、自衛隊や警察、消防等全国からの支援部隊に対する支援拠点としての活用等を促進する。

(5) 地域災害対策活動拠点

県（県土整備部・危機管理防災局・教育委員会事務局）は、県立高等学校を中心に、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として必要な整備を図る。

また、県内の道の駅については、避難場所や捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動拠点など地域における防災拠点として位置づけ、県（県土整備部）は、市町や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。

(6) 広域物資拠点（一次集積拠点）

県（危機管理防災局）は、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として、県有施設や県営都市公園、また、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時応援協定に基づき、同協会会員施設からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定して、広域物資拠点を確保するよう努める。

また、広域物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

(7) 地域物資拠点（二次集積拠点）

市町は、市町施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

〈資料編 2-21-1-1 防災拠点施設一覧表〉

2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行っていく。特に、災害時において中枢の役割を担う県災害対策本部・災害対策支部及び市町災害対策本部となる施設については、計画的に整備を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。また、広域災害対策活動拠点及び地域災害対策活動拠点についても、必要性の高いものから順次整備を進めていく。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源（発電、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池システム又は蓄電機能を有する車両を含む）
- (3) 県防災行政ネットワーク
- (4) （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽、防災トイレ
- (5) 備蓄倉庫
- (6) 防災教育施設（総合防災拠点に限る）

3 施設の配置

県内全域における災害対策活動を行うにあたって必要な体制を確保できるような配置に努める。

第3 災害拠点病院の整備

県（保健福祉部）及び医療機関は連携して、災害時の緊急医療体制を確保するため、県内の公的病院、大規模総合病院の中から地域特性や病院の規模・設備等を考慮の上、施設を選定し、災害拠点病院として必要に応じて次のような整備を促進していく。

また、県内全域での災害に対して、必要な緊急医療を提供できるような配置に努める。

- (1) 建築物の耐震・不燃・浸水対策等堅牢化
- (2) 県防災行政ネットワーク
- (3) ヘリポート
- (4) 備蓄スペース
- (5) 応急用医療機器
- (6) 衛星電話、衛星回線インターネット環境
- (7) 自家発電機
- (8) 業務継続計画（BCP）

第19節 建築物の災害予防対策

【概要】

強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間や電気設備等の浸水防止対策等を図る。

第1 一般建築物に対する予防対策

1 地下空間浸水対策

県（県土整備部）及び市町は、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

2 電気設備の浸水対策

県（県土整備部）及び市町は、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づき、浸水リスクの低い場所へ電気設備の設置など建築物の機能継続に向けた浸水対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

3 落下物・飛来物防止対策

県（県土整備部）及び建築主事を置く市は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。

また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める。

第2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- （1）防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）〈本章第18節参照〉
- （2）医療救護活動の施設（病院等）
- （3）応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- （4）避難先施設（学校、体育館、文化施設等）
- （5）社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

2 防災対策の実施

（1）防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 非常用電源の確保
- イ 配管設備類の固定・強化
- ウ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- エ その他防災設備の充実

第3 石綿含有建材使用建築物への予防対策

震災対策編第2章第17節第7に準ずる。

第20節 鉄道・インフラ事業者等の災害予防対策

【概要】

鉄道、上下水道、電力、ガス等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 輸送関係機関の対策

1 鉄道施設

鉄道事業者は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

（1）施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

(2) 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行う。

2 ヘリポート施設

本章第24節第2に準ずる。

第2 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

県(企業局)、市町等の水道事業者は、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しや断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水管路等の改良

老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した、材料の選定を行う。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

〈資料編2-16-8 水道事業浄水施設一覧表〉

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

2 下水道施設

(1) 施設の整備

県(県土整備部)、市町等の下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対応できる構造にするとともに、河川敷内に伏越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。

また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

〈資料編2-16-9 下水道施設一覧表〉

3 電力施設

(1) 災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド(株)では、次の予防措置を講じる。

ア 巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ巡視、点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

イ 施設対策

洪水、土砂災害、暴風、雷などに対するリスクを考慮し、施設整備の見直し、既存施設の点検・補強等を実施する。

ウ 要員、資機材の確保対策

災害対策本部の要員、参集体制、関連会社を含む連絡体制を確保する。また、復旧作業等に必要の資機材、車両、舟艇等のほか、非常用食料等の備蓄、調達体制の確保に努める。

エ 防災訓練の実施

災害発生時に円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を実施する。

(2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、(1)に準ずる。

4 都市ガス施設

(1) 施設の安全化対策

台風、洪水等発生時における、栃木県内の各都市ガス事業者の施設に係る災害の未然防止のため、安全化対策を進める。

(2) 災害防止のための体制の整備

ア 台風、洪水等発生時において、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、被害の軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員などの整備を図るとともに、連絡体制、動員体制を確立し、従業員等に周知徹底を図る。

イ 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材をメーカー、本社等から速やかに確保できる体制を維持する。

ウ 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

(3) 防災関係機関との連携

災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市町、消防本部(局)、県警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

(4) 災害発生時の措置に関する教育訓練

ア ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策、大規模風水害などの非常時の緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

イ 従業員等の連絡、動員について、定期的に訓練を実施する。

(5) 消費者に対する広報

消費者に対して、緊急時にガス栓を閉めることやガスの供給を停止することもあることなど、ガス施設やガス消費機器についての注意事項の周知徹底を図り、事故防止に努める。

〈資料編2-16-11 都市ガス事業者一覧表〉

第3 その他の公共施設の対策

1 廃棄物処理施設

県(環境森林部)は、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、市町及び一部事務組合(以下「市町等」という。)、処理業者及び民間事業者に対し、災害に備えた予防対策の実施を指導す

る。

市町等、処理業者、民間事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を適正かつ迅速に処理することができるよう、施設の強靱化や体制整備等の対策を講じておく。

第21節 危険物施設等の災害予防対策

【概要】

災害に起因する火薬、ガス、毒物・劇物等による事故を防止するため、県、市町、事業者等関係機関は、連携して各種予防対策を実施する。

第1 消防法上の危険物

本県における危険物施設は、完成検査済証交付施設のほか各市町火災予防条例で規制されている少量危険物施設等がある。

県（危機管理防災局）、消防本部（局）及び「消防法（昭和23年法律第186号）」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

＜資料編2-14-1 消防法上の危険物＞

＜資料編2-14-2 危険物規制対象数一覧表＞

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- （1）大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- （2）自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- （3）従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- （4）防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- （5）近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部（局）が実施する対策

- （1）危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- （2）震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- （3）既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- （4）危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第2 火薬類

県（産業労働観光部）並びに火薬類製造・販売事業者及び火薬類消費者等は、平常時から、災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。

第3 L P ガス

県（産業労働観光部）及びL P ガスの販売事業者、保安機関、充てん事業者等（以下、本節にお

いて「販売事業者等」という。)は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める。

1 販売事業者等が実施する対策

火災・交通・放射性物質・危険物等対策編第3部放射性物質・危険物等事故対策第2章第5節第1の1に準ずる。

2 県（産業労働観光部）が実施する対策

- (1) LPガスの販売事業、保安業務又は設備工事等に関する許認可及び立入検査等にあつては、災害による影響を十分に考慮した審査・指導を行う。
- (2) (一社)栃木県LPガス協会等と連携し、災害時の応援協力体制の充実強化を推進する。

第4 高圧ガス

県（産業労働観光部）及び高圧ガスの製造者、販売業者及び高圧ガスを貯蔵又は消費する者等（以下、本節において「高圧ガス事業者」という。）は、次により災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

1 高圧ガス事業者が実施する対策

火災・交通・放射性物質・危険物等対策編第3部放射性物質・危険物等事故対策第2章第5節第1の2に準ずる。

2 県（産業労働観光部）が実施する対策

(一社)栃木県一般高圧ガス安全協会等と連携し、災害時の応援協力体制の充実強化を推進する。

第5 毒物・劇物

県（保健福祉部）は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

1 取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

2 貯蔵量の把握

毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

3 取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

4 講習会等の実施

毒物劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

5 連絡体制の整備

市町、消防本部（局）、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

＜資料編2-14-4 毒物劇物製造（販売）業等の地域別登録状況（毒物及び劇物取締法に基づく登録）＞

第6 放射性物質

1 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町、国に対する通報連絡体制を整備する。

2 県・市町・消防機関等の対策

- (1) 県（保健福祉部・環境森林部・危機管理防災局）、市町及び消防本部（局）は、県が策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- (2) 県（危機管理防災局）、市町、消防機関は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
- (3) 県（危機管理防災局）及び市町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県（危機管理防災局）は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。
- (4) 県（保健福祉部）は、あらかじめ県内及び近隣県の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握するものとする。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。
- (5) 県（保健福祉部）、県警察及び消防本部（局）は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要放射線防護資機材の整備に努める。

〈資料編 2-14-5 放射性同位元素等使用事業所数〉

〈資料編 2-14-6 環境放射能に係る情報連絡体制〉

第22節 鉱山、岩石採取場等の災害予防対策

【概要】

鉱山、岩石採取場等における災害を防止するため、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

第1 鉱山災害予防対策

関東東北産業保安監督部は、災害発生時の鉱山における被害発生を防止するため、「鉱山保安法（昭和24年法律第70号）」に基づき、指導、監督する。

〈資料編 2-17-1 市町別鉱山・岩石採取場・砂利採取場数一覧〉

第2 岩石採取場災害予防対策

県（産業労働観光部）、採石業者等は、災害発生に伴う岩石採取場での被害を防止するため、平常時から、次により岩石採取場の安全確保に努める。

1 採石業者等が実施する対策

(1) 採取計画の遵守

採石業者等は、岩石採取場における災害を防止するため、自身が作成した採取計画に定められた災害防止のための方法等に従って岩石の採取を行い、災害発生の予防に努める。

(2) 自主災害防止体制の確保

採石業者等による安全パトロールの実施や、関係団体の災害防止に関する普及啓発事業等によ

り、自主災害防止体制を確保する。

2 県（産業労働観光部）が実施する対策

（1）災害発生予防に関する啓発等

採石業者等を対象とした関係団体の講習会等に協力し、災害発生の防止に関する意識の高揚を図る。

（2）指導・監督

ア 緊急措置命令、廃止業者に対する災害防止命令、立入検査等の実施により、岩石採取場に対する指導、監督の強化を図る。

イ 災害発生時に速やかに対応し得るよう関係団体と連携を密にし、連絡体制の充実強化を図る。

〈資料編 2-17-1 市町別鉱山・岩石採取場・砂利採取場数一覧〉

第3 砂利採取場災害予防対策

県（産業労働観光部）、砂利採取業者等は、災害発生に伴う砂利採取場での被害を防止するため、第2に準じて砂利採取場の安全確保に努める。

〈資料編 2-17-1 市町別鉱山・岩石採取場・砂利採取場数一覧〉

第4 大谷石採取場跡地の安全対策

県（産業労働観光部）、宇都宮市、その他関係機関は、災害発生に伴う大谷石採取場での被害を防止するため、連携して次のような対策を実施する。

1 大谷石採取場跡地観測システムの管理運営

（公財）大谷地域整備公社は、地震計による採取場跡地の地下変動の把握・分析及び状況把握を行い、適宜、県及び市へ報告、連絡を行う。

2 大谷地区巡回調査

（公財）大谷地域整備公社等が、陥没箇所を中心に現地の巡回調査を行う。

3 大谷石採取場跡地の実態把握

県（産業労働観光部）は、採取場跡地の状況を的確に把握するため、必要な実態調査を計画的、継続的に実施する。

4 大谷石採取場跡地安全対策協議会の開催

県（産業労働観光部）は、学識経験者、宇都宮市、国及びその他関係者を委員とする大谷石採取場跡地安全対策協議会を設置し、大谷地区における採取場跡地の安全対策を推進する。

〈資料編 2-17-1 市町別鉱山・岩石採取場・砂利採取場数一覧〉

第23節 学校、社会施設等の災害予防対策

【概要】

学校における学校安全計画等の作成や児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に

に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

〈資料編 3－30 学校安全計画・危機管理マニュアル〉

2 学校等の防災体制の確立

（1）事前対策の確立

校長等は、台風や雷、降雪時の児童生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をするため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図る。

（2）応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

（3）施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童生徒等及び教職員に対する防災教育

県（教育委員会事務局）及び市町は、学校教育を通じて児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

（1）防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。

①自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県（教育委員会事務局）が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

②支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることがもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

③体験的・実践的な防災教育の推進

県（危機管理防災局・教育委員会事務局）及び市町は、学校等における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

（2）避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

（3）教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

県（教育委員会事務局）及び市町は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

2 社会教育施設の防災体制の確立

（1）事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続、中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

（2）応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

（3）施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

県（教育委員会事務局）及び市町は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

（1）防災教育の充実

- ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。
- イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。
- ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることがもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

（2）避難訓練の実施

本節第1の3（2）に準ずる。

（3）職員の防災意識の高揚と指導力の向上

本節第1の3（3）に準ずる。

第3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

県（経営管理部・保健福祉部）は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行う。

第4 文化財災害予防対策

県（生活文化スポーツ部）及び市町は、県民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- （1）文化財の所有者、管理者若しくは管理団体又は文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- （2）文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- （3）「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財について

の防火思想の普及啓発を図る。

〈資料編 2－15－2 指定文化財種目別件数一覧表〉

第24節 航空消防防災体制の整備

【概要】

消防防災ヘリコプター「おおるり」や他県等ヘリコプターによる航空消防防災体制の充実強化に努める。

第1 航空消防防災体制の整備

1 消防防災ヘリコプターの活用

県（危機管理防災局）は、県消防防災ヘリコプター「おおるり」を偵察、救急・救助、空中消火、人員・物資輸送等の災害応急対策活動に活用するため、航空消防防災体制の充実・強化に努める。

2 県消防防災航空隊の活動

県（危機管理防災局）は、芳賀町にある「栃木ヘリポート」に、県職員、県内消防本部（局）派遣職員、民間委託先の運航関係職員で構成する消防防災航空隊を置き、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動にあたる。

（1）偵察

県（危機管理防災局）は、県消防防災ヘリコプターにより、上空からの目視や画像伝送等による被災地域の情報収集を実施する。

（2）救急・救助

県（危機管理防災局）は、「栃木県消防防災ヘリコプター救急システム」に基づき効率的な搬送体制を構築することにより、救命効果の向上を図る。

また、地上部隊による救出が困難な場合において、安全かつ安定した人命救助を実施する。

（3）空中消火

県（危機管理防災局）は、林野火災等が発生した際、地上部隊が進入困難な場所において、県消防防災ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

（4）人員・物資輸送

県（危機管理防災局）は、災害応急対策活動に従事する人員や、食料・衣料等の生活必需品や復旧資材、医薬品や血液製剤等の救急物資等の輸送手段として、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、県消防防災ヘリコプターによる空路輸送を実施する。

第2 ヘリポートの整備・維持管理

災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

（1）構造物の整備

県（県土整備部・危機管理防災局）及びその他施設の管理者は、構造物について、必要に応じ補修改良を図り、災害に強い施設の整備に努める。

（2）施設等の点検巡回

県（県土整備部・危機管理防災局）及びその他施設の管理者は、災害による被害を最小限に抑えるため、施設等の定期的な点検、巡回を行う。

第3 離着陸場等の整備

県（危機管理防災局）及び市町は、離着陸場等の確保を推進し、ヘリコプターによる偵察、救急

・救助、空中消火、人員・物資輸送等の災害応急対策活動が円滑に実施できる体制を全県的に整備する。また、災害時に孤立するおそれのある地域に十分配慮して離着陸場等を整備するよう努める。

1 市町

市町は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場等について、施設等の管理者等と協議して選定し、市町地域防災計画に定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場等候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

2 県

県（危機管理防災局）は、ヘリコプターによる応急活動が円滑に実施できるよう、市町が地域防災計画に定めた臨時ヘリポート候補地の場所、状況等についてあらかじめ把握しておく。

また、県消防防災ヘリコプター「おおるり」の飛行場外離着陸場への許可について国土交通省東京航空局東京空港事務所に通年申請を行う。

〈資料編 2-22-1 飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領〉

〈資料編 2-22-2 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第4 広域航空消防防災応援体制の整備

1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

(1) 通信体制の整備

応援ヘリコプターと応援要請市町消防本部（局）の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡のため、各消防本部（局）は、統制波を実装した無線機の整備に努める。

(2) 事前計画の作成

県（危機管理防災局）及び市町は、他機関のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成しておき、それに基づき必要な事項を整備する。

2 災害対策関係機関の活動体制の整備

災害等の搜索救難対策において航空機を使用する県（危機管理防災局）、県警察、自衛隊、獨協医科大学病院の各機関は、「栃木県救難対策航空連絡会議」等を通して次の事項を協議し、迅速かつ的確な搜索救難対策の実施と安全体制の確立に努める。

- ・航空機を使用する活動における関係機関の役割分担
- ・航空機を使用する活動における連絡調整の方法
- ・災害現場における効率的な協力のあり方

〈資料編 2-22-3 栃木県救難対策航空連絡会議要綱〉

第25節 自治体・消防・省庁・自衛隊等における応援・受援体制の整備

【概要】

災害時又は災害のおそれがある場合の人員派遣を基本とした相互応援体制を整備するとともに、県内のみで支援することが出来ない場合に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

第1 都道府県相互応援体制の整備

1 応急対策職員派遣制度

総務省が平成30年3月から運用開始し、都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う仕組みであり、被災市区町村が行う災害マネジメントや避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援を行う。

〈資料編2-23-9 応急対策職員派遣制度に関する要綱〉

2 他都道府県との災害時応援協定

(1) 「震災時等の相互応援に関する協定」(関東地方知事会)に基づく相互応援

同一グループの被災都県に対し、被災しなかった都県が人的・物的支援を実施する。本県は、茨城県、群馬県、及び長野県と同じグループである。

〈資料編2-23-3 震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会)〉

(2) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(全国知事会)に基づく相互応援

各ブロック知事会の協定に基づく応援でもなお十分な応急対策が実施できない場合に全国知事会の調整の下、各ブロック間において、人的・物的支援、施設や業務の提供・あっせん等の広域支援を実施する。

〈資料編2-23-4 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(全国知事会)〉

3 各省庁における派遣スキーム

各職種または分野については、関係省庁等による全国的な調整が行われることとなっている。

〈資料編2-23-8 各省庁における派遣スキーム一覧〉

4 「災害時相互協力に関する申合せ」(国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備部、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市建設局、横浜市安全管理局及び川崎市建設局(以下「構成機関」という。))の適切な運用体制の整備

構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、緊急時における国土交通省の情報連絡員の受け入れを含めた連絡体制の確保、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他の防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

〈資料編2-23-7 災害時相互協力に関する申合せ〉

第2 市町相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定

市町は、県内全市町間で締結した「災害時における市町相互応援に関する協定」を実施する体制の整備に努める。県(危機管理防災局)は、協定の運用が円滑にできるよう、必要な支援及び協力を行う。

〈資料編2-23-1 災害時における市町相互応援関係〉

2 県と市町の連携強化

県(危機管理防災局)は、市町防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施等を行い、県と市町の連携体制の強化に努める。

3 その他災害時相互応援協定の締結の推進

市町は、できるだけ多くの県内外の市町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

第3 受援体制の整備

県は、大規模災害発生により県内市町において重大な被害が発生した場合、国や関係機関からの応援職員等を迅速かつ的確に受け入れ、被災市町の支援につなげるため、「栃木県災害時広域受援応援計画」を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の整備に努める。

なお、応援職員の受け入れに当たっては、執務スペースを確保するとともに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

市町は、他都道府県や関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の整備を図る。

県及び市町は、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

第4 消防広域応援体制の整備

1 県内消防相互応援体制の整備

（1）協定の適切な運用

消防本部（局）は、特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部（局）等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

（2）栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部（局）は、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

（3）広域消防応援訓練の実施

県（危機管理防災局）及び消防本部（局）は、県内全消防本部（局）による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

＜資料編2-19-1 特殊災害消防相互応援協定書＞

＜資料編2-23-5 栃木県広域消防応援等計画＞

2 緊急消防援助隊の整備

県（危機管理防災局）及び消防本部（局）は、「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

（1）受援体制の整備

県（危機管理防災局）及び消防本部（局）は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。また、県（危機管理防災局）は、随時計画の見直しを行い、必要に応じて、県代表消防機関と調整の上、適宜改善を行い、より効果的な受援体制の確立を図る。

（2）県外応援体制の整備

県（危機管理防災局）は、県代表消防機関と協力して、応援等実施計画の策定を行う。

○内緊急消防援助隊編成状況（令和6（2024）年4月現在）

航空指揮支援隊	県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	NBC災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊
1隊	3隊	1隊	1隊	1隊	38隊	12隊
救急小隊	後方支援小隊	特殊災害小隊（毒劇物等対）	特殊装備小隊（震災対）	特殊装備小隊	航空小隊	航空後方支援小隊

		応)	応)	(その他の特 殊装備)		
29隊	18隊	6隊	1隊	9隊	1隊	1隊
						合計
						122隊(重複含 む)

第5 県と県警察・自衛隊等との連携

1 県警察との連携体制整備

県（危機管理防災局）と県警察は、災害発生時に、救助活動、交通規制、避難誘導等の応急対策活動に加えて、公共の安全や社会秩序を維持できるよう、平常時より相互の情報連絡体制を充実するとともに、共同の防災訓練を実施する等平常時より連携体制の強化を図る。

また、県警察は、「広域緊急援助隊」の受入れが円滑に実施できるよう、県（危機管理防災局）と協力して受け入れ体制の強化を図る。

2 自衛隊間の連携体制の強化

県（危機管理防災局）と自衛隊は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、各々の計画の調整を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施に努める等、平常時から連携体制の強化を図る。

また、県（危機管理防災局）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

3 県、国、関係機関による連携体制の強化

- (1) 県（県土整備部・危機管理防災局・県警察本部）、消防本部（局）（消防長会）及び自衛隊は、「災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議」を年度毎に開催し、初期活動における関係機関の役割分担や、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、相互連携体制の強化を図る。

＜資料編3－1－5 災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議要綱＞

- (2) 県（県土整備部・危機管理防災局・県警察本部）、国（国土交通省）、民間（（一社）栃木県建設業協会）及び自衛隊は、県内に大規模災害が発生した場合、道路の啓開活動、河川の水防活動等の現場において復旧作業等の応急対策業務を円滑に遂行するため、「大規模災害時における公共土木施設の復旧体制に関する連携会議」を年度毎に開催し、関係機関の役割分担や、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、連携体制の強化を図る。

第6 ライフライン等関係機関との連携

1 ライフライン等関係機関との連携

県（危機管理防災局）は、県内に大規模災害が発生した場合に、ライフライン等関係機関（以下「関係機関」という。）の効率的な応急対策業務の実施や、県との連携方法、その他必要事項の報告や検討を行う「ライフライン等関係機関連絡調整会議」を必要に応じて開催し、平常時からの連携協力体制の構築を図る。

また、関係機関は、災害発生時にも安定したサービスの提供と早期の業務復旧を図るため、事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

○「ライフライン等関係機関連絡調整会議」構成機関

- ・東日本電信電話(株)栃木支店
- ・東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社
- ・東京ガス(株)宇都宮支社
- ・東日本旅客鉄道(株)大宮支社
- ・東武鉄道(株)
- ・（一社）栃木県バス協会

- ・栃木県建設産業団体連合会

〈資料編 3-1-6 ライフライン等関係機関連絡調整会議設置要綱〉

第7 災害時応援協定締結企業等との連携

県（各部局）は、災害時に県民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、県民の安全と県民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等、平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

〈資料編 2-23-6 県協定締結状況一覧〉

第8 他都道府県の被災に対する応援

大規模な災害が県外で発生した場合、県は「応急対策職員派遣制度」や各省庁における派遣スキーム等により、被災地の支援を行う。

応急対策職員派遣制度に基づく応援に当たっては、県・市町が一体となり支援を行うものとし、職員派遣の手順等については、「栃木県災害時広域受援応援計画」に定める。

〈資料編 2-23-3 震災時等の相互応援に関する協定関係〉

〈資料編 2-23-4 全国都道府県における災害時の広域応援関係〉

第26節 孤立集落の災害予防対策

【概要】

災害時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対する情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第1 現状

平成19（2007）年9月の台風9号では、日光市湯西川地区において一時住民と滞在者が孤立した。また、本県では、災害発生時に孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）について定期的に状況調査を実施している。

第2 孤立可能性地区の実態把握

県（危機管理防災局）及び市町は、孤立可能性地区について、定期的な状況調査を実施し、平時から孤立時の備え等の現状の把握に努める。

第3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

県（県土整備部）、市町及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて、洪水、土砂災害、倒木等による損壊や閉塞などの対策工事を推進する。

2 土砂災害危険箇所の整備

県（環境森林部・県土整備部）は、孤立可能性地区の孤立要因となる土砂災害警戒区域等の対策工事を推進する。

3 通信手段の確保

市町は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備など通信手段の確保に努める。

第4 発生時に備えた取り組みの実施

1 市町

孤立可能性地区について、災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図るとともに、避難先となり得る施設を把握し、非常用電源設備の整備や水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等を備蓄する。その他、ヘリの緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。

2 県及び市町

県（危機管理防災局）及び市町は、孤立可能性地区における自主防災組織及び消防団等の資機材整備を支援する。また、自主防災組織及び一般世帯での備蓄や自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

3 孤立可能性地区の住民等

孤立可能性地区の住民は、本章第5節第1の県民の備蓄1週間程度の量を確保しておくよう努める。また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、被害状況や救援要請などの情報を発信する訓練を実施する。

第27節 災害廃棄物等の処理体制の整備

【概要】

災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

第1 現状

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風等において大量の災害廃棄物を処理したことを踏まえると、市町等や処理業者が連携することで適正かつ迅速に処理することが可能となる。

第2 災害廃棄物等の処理体制の整備

1 市町等の対策

市町等は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」の策定をするなど平時の備えに努める。

2 処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設の災害対策の強化等に努める。

3 県の対策

県（環境森林部）は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な支援を行う。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

【概要】

県内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 県の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
第1警戒体制	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等)	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課及び消防防災課並びに警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員のうち参集者に指定されている者は直ちに登庁し、初期災害応急活動を実施
第2警戒体制 (第17条※) ※水害時のみ設置	大規模な災害の発生が予測される場合	災害警戒本部が設置されている場合において、災害対策の活動に備える体制	第1非常配備に該当する職員(部局長が必要と認める人員)は直ちに登庁し、情報収集等を実施
第1非常配備	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	第1非常配備に該当する職員(部局長が必要と認める人員)は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第2非常配備	①県内に特別警報が発表された場合 ②県内で最大風速40m/sを観測したとき ③災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	第2非常配備に該当する職員(部局長が必要と認める人員)は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施

(注1) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

(注2) 勤務時間外に気象注意報、気象警報その他災害が発生した場合は、危機管理課及び消防防災課並びに公共部門関係課から指定された職員が直ちに参集し、対応している。

※ 「栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱」第17条にて規定する警戒体制

第2 注意体制

県は、県内に災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合、注意体制をとる。参集者に指定されている危機管理防災局危機管理課及び消防防災課並びに公共部門関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置

エ その他必要な事項

- (3) 被害情報の国（総務省消防庁その他必要に応じ関係省庁）への報告
- (4) 必要に応じて関係部局等への通報
- (5) 必要に応じて危機管理防災局長、知事等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）

第3 災害警戒本部の設置（第1警戒体制）

県及び県警察は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定により、栃木県災害対策・危機管理委員長（危機管理防災局長）を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合において本部長が必要と認めるとき

- ア 台風接近、集中豪雨等により、県内に被害の発生が見込まれる場合
- イ 大雪警報発表後に「数年に一度の大雪」といった文言を用いて、大雪に対する一層の警戒を呼びかける内容の栃木県気象情報が発表された場合
- ウ 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 設置場所

災害警戒本部は、栃木県庁内に設置する。県庁内に災害警戒本部を設置することができない場合は、本部長の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、栃木県災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

4 代決者

本部長（危機管理防災局長）不在時等の意思決定は副本部長（危機管理課長又は消防防災課長）が行う。

第4 災害対策本部設置前の警戒体制（第2警戒体制）

県及び県警察は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び大規模な災害が発生した場合において災害対策の活動に備えるため特に必要があると認めるときなど、栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱第17条の規定により、栃木県災害対策・危機管理委員長（危機管理防災局長）を本部長とする第2警戒体制を確立し、次の災害対策業務を実施する。

1 設置及び解散の時期

(1) 設置基準

次に該当する場合において本部長が必要と認めるとき

- ア 県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
(特別警報発表の可能性が示唆された場合等)

(2) 設置場所

栃木県庁内に設置する。県庁内に設置することができない場合は、本部長の指定する場所に設置する。

(3) 解散

次のいずれかに該当する場合、解散する。

- ア 災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 第2警戒体制における業務

次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

3 代決者

本部長（危機管理防災局長）不在時等の意思決定は副本部長（危機管理課長又は消防防災課長）が行う。

第5 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

県及び県警察は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、知事を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

〈資料編3－1－10 災害対策本部組織図〉

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合において本部長が必要と認めるときに設置する。

- ア 県内に特別警報が発表された場合（自動的に設置する）
- イ 県内で最大風速40m/sを観測した場合（自動的に設置する）
- ウ 県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- エ 県内の災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、栃木県庁内に設置する。県庁内に災害対策本部を設置することができない場合には、地方合同庁舎又は県消防学校等知事の指定する場所内に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組む。

(4) 支部の設置

- (1) 災害対策本部が自動設置された場合、すべての支部も同時に設置される。

(5) 中央連絡部の設置

災害対策本部が設置された場合、東京事務所に中央連絡部を置く。

(6) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- (1) 総務省消防庁
- (2) 市町、消防本部（局）
- (3) 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊
- (4) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (5) その他の関係機関（国の関係省庁、隣接県等）

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、栃木県災害対策本部条例（昭和37年9月25日栃木県条例第44号）及び栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱の定めるところによる。

本部事務局及び各部並びに支部の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

また、職員招集の迅速化を図るため、職員参集用マニュアルを整備するとともに、災害時における迅速かつ的確な応急活動等を行うために事務局及び各部各班の業務について定める「災害時応急活動マニュアル」について必要に応じた見直しを定期的に行う。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

4 非常配備時における業務

(1) 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- ①災害救助法の適用に関すること
- ②災害予防及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成に関すること
- ③②で作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施に関すること
- ④災害に関する情報の収集に関すること
- ⑤本部の活動体制に関すること
- ⑥支部の活動体制に関すること
- ⑦関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整に関すること
- ⑧国、他の都道府県、市町への応援要請に関すること
- ⑨自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること
- ⑩応援に関すること
- ⑪災害広報に関すること
- ⑫災害対策本部の解散に関すること
- ⑬その他重要な事項に関すること
- ⑭航空運用調整に関すること

(2) 災害対策支部の業務

災害対策支部は、次の災害対策業務を実施する。

- ①支部各所属間の連絡調整に関すること
- ②備蓄物資の管理・払出しに関すること
- ③市町が行う応急対策活動の支援に関すること
- ④その他応急対策活動に関すること

5 代決者

本部長（知事）不在時等の意思決定は副本部長（副知事）が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合には、危機管理防災局長が行う。

6 職員の配備体制

- （１）県内に特別警報が発表された場合は、県は、全組織をあげて災害応急対策を実施するため、非常配備体制（第２非常配備）をとる。
- （２）勤務時間外に県内に特別警報が発表されたことを覚知した場合、指定された職員は、概括的な被害状況を把握しながら、次に掲げる区分により直ちに自主登庁し、災害応急対策業務に従事する。
 - ア 災害対策本部事務局の関係職員・・・災害対策本部事務局
 - イ 緊急対策要員（情報収集要員）・・・予め指定された市町の庁舎（勤務時間内も市町へ参集）
 - ウ その他の職員・・・・・・・・・・・・・平常時勤務する場所

7 災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

〈資料編３－１－７ 県災害対策本部職員の証票等〉

8 緊急対策要員

大規模災害発生時又は知事が必要と認める場合において、被害情報の収集や応急対策業務等を円滑に実施するため、次に掲げる区分により緊急対策要員を設置する。

（１）情報収集要員

勤務時間内及び勤務時間外に県内に特別警報が発表された場合及び震度６弱以上の地震が発生した場合又は知事が必要と認める場合において、被害状況の収集及び初期応急対策業務を迅速かつ円滑に実施するため、市町庁舎に登庁し、予め定められた災害応急対策業務に従事する情報収集要員を指定する。

ア 指定

情報収集要員は、市町庁舎の近隣に居住する職員の中から、知事があらかじめ指定する。

イ 責務

情報収集要員は、勤務時間内及び勤務時間外において県内に特別警報が発表されたことを覚知した場合は、安全を確保の上、あらかじめ定められた市町庁舎に登庁し、初動期における市町での情報収集業務等に従事する。

また、情報収集要員は、栃木県マネジメント総括支援員が派遣された場合には、栃木県災害マネジメント総括支援員の補佐を行う。

（２）栃木県災害マネジメント総括支援員

大規模災害発生時に被災市町において迅速・的確に対応すべき災害業務への対応を支援するため、市町からの派遣要請により、市町災害対策本部へ参画し被災市町の応急対応等を総括的に支援する栃木県災害マネジメント総括支援員を設置する。

ア 指定

過去に危機管理課又は消防防災課に在課経験等がある課長級職員（ただし所属長を除く）又は総括補佐の職位にある者のうちから、知事があらかじめ指定する。

イ 責務

栃木県災害マネジメント総括支援員は、県災害対策本部（災害対策本部が設置されないときは危機管理課）から市町派遣を命じられた場合は、直ちに指定された市町庁舎に登庁し、情報収集要員と連携して幹部職員との調整、被災市町における応援職員のニーズ等の把握を行うなど、被災市町の災害マネジメントの総括的な支援業務に従事する。

（３）広域物資拠点運営要員

大規模災害時に本県に設置される広域物資拠点の開設及び運営を実施する要員として、広域物資拠点運営要員を指定する。

ア 指定

広域物資拠点運営要員は、広域物資拠点の近隣に居住する職員の中から、知事があらかじめ指定する。

イ 責務

広域物資拠点運営要員は、災害対策本部事務局から要請があった場合は、安全を確保の上、災害対策本部が設置する広域物資拠点に参集し、広域物資拠点の開設に係る業務や物資の荷下ろし、仕分け及び積み込み等、広域物資拠点の運営に係る業務等に従事する。

〈資料編３－１－２ 栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱〉

〈資料編３－１－４ 栃木県緊急対策要員設置要綱〉

第６ 市町及び防災関係機関の活動体制

市町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第７ 市町への支援

県は、県内に特別警報が発表された場合及び震度６弱以上の地震が発生した場合又は市町への緊急な支援が必要と知事が判断した場合、第４の８の緊急対策要員（情報収集要員）を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、市町からの要請に基づき、緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）を派遣し、被災市町の災害対策本部に参画して国、他都道府県及び関係機関との調整をはじめ、被災市町の災害対応全般の支援を行う。併せて、物資の提供や機材の貸与、施設の提供など積極的な支援を行う。

また、従来の担当レベルでの情報提供に加え、県幹部職員から市町幹部職員に対して情報提供を行う仕組みを設けるほか、大規模な被害が発生するおそれがある場合等には、知事から関係市町長に対し、直接、助言を行う仕組み（知事ホットライン）を設け、市町に対する防災体制の充実・強化を図る。

知事ホットラインの実施にあたっては、知事と市町長との情報伝達の双方向化に留意する。なお、市町からの質問や再確認等については危機管理課が窓口となって行う。

さらに、知事から関係市町長への連絡に併せて、県関係課から市町担当部課に連絡を行うことで複線化する。

また、県（県土整備部）は、土砂災害警戒情報のほか、県が管理する洪水予報河川および水位周知河川及びダムにおける以下の事象において避難指示等の判断に資する情報提供を関係市町へ行う。

- ・土砂災害警戒情報を発表した場合
- ・氾濫警戒情報を発表した場合
- ・氾濫危険情報または氾濫発生情報を発表し、知事が市町長に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う前

- ・ダムで緊急放流を開始する可能性がある3時間前及び開始する場合等、知事が市町長に対し、避難指示等の判断に資する情報提供及び助言を行う前
- ・ダムで緊急放流を開始する可能性がある1時間前、開始時間の再調整、及び回避又は終了した場合

第8 業務の継続

県は、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況が考えられる中で、発災初動期において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画に準じて、全庁体制で業務を実施・継続する。

第9 市町等の業務継続性の確保

市町等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、市町は、災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要6要素について定めておく。

第2節 防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策

【概要】

気象予警報、水防警報等を関係機関や住民に対し迅速に伝達する。また、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。

第1 情報収集伝達体制

県は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

1 県

(1) 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（危機管理防災局長、危機管理課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

(2) 災害対策主管課の体制

ア 緊急登庁体制

災害対策の主管課である危機管理防災局危機管理課・消防防災課職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、被災市町や防災関係機関との連絡調整にあたる。

イ 連絡体制

市町、消防本部（局）、県警察及び宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

(3) 各災害対策関係課の体制

ア 緊急登庁体制

各災害対策関係課職員（各部局）は、災害発生後災害時応急活動マニュアルその他部局の定めに基づき登庁し、被害情報の収集にあたる。

イ 連絡体制

災害等の状況に応じ、被災市町や関係機関等からの情報収集を行うとともに、危機管理課・消防防災課に被害情報等を報告する。また、必要に応じて国（国土交通省外）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

（４）携帯電話等の配備

災害対策関係職員に対して携帯電話を配備し、防災メール・職員参集メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ＩＣＴ技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討を行う。

（５）休日等における自然災害被害に関する情報収集

県（危機管理防災局）は、初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯において、迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生 of 把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を県職員からの通報により収集し、重要な情報は迅速に各消防本部（局）や県警察本部に情報提供を行う。

2 市町及び防災関係機関

市町及び防災関係機関は、県の体制に準じ、情報の収集、伝達等を迅速に行うものとする。

また、市町は、必要に応じて国（国土交通省等）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

第2 警戒情報等の伝達

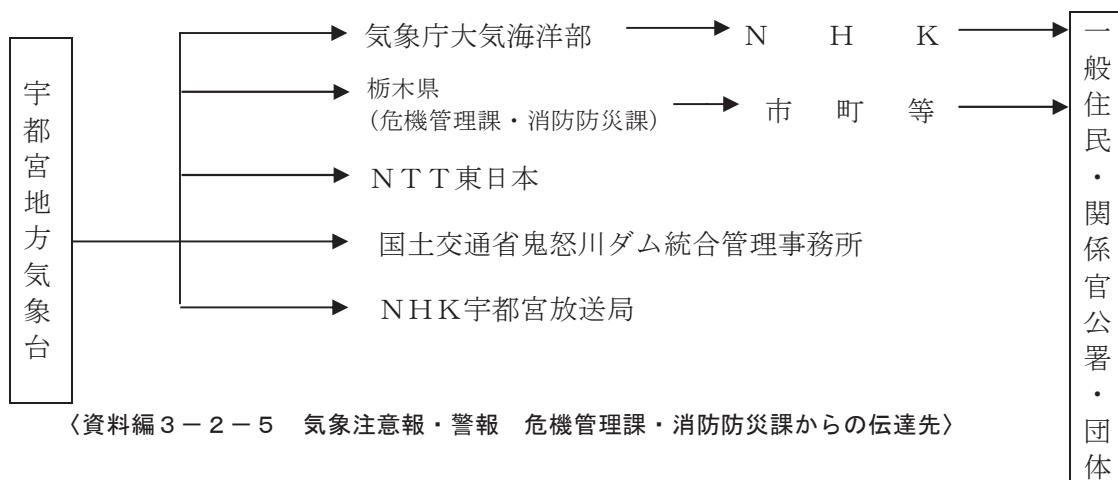
1 気象予警報

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報（本編第2章第11節参照）は以下により速やかに通知する。

〈資料編1-3-3 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準〉

〈資料編1-3-5 地域気象観測所配置図（栃木県）〉

＜気象注意報・警報の伝達系統＞



（１）宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通知する。

（２）県（危機管理防災局）は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに関係課、出先機関、市町、消防本部（局）等の関係機関に通知する。

（３）県警察（警備部）は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、管内交番、駐在所に通知する。

（４）市町は、県からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報を知ったと

きは、必要に応じて住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

- (5) 放送関係機関は、気象注意報・警報の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに県民に対してその旨の周知を図る。

2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

- (1) 土砂災害警戒情報は、県（県土整備部）と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法、土砂災害防止法に基づき発表する。情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

また、県（県土整備部）は、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町に通知するとともに、一般に周知させるため「緊急速報メール」を活用したプッシュ型配信の運用等、必要な措置を講じる。

- (2) 土砂災害緊急情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結果、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。情報は、国又は県が関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。
- (3) 土砂災害に関するその他の情報提供は、県（県土整備部）が県民の自主避難実施の判断に役立てる情報の提供や異常情報の収集のため、「とちぎ土砂災害警戒区域マップ」による土砂災害警戒区域情報の提供、「とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報システム」による降雨情報の提供を行う。

3 指定河川の洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川について、国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部とが共同し、また知事が定める河川について、県河川課と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。

（本編第2章第8節参照）

〈資料編3-3-6 洪水予報の伝達系統〉

4 水位周知

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川において、当該河川の水位が特別警戒水位（知事指定の河川については、これに加え警戒水位、危険水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、国土交通大臣の指定する河川については知事に通知し、知事の指定する河川については直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、一般に周知しなければならない。

〈資料編3-3-7 水位周知の伝達系統〉

5 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が水防の必要がある状況（本編第2章第8節参照）を発表する。

〈資料編3-3-8 水防警報の伝達系統〉

6 ダム放流通知

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通知する。

〈資料編3-2-1 ダム放流通知一覧表〉

7 異常降雪時の情報交換

県（県土整備部・危機管理防災局）、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊及び国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）は、「異常な降雪時の情報交換に関する覚書」に基づき、県内で大雪警報が発表された場合その他必要とする場合において、次の内容の情報交換を行う。

- ア 道路の状況に関すること
- イ 積雪深等の降雪に関すること
- ウ その他必要な事項

8 鉄道事業の用に適合する予報、警報

宇都宮地方気象台は、鉄道事業施設の気象等による災害の防止と事業の運用に資するため、鉄道気象通報を行う。

9 一般県民からの通報

（1）発見者（一般県民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市町又は警察に通報する。なお、土砂災害危険箇所において土砂災害発生の前兆を発見した場合、遅滞なく県（土木事務所）、市町又は警察に通報する。

（2）市町、警察の処置

- ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市町へ通報する。
- イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた市町は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県（危機管理防災局）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

県、市町は、次に掲げる項目に留意し、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- （1）災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- （2）降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況
- （3）住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況
- （4）道路、河川、農地、建物、山林、鉄道、市街地等の被害状況
- （5）上下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- （6）要配慮者利用施設の被害状況
（要配慮者利用施設）

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- （7）消防、水防等の応急措置の状況
- （8）食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- （9）衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- （10）医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
- （11）その他法令に定めがある事項

2 県の情報収集

県は、次により被害状況等の早期把握に努める。

（1）関係機関からの情報収集

市町、消防本部（局）、県警察、ライフライン関係機関等に被害状況を照会し、情報を収集する。なお、迅速な対応と相互応援体制の速やかな運用を図るため、必要と判断される被害情報を情報提供機関に対し定期的に伝達し、情報の共有化を図る。

(2) 県の機関による情報収集

庁内の関係課は、それぞれの担当分野において把握した情報、応急対策活動において把握した情報を相互に提供し、共有化を図る。

さらに、被災地の県出先機関から被災地の状況、所管施設等の状況について情報収集を行う。

(3) ヘリコプター活用による情報収集

ア 県消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視、画像伝送等により被災地域の情報収集を行う。

イ 県警察との連携を図り、必要に応じて県警ヘリコプターによる被災地域の情報収集や収集した情報の提供を要請する。

ウ 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊との連携を図り、ヘリコプターによる被災地域の情報収集を要請する。また、収集した情報の提供を要請する。

エ 災害の状況等により、必要と判断される場合は、関東地方知事会構成都県の相互応援協定に基づき、他県等の消防防災ヘリコプターによる被災地域の情報収集を要請する。

(4) 各部各班による情報収集

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部各部・各班は、所管施設等及び所掌業務に関する被害情報の収集に努め、必要に応じその内容を災害対策本部事務局に報告する。

(5) 県職員の派遣

県内に特別警報が発表された場合及び震度6弱以上の地震が発生した場合又は市町からの要請があった場合或いは市町への緊急な支援が必要と知事が判断した場合、第1節第4の8の緊急対策要員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難指示、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う。

また、災害の状況により、危機管理課・消防防災課職員（災害対策本部が設置された場合は、本部事務局職員）を現地（現地災害対策本部、市町災害対策本部等）に派遣し、情報収集を行う。

(6) 災害時応援協定による情報収集

災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先等に無人航空機（ドローン等）や無線設備等による被災地域の情報収集を要請する。

〈資料編3-2-2 アマチュア無線団体名簿〉

3 市町及び消防本部（局）の情報収集

市町は、市町地域防災計画の定めるところにより、災害情報を収集するものとする。

消防本部（局）は、県民等からの119番通報等による情報の収集を行う。また、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保する。

4 県警察による情報収集

県警察は、県民等からの110番通報等による災害情報等により、警察官を現地に派遣し情報の収集を行うほか、必要に応じて、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの目視、画像伝送等により被災地域の情報収集を行う。

第4 被害状況の報告

1 市町、消防本部（局）の報告

(1) 市町、消防本部（局）は、市町の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

- (2) 市町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

〈資料編 3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編 3-2-4 即報基準一覧〉

2 県の報告

県は、県の区域内に災害が発生し、火災・災害等即報要領により、市町から報告を受けたときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を国（総務省消防庁）に報告する。

なお、災害対策基本法第53条第2項の規定による内閣総理大臣への報告と災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による消防庁長官への報告は、一体的なものとして取り扱うものとする。

また、確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、国（総務省消防庁）に提出する。

第5 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

なお、県、市町等が災害時に利用する通信施設が不足する場合、県（危機管理防災局）は、国（総務省関東総合通信局）、電気通信事業者等に調達を要請するものとする。

区分	通 信 手 段	説 明
県 防 災 行 政 ネ ッ ト ワ ー ク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
中央防災無線		内閣府を中心に、指定行政機関等や指定公共機関等を結ぶネットワーク
消防防災無線		消防庁と全都道府県を結ぶ通信網、電話及びファクシミリによる相互通信と、消防庁からの一斉通報に利用する。
市町防災行政無線		市町の地域において、災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備
NTT	災 害 時 優 先 電 話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定）
NTT ドコモ	災 害 時 優 先 電 話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む）
KDDI ソフト バンク	災 害 時 優 先 電 話	・災害時に優先的に発信できる携帯電話機 ・衛星携帯電話機
そ の 他	消 防 無 線	消防機関の設置する無線設備
	警 察 通 信	県警察専用電話及び無線通信
	非 常 通 信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防 災 相 互 通信用無線機	国、県、市町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

第6 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

- (1) 県から県出先機関、市町、消防本部（局）等へ災害に関する情報等を伝達するときは、一斉通信により行い、情報伝達の迅速化を図る。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、重要通信を確保するため、必要に応じて通信の統制を行う。
- (3) 災害対策を行う上で重要な要因となる各種の気象情報、アメダス情報、河川水位情報等をリアルタイムで県出先機関、市町、消防本部（局）等へ防災情報システム等を利用して配信する。

2 公衆電気通信設備の利用

県、市町、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるので、「災害時優先電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等の措置を行う。

3 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線による消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（主運用波・統制波）で行う。

4 警察通信設備の利用

県、市町、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の依頼

依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の最寄りの無線局等が望ましい。

(2) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を把握できる場合は電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(3) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどの全ての無線局は、許可業務以外の非常通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

〈資料編3-3-3 栃木県非常通信用無線局局名録〉

(4) 非常通信の経路

各市町から県へ伝送される非常通信の主な経路は、次のとおりである。

〈資料編3-3-4 非常通信計画〉

6 防災相互通信用無線局の利用

被災地において防災関係機関等が災害応急対策のため、相互に連絡を行う場合は防災相互通信用無線を利用する。

なお、保有機関、呼出名称等は次のとおりである。

〈資料編 3－3－5 防災相互通信用無線局一覧表〉

第7 通信施設の応急復旧

1 県防災行政ネットワーク

- (1) 通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、移動系回線と衛星系回線を使い分けるなど適時・適切な対応を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。
- (2) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。
 - ア 要員の確保
 - イ 予備電源装置の起動確認及び燃料等の補充
 - ウ 機器動作状態の監視の強化
 - エ 衛星可搬局の配置
- (3) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。
 - ア 衛星可搬局による通信回線の確保
 - イ 職員等による仮復旧の実施

2 通信

通信事業者は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 公衆通信

- ア 可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用。
- イ 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用。
- ウ 電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用。
- エ 基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星車載局、衛星通信システムを使用。

(2) 移動通信

- ア 移動通信無線基地局が被災した場合には、可搬型移動無線基地局車を使用。
- イ 移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用。

3 警察通信

応急時には次に示すような対策を講じる。

- (1) あらかじめ定めている招集・連絡体制に基づき、対策要員を招集する。
- (2) 非常用電源（可搬用発動発電機）、応急用無線電話機等常備している応急通信回線設定用資機材を使用する。

第8 放送要請

県、市町が災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、放送事業者に対し「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を要請する。

〈資料編 3－4－1 関係報道機関各社一覧表〉

〈資料編 3－4－2 災害時における放送要請に関する協定

第3節 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動

【概要】

浸水、土砂くずれ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため応急対策を実施する。

第1 監視、警戒

水防管理者（市町長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、県水防計画に基づき、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

第2 浸水被害の拡大防止

1 市町の活動

水防管理者（市町長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団（消防団）、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市町長）、水防団（消防団）の長、消防本部（局）の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

その他、水防管理団体、消防機関は、県水防計画に基づき、非常配備、避難指示、警戒区域の設定等を行う。

（1）水防管理団体の非常配備

ア 水防管理者が管下の水防団（消防団）に非常配備体制をとらせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- （ア）水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- （イ）水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- （ウ）緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

各水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

ウ 消防機関

（ア）待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に係る気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

（イ）準備

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

- a 水防団（消防団）の団長及び班長は所定の詰所へ集合
- b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所への団員の派遣及び水門等の開閉準備

（ウ）出動

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者（市町長）が出動の必要を認めたときは、ただ

ちに管下水防機関をあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。

ただし、いずれの段階で出動を行うかは、各水防管理者(市町長)が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

第1次出動

水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所早期水防等を行う。

第2次出動

水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。

第3次出動

水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

(エ) 解除

河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に低下した場合、又は氾濫注意水位以上であっても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

(2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、水防団長、水防団員(消防団員)、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(3) 住民に対する避難の指示

市町長(水防管理者)は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

2 県の活動

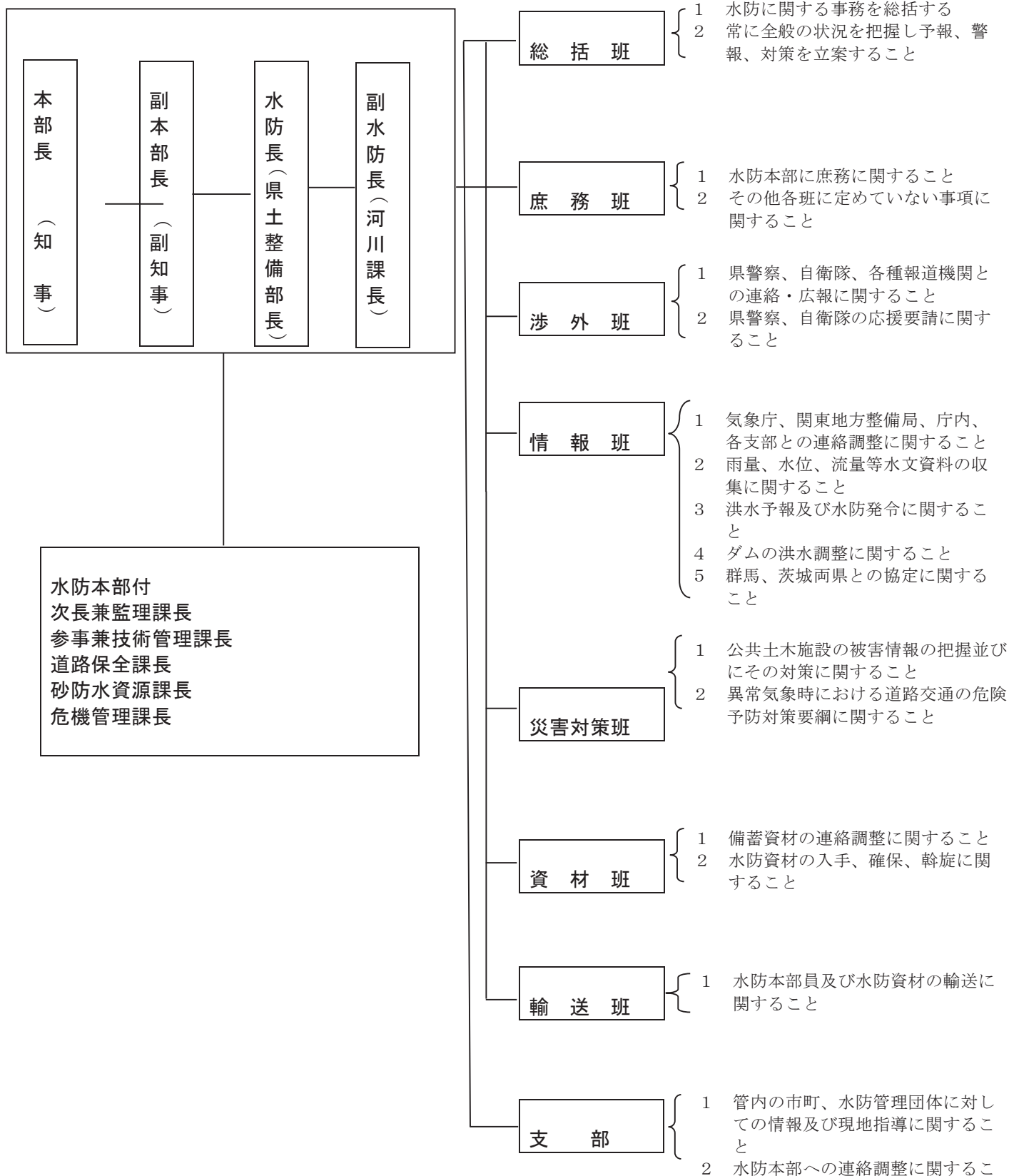
(1) 県水防本部の設置

水防に関する予報、警報が発せられた場合、又は知事が必要と認めた場合は、県水防計画に基づき県に水防本部を設置し、水防活動を実施する。

ア 県水防本部の組織

水防本部の事務局は、県土整備部河川課に置き、本部の組織、事務分担は次のとおりとする。

<水防本部の組織>



※支部：宇都宮・鹿沼・日光・真岡・栃木・矢板・大田原・烏山・安足土木事務所

※ただし、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部に統合され、活動を継続するものとする。

イ 県水防本部の非常配備

県水防本部は、次のとおり非常配備体制をとる。

種類	体制区分	発令基準	主な活動内容	配備体制人員	配備発令者
準備配備体制	(待機)	①宇都宮地方気象台から大雨、洪水に関する注意報が発表された場合 ②水防団待機水位(通報水位)に達している等、雨量、水位、その他の状況等により待機する必要があると判断された場合	気象情報の収集、観測連絡等水防事務を行うとともに、必要により管内を巡視し、状況を把握するとともに、ただちに非常配備体制に移行できる体制を準備する。	活動業務に支障をきたさない程度の人員	水防本部副水防長または各支部支部総括
非常配備体制	第1次配備体制(準備)	①大雨、洪水に関する警報が発表された場合 ②氾濫注意水位(警戒水位)を越える河川が発生すると予想される場合 ③降雨状況や出水状況から災害が発生すると予想される場合	気象情報の収集、雨量、水位等の観測および連絡に当たるとともに、資機材の点検確認、危険箇所、輸送路等の巡視を行い、直ちに水防管理団体等に対する現地指導や本格的な水防活動が実施できる体制の確立	活動業務に支障をきたさない程度の人員 事態の推移により増員	水防本部水防長または各支部支部総括
非常配備体制	第2次配備体制(出動)	①氾濫注意水位(警戒水位)を越える河川が発生し、災害の発生が予想される場合 ②災害が発生した場合	気象情報の収集、雨量、水位等の観測および連絡等を行うとともに、堤防その他危険箇所等を巡視するとともに厳重な警戒にあたり、状況によっては、早期に水防活動が実施できる体制の確立	雨量・水位状況や被災の状況により、水防本部長及び各支部支部長の判断	水防本部本部長または各支部支部長

※1 地震により堤防に異常が発見された場合には、状況により非常配備体制をとる。

※2 災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合され活動を継続する。

※3 各配備体制の終期は、各配備体制発令基準に基づき、上位または下位に移行した場合とする。

※4 水防本部の解除は、大雨および洪水に関する注意報が解除され、かつ全ての河川で水防団待機水位(通報水位)を下回ったときとする。

ウ 水防活動

県は、県水防計画に基づき、水防管理団体、水防管理者等と緊密な連携のもと、水防活動を実施する。

(ア) 住民等に対する避難の指示

知事又はその命を受けた県職員若しくは水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合は、水防法第29条の規定により、必要と認める区域の住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行う。

(イ) 水防管理者、消防機関の長に対する指示

知事は、水防上緊急を要する場合は、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者、水防団（消防団）の長、消防機関の長に対し、必要な指示を行う。

(2) 県災害対策本部の設置

河川の氾濫、洪水等に対する水防活動の状況、大規模な土砂災害等の発生により、県災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合して応急対策活動を継続する。

第3 ダムからの放流による洪水被害の拡大防止

1 洪水調節

県（県土整備部）は、ダム毎に定めた操作・規則・細則により洪水調節を行い、下流河川の洪水の軽減を図る。

2 事前放流

県は、ダムの計画規模を上回る洪水に備え、利水容量の一部を活用しより多くの洪水調節容量を確保するため、事前放流を行い、ダムの洪水調節機能の強化を図る。

第4 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害危険箇所等の点検・応急措置の実施

県（県土整備部）、市町、消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所等の点検に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

県（県土整備部）及び市町は、被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明に努める。

3 避難対策

県、市町、消防は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本編第3章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

第5 河川管理施設等の対策

県（県土整備部）及び市町は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

第6 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第7 異常降雪時の対策

県（県土整備部）、国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）、市町等道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第8 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

震災対策編第3章第9節第2の2に準ずる。

第4節 自治体・消防・省庁・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請

【概要】

県、市町は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度や知事会等の相互応援協定に基づく応援要請や自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

第1 県が行う応援の要請

県（危機管理防災局）は、災害の規模・態様を勘案し、他都道府県からの応援が必要と判断する場合、応援応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を総務省に要請するほか、必要に応じて、災害時応援協定に基づき、他の都道府県に対し応援を求める。

また、県（各部局）は、専門業務・専門職の支援が必要な場合、関係省庁に対し支援を求める。

〈資料編2-23-3 震災時等の相互応援に関する協定関係〉

〈資料編2-23-4 全国都道府県における災害時の広域応援関係〉

〈資料編2-23-7 災害時相互協力に関する申合せ〉

〈資料編2-23-8 各省庁における派遣スキーム一覧〉

〈資料編2-23-9 応急対策職員派遣制度に関する要綱〉

第2 市町が行う応援の要請

被災した市町は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求める。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

（1）「災害時における市町相互応援に関する協定」に基づく相互応援

被災市町は、同協定に基づき、県内の他の市町に対して応援要請を行う。また、各市町は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

〈資料編2-23-1 災害時における市町相互応援関係〉

（2）協定等に基づく相互応援

被災市町は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、他の市町等に対して応援要請を行う。

（3）県への応援要請

被災市町は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

県（総合政策部・経営管理部・危機管理防災局）は、庁内の応援職員を確保するとともに、栃木県市長会及び栃木県町村会と調整の上、被災していない市町の応援職員を確保し、被災市町に職員を派遣する。

なお、県（危機管理防災局）は、市町からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に市町の応急対策活動を支援するための職員を派遣することができる。

第3 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第8節に準ずる。

第4 内閣総理大臣又は指定行政機関、指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あっせん

- （1）市町は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県（経営管理部）に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策に万全を期する。
- （2）県（経営管理部）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定行政機関や指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣等応援を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関や指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求め、災害対策に万全を期する。
- （3）県（経営管理部）、市町は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。
 - ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由
 - イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を要請する期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第5 指定行政機関等に対する災害応急対策の要請

県（各部）は、災害応急対策が的確、円滑に行われるようにするため、必要がある場合は、指定行政機関の長、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関に対して災害応急対策の実施を要請する。

また、大規模災害により、全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合、以下の事務について、応急措置の全部又は一部を代行するよう要請する。

- ア 他人の土地等を一次使用し、又は土石等を使用し、若しくは使用する権限
- イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第6 ライフライン関係機関との連携

県（危機管理防災局）は、通信、交通、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- （1）県の災害応急対策活動との調整
- （2）ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- （3）復旧作業にあたって重機等の確保

〈資料編3-1-6 ライフライン等関係機関連絡調整会議設置要綱〉

第7 物流関係機関との連携

県（県土整備部・危機管理防災局）は、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時応援協定に基づき、大規模な災害が発生した場合において、支援物資を適時・適切に被災した市町に届けられるような仕組みを検討するとともに、必要に応じて物流専門家を県災害対策本部、県一次集積拠点、被災市町等に派遣するよう両協会に要請する。

物流専門家は、物資の総合的なコントロールを行うため、災害対策本部事務局職員と協力し

て、物資の在庫管理や輸送トラックの配送指示等、必要な調整を行うものとする。

第8 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

県（危機管理防災局）は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合又は市町長から自衛隊の派遣要請依頼があり、必要と認めた場合に自衛隊に対して災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の 捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、 病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8 人員、物資の 緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、支援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の 無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の 保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の 措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請手続

「栃木県災害広域受援応援計画」に定める。

〈資料編3－1－8 自衛隊の災害派遣の要請・体制〉

4 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市町が負担する経費は概ね次のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市町が協議するものとする。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第5節 災害救助法の適用

【概要】

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は必要な場合に災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

第1 災害救助法の適用基準

県（危機管理防災局）は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当するとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、救助を実施することを決定する。

1 住家等への被害が生じた場合

- （1）当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- （2）当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数（1）の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- （3）当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- （4）当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

- （1）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）
 - ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

＜災害救助法適用基準一覧表＞

市町村の人口（直近の国勢調査の人口）		滅失世帯数
5,000人未満		30世帯以上
5,000人以上	15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上	30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上	50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上	100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上	300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上		150世帯以上

- （注） 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1／2世帯、床上浸水にあつては1／3世帯とする。
- 2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

＜資料編3－8－3 市町別災害救助法適用基準一覧表＞

第2 災害救助法の適用手続

- (1) 県（危機管理防災局）は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市町に対し、被害状況について報告を求める。市町は、県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県（危機管理防災局）に報告するものとする。
- ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 市町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 市町災害救助法所管課は、消防防災所管課、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- (4) 県（経営管理部、危機管理防災局）は、必要に応じて職員を派遣し、市町の行う被害状況の調査に応援、協力、立ち会い等を行う。
- (5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 県（危機管理防災局）は、市町から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。
- ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市町は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。
- (7) 県（危機管理防災局）は、市町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、適用市町、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

(告示例)

栃木県告示第〇〇号
 令和〇年〇月〇日に発生した〇〇災害に関し、〇月〇日から〇市(町)の区域において災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施することとしたので、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第1条第2項の規定により公示する。
 令和〇年〇月〇日
 栃木県知事 〇〇〇〇

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、知事及び市町長は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

(救助の種類)

■災害が発生した段階の救助

- | | |
|------------------------|-------------|
| ① 避難所の設置 | ② 応急仮設住宅の供与 |
| ③ 炊出しその他による食品の給与 | ④ 飲料水の供給 |
| ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | ⑥ 医療 |
| ⑦ 助産 | ⑧ 被災者の救出 |
| ⑨ 被災した住宅の応急修理 | ⑩ 学用品の給与 |
| ⑪ 埋葬 | ⑫ 死体の搜索 |
| ⑬ 死体の処理 | ⑭ 障害物の除去 |
| ⑮ 応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費 | |

■災害が発生するおそれ段階の救助

①避難所の設置

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部）を設置し、その所管区域となり、当該区域で被害を受けるおそれがある場合となる。

（１）県は、前述のうち②以外は原則として、その事務の全部又は一部を市町長に行わせる（委任する）。

この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市町長に通知し、直ちにその旨を公示する。

（２）（１）により知事の権限の一部を市町長が行うこととした場合を除き、市町長は、知事の補助機関として救助を行う。

（３）市町は、（１）による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。この場合、県は、市町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。

（４）救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社令第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。

（５）救助の実施の基準は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

〈資料編 3-8-1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 3-8-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）〉

第 6 節 災害発生時の避難対策

【概要】

市町、県、防災関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

第 1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

1 実施体制

避難指示等は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

区 分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
高齢者等 避難	市町長 災害対策基本法 第56条第1項・第2項	一般住民の避難準備 ・避難に時間がかかる 要配慮者等の立ち 退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
避難の 指示	市町長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 水防法第29条	立ち退きの指示	洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき

	警察官 災害対策基本法 第61条第1項・第2項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	市町長が立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき
	警察官 警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき
	自衛官 自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる
緊急安全確保措置の指示	市町長 災害対策基本法 第60条第3項	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	緊急安全確保措置の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警察官 災害対策基本法 第61条第1項	緊急安全確保措置の指示	市町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき

2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

(1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

市町長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、以下の避難情報を発令する。

市町長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

ア 高齢者等避難

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

イ 避難指示

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を指示する。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

ウ 緊急安全確保

高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

(2) 市町への助言等

県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、市町の対策を支援する。特に、市町長が早期に適切な避難判断を行うことができるよう、県（県土整備部・危機管理防災局）は宇都宮地方气象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努める。

市町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示等に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

知事は、市町長に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単な

る自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

(3) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容

市町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。

- | | | |
|----------|------------|------------|
| ア 避難対象地域 | イ 避難先 | ウ 避難経路 |
| エ 避難の理由 | オ 避難時の注意事項 | カ その他の必要事項 |

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

住民は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(自らの避難行動を確認)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保※可能な範囲で発令

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権限

	設定権者	設定の基準
(1)	市町長 災害対策基本法 第63条第1項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 水防法 第21条第1項	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消防吏員、消防団員 消防法 第28条第1項、第36条	火災の現場、水災を除く災害
(4)	警察官 災害対策基本法 第63条第2項 他	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法 第63条第3項	(1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

市町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

第3 避難指示等の周知・誘導

1 高齢者等避難

市町は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

2 住民への周知

避難の指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世

帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 市町防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 町内会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) ヘリコプターによる伝達
- (6) テレビ、ラジオ（コミュニティ放送局及び臨時災害放送局を含む）、有線放送等による伝達

3 市町の報告

市町は、避難の指示を実施したとき又は他の機関が避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県（危機管理防災局）に報告する。

4 関係機関相互の連絡

市町その他の避難指示等実施機関は、避難の指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

5 避難の誘導

(1) 住民の誘導

市町その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察署、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させるなど速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

デパート、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 帰宅困難者の支援

市町は、徒歩帰宅者等に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

- (1) 市町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所を設置する。
- (2) 市町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、迅速な開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れられる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (3) 市町は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。
- (4) 市町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受入れる者を誘導し、保護する。
- (5) 市町は、開設している避難所については、リスト化に努める。
- (6) 市町は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の

情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

- (7) 市町は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県（危機管理防災局）に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所	イ 受入人員
ウ 開設期間の見込み	エ その他必要事項

2 避難所の運営

市町は次の措置を講じる。

- (1) 自主防災組織、自治会、市町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）に、男女双方を配置するよう努める。
- (2) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう配慮するとともに、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努め、外国人等への情報伝達においても多言語表示シートの提示等により配慮する。
- また、障害者に対しては、食料や衣服の配布などの生活情報や余震などに関する避難情報が伝達されにくく、周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する状況もあることから、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供を行う。
- (3) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
- (4) 衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。さらに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (6) 避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。
- (7) 警察署と十分連携を図りながら巡回を行う。
- (8) 運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズへの対応に努める。
- なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、とちぎ男女共同参画センターなどを積極的に活用する。
- (9) 通信事業者の協力を得て、非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (10) 必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。
- (11) 安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市町本庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (12) 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報管理を徹底する。
- (13) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮し

た食料の確保等に努める。

(14) 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保に努める。

(15) 避難の長期化等必要に応じて、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況など、避難者の健康状態の把握に努める。

第5 栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）による支援

県（保健福祉部）は、県社会福祉協議会及び福祉関係団体との栃木県災害福祉広域支援協議会を活用し、避難所等に福祉専門職で編成される栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）を派遣する。栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）は、避難所等において市町と連携し、専門的見地から避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備等を実施する。

〈資料編 2-4-2 栃木県災害福祉広域支援協議会設置要綱〉

〈資料編 2-4-3 栃木県災害福祉広域支援協議会運営要領〉

〈資料編 2-4-4 栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領〉

第6 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

県（保健福祉部）及び市町は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、乳児ミルク（アレルギー除去ミルク含む）、アレルギー除去食品等の病者用食品、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

県（保健福祉部）及び市町は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスカを実施する。

3 外国人への対策

県（生活文化スポーツ部）及び市町は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第7 こころのケア対策

県（保健福祉部）及び市町は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第8 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。また、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

県（危機管理防災局）及び市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。

1 避難所外避難者の把握

市町は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また、県は市町に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

市町は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第9 市町における計画

市町長は、住民が安全、迅速に避難できるよう、市町地域防災計画の中で、次の事項を定めておく。

なお、市町長は、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難場所の所在地、名称、概況、受入可能人員
- (2) 避難指示等の伝達方法
- (3) 避難誘導方法
- (4) 避難所の開設、運営方法
- (5) 要配慮者の避難支援の方法
- (6) その他必要事項

〈資料編 2-21-2 市町別指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表〉

第10 帰宅困難者対策

震災対策編第2章第11節第1に準じて行う。

第11 県民の広域避難等

1 市町域を越えた避難等

市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、被災市町のみでは十分な避難者の受入れが実施できないときは、災害時における市町相互応援に関する協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑に実施するための支援協力を行う。

2 県域を越えた避難

県（危機管理防災局）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県域を越えた避難・収容が必要と認められるときは、次の方法により他の都道府県及び国に対し応援を要請する。

- (1) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）に基づく相互応援
- (2) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（全国知事会）に基づく相互応援
前記の協定に基づく応援でもなお十分な応急対策が実施できない場合は、同協定に基づき、全国知事会を通じて都道府県に対して応援要請する。

なお、具体的要請は、全国知事会又は関東地方知事会の幹事都県等に対して行う。

- (3) 内閣総理大臣への応援要請
- (4) 災害対策基本法に基づく他都道府県への広域一時滞在（4参照）要請

〈資料編2-23-10 災害時広域関東圏連携ルール〉

3 県外へ避難した避難者への支援

- (1) 県外避難者に関する情報収集

県（危機管理防災局）は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため、全国避難者情報システム等を活用して県外避難者に関する情報を収集し、避難元市町に提供する。

- (2) 県外避難者への情報提供

県（危機管理防災局・その他部局）は、避難元市町と連携して、避難元市町に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

4 広域一時滞在対策

市町は、その市町域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、市町は、県（危機管理防災局）と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

県は、市町からの要求があったときは、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

第12 県外避難者の受入

震災対策編第3章第5節第11に準じて行う。

第13 被災者台帳の作成

市町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、災害対策基本法の規定により、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第7節 警察における活動体制

【概要】

災害時における警備体制を確立し、情報収集、救出救助活動、社会秩序維持活動等、県民の生命、身体、財産の保護に努める。

第1 警備体制の確立

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報収集に努め、住民等の生命、身体の保護を第一とした次の災害警備活動等を実施する。

1 広域的な応援体制

被害の規模に応じて、速やかに、警察庁又は他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊を始めとする必要な部隊の要請を行う。

また、他県での大規模災害の発生を認知したときは、あらかじめ定められたところにより、速やかに応援体制を整備する。

2 警備体制の種別

警備体制は、災害の規模、程度により、概ね次のとおりとする。

（1）準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると考えられる場合は、準備体制とする。

（2）警戒体制

気象庁から各種の警報が発せられる等、災害の発生が予想される場合は、警戒体制とする。

(3) 非常体制

災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、非常体制とする。

3 災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制の種別等に応じて、県警察本部、警察署等に所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡室、災害警備準備室等を設置する。

第2 応急活動対策

県警察は、住民等の生命、身体の保護を第一とした下記の応急活動を実施する。

1 情報の収集・伝達

(1) 被害状況の把握及び伝達

災害による人的・物的被害状況を迅速、的確に把握し、警察組織はもとより、関係機関等に速やかに伝達する。二次災害についても同様に把握し、連絡する。

(2) 多様な手段による情報収集等

交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター、無人航空機（ドローン等）操縦者等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に従事させる。その際、必要に応じて情報収集活動に専従するための私服部隊の投入を行う。

2 救出救助・避難誘導活動等

把握した被害状況に基づいて、迅速に機動隊等を、被災地を管轄する警察署等に出動させる。

被災地を管轄する警察署は、自署員、応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況を踏まえて部隊の担当区域を決定する。また、消防等他の防災関係機関と随時調整を行い、現場活動を円滑に実施するように努める。

3 関係機関との協力・調整

必要に応じて、関係機関と合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、それぞれの部隊間の情報共有及び活動区域や任務の調整等を行うとともに、必要に応じて部隊間相互協力を行う。

4 二次災害の防止と避難誘導等の措置

被災地を管轄する警察署は、二次災害の危険場所等を把握するため調査班を編成し、区域を定めて調査を実施するとともに、市町災害対策本部等と連携して、避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 死体見分等

県警察は、関係機関と協力し、見分要員、場所の確保を行うとともに、医師と連携して、迅速かつ的確な見分、身元確認、遺族等への遺体引き渡し等に努める。

6 被災者等への情報伝達活動・相談活動

(1) ニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災地を管轄する警察署は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用する等して、適切な伝達に努める。

また、特に避難行動要支援者に対する配慮に努める。

(2) 相談活動の実施

被災地を管轄する警察署は、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所等への警察官の立ち寄りによる相談活動を推進する。

7 関係機関との相互連携

災害応急活動にあたっては、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

第3 社会秩序の維持

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗や避難所内での女性や子供等に対する性暴力・DVやトラブルなどを防止するため、被災地や避難所、その周辺におけるパトロールの強化を行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

第4 施設の復旧

警察施設の復旧については、その重要性に鑑み、可能な限り迅速、円滑な復旧を図る。

第8節 救急・救助活動

【概要】

関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

第1 県民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部（局）等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 市町、消防機関の活動

市町、消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

（1）災害発生時に消防職員、水防団員（消防団員）は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得る

など、効率的な救助活動の実施に努める。

- (2) 生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合は、救助の目的のため、携帯電話事業者に対して位置情報の提供を積極的に要請する。

2 救急活動の実施

- (1) 市町は、直ちに地元医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。
(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

- (3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプター等の運用

県（危機管理防災局）は、ヘリコプターの機動性を活かした被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などの応急対策を、市町、他県等と連携して実施する。

1 県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより緊急運航する。

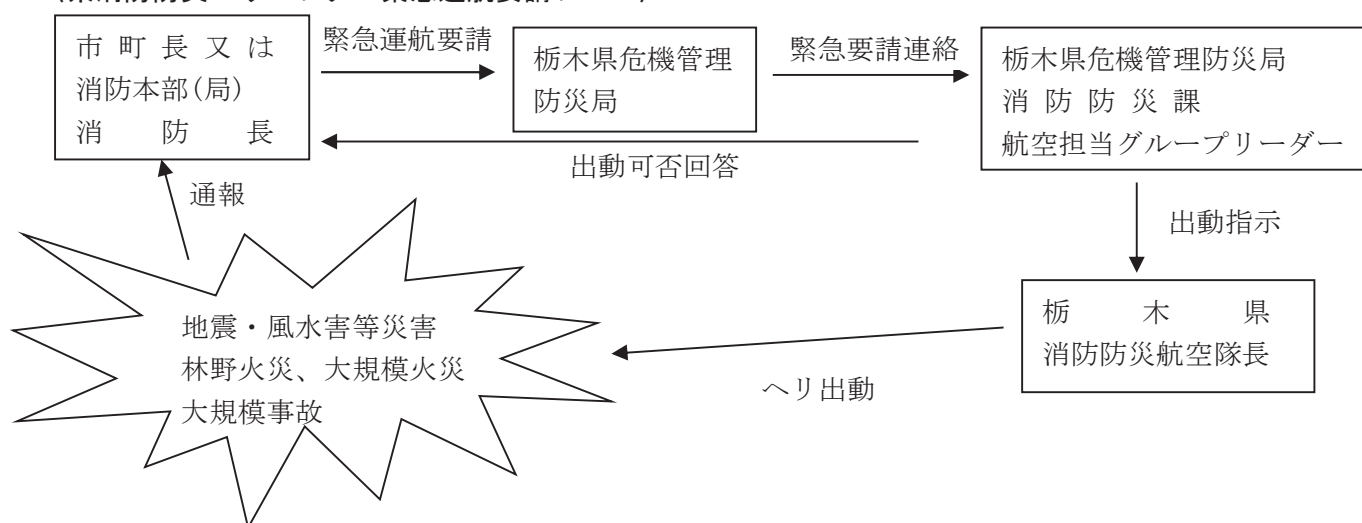
(1) 緊急運航

県（危機管理防災局）は、大規模災害発生時には、県消防防災ヘリコプターの積極的な活用を図り、速やかに被害の実情把握に努めるとともに、市町等からの支援要請を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう航空運用調整班活動マニュアルを基に運航の計画を調整する。

2 市町長等からの緊急運航の要請

災害等が発生した市町の長又は所轄の消防本部（局）の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県（危機管理防災局）に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉



3 航空機の運用調整等

県（危機管理防災局）は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じ

て、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、同空域が指定された際には、報道機関等からの無人航空機（ドローン等）の飛行許可申請に係る調整を行う。

第4 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

〈資料編 2-19-1 特殊災害消防相互応援協定書〉

〈資料編 2-23-5 栃木県広域消防応援等計画〉

(2) その他の協定

市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

2 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県（危機管理防災局）は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

(2) 消防応援活動調整本部の設置

県（危機管理防災局）は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに消防応援活動調整本部を設置する。

調整本部の事務は栃木県緊急消防援助隊受援計画のとおりとし、庶務については県消防防災課又は県災害対策本部事務局において処理する。

第5 県警察の活動

県警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出救助活動（第7節第2の2参照）、緊急交通路の確保（第10節第3の1参照）、広域緊急援助隊等の援助要請（第7節第1の2参照）を実施する。

第6 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、県警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

第7 消防、県警察、自衛隊との連携強化

県は、災害応急対策活動にあたって、消防本部（局）、県警察、自衛隊との適切な連携のもと迅速、適切に救出・救助活動を実施する。

(1) 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

(2) 自衛隊の派遣

派遣要請を受け、又は自らの判断により派遣された自衛隊は、消防本部（局）、県警察と連携して活動にあたる。

(3) 連絡調整員の現地派遣

各機関は、被災市町に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施にあたって、機関相互の現場レベルの調整を行う。

〈主な調整内容〉

- ア 被災者の検索、救助における地域の割り当て
- イ 一斉合同搜索活動の実施
- ウ 救助のための人員、資機材等の確保
- エ 交通規制の実施

〈資料編 3-1-5 災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議要綱〉

(4) 救出・救助活動等への協力

県（危機管理防災局）は消防、警察等から依頼があった際には、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の運用により救出・救助等に協力する。

第9節 医療救護活動

【概要】

関係機関が連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護・助産活動を実施する。

第1 市町の実施体制

被災者に対する医療助産を実施するとともに、医療救護班を編成・出動し、災害の状況により地元医師会に出動を要請する。また、市町のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 県の実施体制

県（保健福祉部）は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。また、多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害等の状況を判断し、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。

その他、精神保健医療ニーズが見込まれる場合などは、状況に応じ、DPAT登録医療機関等に対して、DPATの派遣を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。

医療救護活動の実施に当たり、県（保健福祉部）は、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に保健医療福祉調整本部を、被災地に医療圏域別保健医療福祉調整本部を設置する。保健医療福祉調整本部には、必要時、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、県医師会長の指揮の下、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。

医療圏域別保健医療福祉調整本部は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の保健・医療・福祉ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、医療チーム及び各種支援チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制の整備について協議決定し、その実施を推進する。

なお、県（保健福祉部）は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。

1 県の組織する救護支援班の編成

健康福祉センター職員等をもって、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成する。

2 医療機関等が編成する救護班等

- (1) 災害拠点病院において1班以上の救護班を編成
 - (2) D M A T ・ L D M A T 指定病院において1チーム以上のD M A T ・ L D M A T を編成
 - (3) 県医師会において協定に基づく救護班（J M A T）を編成
 - (4) D P A T 登録医療機関においてD P A T（先遣隊）を編成
- (注) L D M A T（ローカルディーマット）とは、県が養成する県内災害等に対応する地域版D M A T のことである。

〈資料編2-20-4 医療機関等の救護班・D M A T ・ L D M A T ・ J M A T ・ D P A T の編成概要〉

〈資料編3-13-1 災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社栃木県支部に委託する契約書〉

〈資料編2-20-1-1 災害時の医療救護に関する協定（県医師会）〉

〈資料編2-20-3 栃木県D M A T 運営要綱〉

第3 関係機関の活動

- (1) 関係機関・団体の実施すべき業務

県、市町をはじめ、日本赤十字社栃木県支部、栃木県医師会、県警察、自衛隊等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

- (2) 指令及び通報

災害時における医療活動にあたっての的確な指令、通報を行うため、関係機関・団体の事務担当者は、事前に通信先、通信方法（衛星系移動通信設備等）を確認しておく。

〈資料編3-13-2 災害時緊急連絡体制図〉

第4 救護所の設置

救護所の設置は原則として市町が行うものとする。

救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所を充てる。

〈資料編3-13-3 医療機関の収容能力一覧表〉

〈資料編3-13-4 入所施設を有する助産所一覧表〉

第5 医薬品等の確保・供給

県（保健福祉部）は、本編第2章第5節第2に基づき整備した備蓄・調達体制により、医療救護に必要な医薬品、医療機器類、輸血用血液製剤等の円滑な供給を図る。

第6 医療支援の受入調整

県（保健福祉部）は、県外からの医療支援の受入れに当たり、災害医療コーディネートチームと連携を図りながら、被災地の医療ニーズに対応して、医療派遣団等の受入れ、活動場所等の振り分けを行う。

第7 医療施設の応急復旧

市町は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

第10節 緊急輸送活動

【概要】

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

第1 実施体制

被災者の輸送は、市町が行う。県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、市町の対策を支援する。

第2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第1段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 国、県、市町等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員及び物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 交通路の確保

1 県警察は、次により緊急交通路の確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確、円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。なお、緊急交通路が指定された場合は速やかに周知し、緊急通行車両等の手続きについて配慮する。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地周辺の都県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

〈資料編3-6-1 災害時における緊急通行車両等及び規制除外車両の確認事務取扱要領〉

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事

項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

- ア 交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努める。
- イ 必要に応じて、放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて道路啓開等必要な措置をとる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携に努める。

2 県（県土整備部）及び各道路管理者は、次により緊急交通路のほか、重要物流道路、緊急輸送道路等の重要路線の優先的な確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の職員、関係機関等からの情報に加え、CCTV等のあらゆる手段を講じて、重要路線を中心に被害状況や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 重要路線の確保

道路管理者は、重要路線の路上障害物の除去や簡易な応急復旧により、緊急通行車両の通行路線を確保する。

ア 道路管理者は、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。
- ・ 運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。
- ・ 車両等の移動のためやむを得ないとき、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。
- ・ 車両移動等にあたっては、国、市町、警察、防災担当部局等と相互に緊密な連携に努める。

イ 重要路線が使用不能な状態の場合は、他の道路管理者と連携して市町道、林道、農道等の代替路線を確保する。

〈資料編 2-16-1-1 重要物流道路及び代替・補完路、緊急輸送道路指定路線〉

〈資料編 2-16-1-2 緊急輸送道路一覧〉

第4 輸送手段の確保

1 市町の確保体制

(1) 市町は、地域の現況に即した車両等の調達体制を整備しておく。

(2) 市町は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の提供（貸与等）を要請する。

(3) 市町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県（経営管理部）に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

- ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
- イ 車両等の種類、台数
- ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- エ 集結場所、日時
- オ その他必要事項

2 県の確保体制

(1) 県有車両、消防防災ヘリコプターの利用

震災時の緊急輸送活動に備え、県（各部局）は県有車両の調達体制とともに、県（危機管理防災局）は消防防災ヘリコプターの利用体制を整備しておく。

（２）営業用車両、民間ヘリコプター等の利用

ア　トラック、タクシー等営業用車両の利用が必要な場合、県（県土整備部）は関東運輸局栃木運輸支局に連絡し、調達あっせんを依頼する。また県（県土整備部）は、関東運輸局栃木運輸支局からのあっせん、「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」等に基づき、協定締結先に協力を要請する。

イ　民間ヘリコプターの利用が必要な場合、県（県土整備部）は、栃木ヘリポート連絡協議会に対し、民間ヘリコプターのあっせんを依頼する。

（３）相互応援協定に基づき、他の都道府県に対して車両の提供（貸与等）を要請する。

（４）陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊に対し、車両等の派遣を要請する。

（５）各鉄道事業者に協力を要請する。

（６）県（県土整備部・危機管理防災局）及び市町（災害対策基本法第７１条第２項による場合）

は、必要に応じ、自動車運送事業者、鉄道事業者及び軌道経営者並びにこれらの従業者に対し災害対策基本法第71条第１項の規定により緊急輸送のための従事命令を発する。

３ 営業用車両等の費用の基準

輸送あるいは車両等の借り上げに要する費用は、認可または届出された運賃・料金による。

第５ 輸送拠点の確保

県、市町は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送拠点を確保する。

１ 物資拠点の確保

県（県土整備部・危機管理防災局）は、支援物資の集積、配布の円滑化を図るため、広域物資拠点（県有施設、県営都市公園）を確保する（第２章・第18節・第２参照）とともに、危機管理防災局は、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した「災害時応援協定」に基づき、同協会に物資集積施設の提供を要請する。

２ 物資拠点の運営

県（危機管理防災局）は、必要に応じ設置した広域物資拠点の運営を「災害時応援協定」に基づき、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会の協力のもとに行い、支援物資の受入れから、保管、仕分け、市町が設置する地域物資拠点への搬送までを行う。

３ 臨時ヘリポートの確保

県（危機管理防災局）は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

〈資料編２－22－２ 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

４ 関係機関等との連携

県は、有料道路管理者と協力し、応急対策要員や緊急物資等の緊急輸送を迅速、円滑に行う。

第11節 物資・資機材等の調達・供給活動

【概要】

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、調達・供給体制を確立する。

第1 基本方針

1 実施体制

市町は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。被災市町のみでは対応出来ない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

県（危機管理防災局）は、市町からの要請があった場合又は市町からの要請を待ついとまがなく市町への緊急な支援が必要であると認めた場合、市町への支援を実施する。

また、県だけで対応出来ない場合は、必要に応じて相互応援協定を締結する都道府県や指定行政機関、指定地方行政機関に応援を要請する。

なお、県（危機管理防災局）は、平成30（2018）年3月に策定した「災害時における支援物資の広域物流マニュアル」を活用し、県トラック協会・倉庫協会の参画等による輸送体制を確保することで、広域物資拠点（県）から地域物資拠点（市町）並びに避難所までの円滑な物流システムを確立する。

2 季節への配慮

県（危機管理防災局）及び市町は、災害の発生時季、時間の経過とともに変化するニーズを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

県（保健福祉部・危機管理防災局）及び市町は、難病患者、透析患者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギーを有する者等に配慮した食品や生活必需品の調達に配慮する。

第2 給食

1 供給の対象

市町は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- （1）炊き出し等による給食を行う必要がある被災者（避難者、被災により炊事ができない者）
- （2）ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- （3）被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

2 食料の調達、供給

県（各部）は、市町から要請を受けた場合や被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料を調達し、供給する。

（1）備蓄物資の供給

県（危機管理防災局）は、備蓄計画に基づき県内に分散備蓄している食料を供給する。

（2）食料の調達

①県（農政部）は、次により米穀の調達を行う。

ア 全国農業協同組合連合会栃木県本部に対して、協定に基づく米穀の供給を依頼する。

イ 米穀卸売業者に対して、保有の米穀の供給を依頼する。

〈資料編3－9－1 米穀調達の連絡場所等〉

ウ 上記ア、イによっても不足する場合は、農林水産省に対し災害救助用米穀の引き渡しを要請する。

エ 市町から要請があった場合や災害の状況等から判断して必要と認められる場合は、協定に基づき関係団体、製造業者に玄米のとう精、炊飯等を依頼する。

〈資料編 3-9-4 食料関係協定先一覧〉

②県（危機管理防災局）は、物資供給協定締結先に対して、食料の供給を依頼する。

③県（農政部）は、協定に基づき生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

〈資料編 3-9-4 食料関係協定先一覧〉

（３）要配慮者への配慮

市町は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう要配慮者の把握及び物資の抽出・確保等を行う。

なお、当該市町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県（保健福祉部）は、市町からの要請があった場合又は市町への支援が必要と判断した場合は、市町の対策を支援する。

（４）食料の配給

被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、備蓄の缶詰や調達した弁当やパンの支給、調達した米穀等の炊き出しにより行う。

ア 炊き出し

市町において災害救助用米穀を必要とする場合で、交通・通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省に対し直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。

日本赤十字社奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理する。

第３ 給水

１ 供給の対象

災害発生時に飲料水が得られない者に対して、１人１日３リットルを基準とする。

２ 飲料水の確保対策

（１）市町は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等を浄化处理して飲料水を確保する。

〈資料編 3-10-1 給水用機械保有状況一覧表〉

〈資料編 3-10-2 市町別配水池数量及び貯水能力一覧表〉

（２）県（県土整備部）は、市町に対して、応急給水の連絡調整を行うとともに、応急用飲料水の衛生指導を行う。また、県（保健福祉部）は、水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

（３）市町等は、災害用浄水機により浄化处理を行う。また、県（環境森林部）は、水浄化用木炭の確保に努める。

（４）県及び市町は、物資供給協定締結先に対して、飲料水ペットボトルの供給を依頼する。

３ 給水活動

（１）市町は、給水班を組織して給水活動を行い、県（企業局）、市町等は、水道施設の応急復旧活動を実施する。

（２）県（企業局）、市町は、被災市町から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。なお、応急給水活動は、日本水道協会栃木県支部（宇都宮市上下水道局）の連絡調整のもと実施する。

（３）県（県土整備部）は、県（企業局）や市町の給水活動が十分行えない状況になったときは、必

要に応じて国、又は(公社)日本水道協会と協力して他都県の水道事業者に対して応援給水要請を行う。

4 生活用水の供給

市町は、生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

第4 生活必需品等の供給

1 供給の対象

住宅が被災して生活必需品を喪失するなど、日常生活が困難な被災者

2 生活必需品等の確保

(1) 物資の確保

市町は、物資供給協定締結先に対して、生活必需品の供給を依頼する。

県(危機管理防災局)は、市町において調達することが困難な場合、県の備蓄物資の提供又は、県(危機管理防災局)の物資供給協定締結先等に供給を依頼し、市町に供給する。

なお、これらによっても物資の供給が不足する場合は、関東経済産業局に協力を要請する。

〈資料編3-11-1 生活必需品関係協定先一覧〉

(2) 燃料の確保

県(危機管理防災局)は、通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、「災害時における物資・燃料等の供給協力及び帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、あらかじめ指定した緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう要請する。

さらに、県内における燃料供給が逼迫する等の事態となった場合には、栃木県石油商業組合と協力して、政府対策本部(資源エネルギー庁)に対して、県内における災害対応型中核給油所や小口燃料配送拠点への安定的な燃料供給を要請する。

併せて、政府対策本部(資源エネルギー庁)に対し、石油連盟と締結した覚書に基づき、情報を提供している災害時拠点病院や消防、警察等の重要施設に対する燃料供給を要請する。

さらに、県(環境森林部)は、燃料用木炭の確保に努める。

第12節 農林水産業関係対策

【概要】

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期に営農林水体制の再開を目指す。

第1 農作物・林産物・水産物等の応急対策

1 農林水産被害対策

(1) 県(環境森林部・農政部)は、水害・台風、竜巻等風害、雪害等による農林産被害を防止するため、必要に応じ、関係機関と連携して、排水、病虫害防除、施肥等の指導を行う。

(2) 県(農政部)は、宇都宮地方气象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報等の発表を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、被害予防のための技術対策資料を作成し、団体等に配付し、農家に対する指導の徹底を図る。

2 家畜伝染性疾病予防体制

県(農政部)、市町は、次の家畜伝染性疾病予防対策及び応急対策を講じる。

(1) 予防対策の実施

被災地における予防対策は、市町が実施する。

(2) 応急対策の実施

ア 市町が実施する対策

(ア) 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

(イ) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

(ウ) その他必要な指示の実施

イ 県（農政部）が実施する対策

(ア) 伝染性疾病预防対策について指導、助言

(イ) 被害の程度により必要と認めた場合の畜舎、家畜の消毒等の実施

(3) 死亡獣畜の処理

本章第13節第3に準ずる。

第2 農地・農林業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県（環境森林部・農政部）、市町、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を関係市町（消防機関を含む）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

市町は、関係機関と連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については農業振興事務所、林業用施設については環境森林事務所及び矢板森林管理事務所（以下「環境森林事務所等」という。））に報告する。農業振興事務所及び環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県（環境森林部・農政部）、市町等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

(エ) ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危

険防止の措置を講じる。

イ 県（環境森林部・農政部）、市町は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

ウ 県（環境森林部・農政部）は、主務省庁に農地・農林業用施設等の災害の状況を報告し、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（暫定法）等に基づき、速やかに災害復旧の手続を行う。

3 農林水産業共同利用施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

（１）施設の点検・監視等

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

また、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県（環境森林部・農政部）、市町、地域住民、関係機関へ連絡する。

（２）災害応急対策

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、所轄農業振興事務所及び環境森林事務所等に報告する。農業振興事務所及び環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

第13節 保健衛生活動

【概要】

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の保護等のため、保健衛生対策、栄養指導、遺体の収容・埋葬、動物の管理の的確な実施を図る。

第 1 保健衛生対策

1 感染症対策

（１）実施体制

市町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。

県（保健福祉部）は、栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアルに基づき、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、市町の対策を支援する。

（２）実施方法

ア 市町が実施する対策

県の組織に準じた組織を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。当該市町だけでは対応が困難である場合、県（保健福祉部）に応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、他市町に応援要請を行う。

イ 県（保健福祉部）が実施する対策

広域健康福祉センター内に、消毒・衛生監視・検査を行う感染症対策・生活衛生担当を編成し、適切な防疫活動の実施のために被災状況をできるだけ的確に把握する。

（ア）被災者の健康状態の把握

感染症の発生及びその疑いがある者の情報を把握し、必要な調査や指導を実施する。

（イ）管内の市町、関係機関との調整等

管内の市町、郡市医師会等関係機関との感染症予防対策に関する連絡調整を行うとともに、管内の感染症指定医療機関の被害状況や患者受入体制等の状況を把握する。

(ウ) 防疫活動の実施

市町から応援依頼があった場合、各広域健康福祉センターが防疫活動を実施。ただし、栃木県と栃木県ペストコントロール協会で締結する大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定書に基づき、市町には防疫活動の活用を案内する。

(エ) 感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症マニュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

(オ) 避難所等における指導

避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のための普及啓発として、消毒や手洗いの励行等についてリーフレット配付等による広報や防疫指導を実施するとともに、必要に応じ巡回により指導を行う。

〈資料編 3-16-2-2 栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル〉

2 食品衛生対策

(1) 実施体制

県（保健福祉部）は、被災地における食中毒等の発生防止の徹底を図るため、食品衛生活動を行うための組織を編成し、市町、関係団体と連携しながら、避難所、食品集積・配給所、炊き出し場所、臨時調理施設、弁当調製施設等の実態を把握するとともに、当該施設等に対し、安全で衛生的な食品の供給に必要な食品衛生の啓発、指導助言等を行う体制を整備する。

(2) 実施方法

県（保健福祉部）は、次により、被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、安全かつ衛生的な食品の供給の指導等適切な措置を講じることにより、事故の発生を未然に防止する。

ア 食品衛生指導班の編成、派遣

(ア) 保健福祉部長は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、食品衛生指導班を編成し派遣する。

(イ) 広域健康福祉センター所長は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、所内に食品衛生指導班を編成する。

イ 避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等における食品の取扱いや管理等の状況を把握するとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などを活用しながら必要な監視指導等を行う。

(ア) 適切な手洗い消毒の励行

(イ) 備蓄食についての品質、賞味期限等の確認

(ウ) 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

(エ) 使い捨て食器の使用、消毒薬による器具の消毒

(オ) 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

ウ 被災地の食品営業施設、臨時給食施設に対する衛生指導

市町や関係団体との連携により、関係施設の被災状況を確認、把握に努めるとともに、状況に応じた施設・整備の適切な管理や食品の衛生的取扱いについて指導、助言を行う。

エ 被災地営業施設の監視指導

営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の衛生状態に応じた指導を行い、不良食品の供給を排除する。

(ア) 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止

(イ) 施設、機械、器具の洗浄消毒

(ウ) 使用水の現場検査

(エ) 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）

(オ) 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

(カ) 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

3 栄養指導対策

(1) 実施体制

市町は食糧の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、市町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県（保健福祉部）は、市町からの要請があった場合又は市町への支援が必要と判断した場合は、市町の対策を支援する。

(2) 実施方法

ア 県（保健福祉部）が実施する対策

（ア）栄養・食生活支援活動に関する情報を収集し、随時まとめて県（広域健康福祉センター）や関係機関等に提供し情報の共有化を図る。

（イ）人材及び乳児ミルク（アレルギー除去ミルク含む）やアレルギー除去食品等の病者用食品などの調達のため、必要に応じて関係機関（栃木県栄養士会等）へ支援要請を行う。

イ 被災地を所管する広域健康福祉センターが実施する対策

（ア）被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

（イ）被災者の栄養指導

市町と連携して被災者の栄養指導を行う。

（ウ）食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

設置された炊事場、炊き出しの提供食材・調理、管理等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、指導・助言を行う。

（エ）巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

（オ）食生活の相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

（カ）特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

〈資料編 3-16-2-2 栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル〉

4 県の資機材調達計画

県（保健福祉部）は、次により保健衛生対策に必要な資機材の調達を実施する。

- （1）災害発生後、速やかに防疫・保健衛生用資器材取扱い業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握する。
- （2）被害状況を迅速、的確に把握し、関係機関と連携をとり、必要とする資器材の調達に努める。
- （3）市町との連携を密にして、市町からの要請に応じて、資器材の調達をあっせんする。
- （4）必要とする資器材の調達は、調達業者によって被災地に輸送する。
- （5）必要な資器材が不足し、又は調達が不可能な場合は、近隣県や同関係業者に供給についての協力を依頼するほか、必要に応じ厚生労働省にも要請する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体(災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者)の搜索は、原則として市町が県警察、消防機関、地元自主防災組織等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

ア 市町が実施する対策

当該市町だけでは対応が困難である場合、災害時における市町相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県(危機管理防災局)に、自衛隊に対する応援要請を行なうよう依頼する。

イ 県(危機管理防災局)が実施する対策

市町からの依頼により、自衛隊に派遣要請を行う。

ウ 県警察が実施する対策

市町が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

2 遺体の処置、収容及び検案(検視)

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市町が、県(保健福祉部)、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案(検視)にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア 市町が実施する対策

(ア) 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

(イ) 遺体が多数の場合は公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

(ウ) 搜索により発見された遺体について、県警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

イ 県(保健福祉部)が実施する対策

市町から応援要請等により、医師会等の協力を得て支援を行う。なお、災害救助法適用後は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関等の協力を得て実施する。

ウ 県警察が実施する対策

各種の法令や規則に基づき、遺体の検視を行う。検視後の遺体について、身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体については、市町へ処理を引き継ぐ。

〈資料編3-8-1 災害救助法施行細則〉

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合

や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市町が遺体の応急的な埋葬を行う。

県（保健福祉部）は、広域的な火葬の調整を行う。

（２）埋葬の実施方法

ア 市町が実施する対策

（ア）民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

（イ）災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。

（ウ）縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

（エ）遺体を土中に葬る場合は、公営墓地の中に所要の地積を確保する。公営墓地のない市町にあっては、法人営墓地の中に所要の地積を確保する。

イ 県（保健福祉部）が実施する対策

市町で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内他市町及び他都県に対して応援要請を行い、広域的な火葬の実施に努める。

〈資料編３－８－１ 災害救助法施行細則〉

第３ 動物取扱対策

１ 動物保護管理対策

（１）実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県（保健福祉部）、宇都宮市保健所及び獣医師会で構成する動物救護の体制により、市町等関係機関・団体の協力を得て、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

（２）実施方法

ア 市町が実施する対策

（ア）動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

（イ）県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

（ウ）感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

（エ）飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。

なお、その方法は電話やファクシミリを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

（オ）保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

（カ）実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

イ 県（保健福祉部）が実施する対策

（ア）総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター（以下「動愛センター」という。）に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。

（イ）被災動物の救助、搬送、治療等は動愛センターが主体となって支援する。

（ウ）被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。

（エ）被災動物の救護、管理及び避難所等での飼い主に対する適正飼養の支援等について協定に基づき、獣医師会へ応援を要請する。

（オ）感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

（カ）飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置については、関係機関が連

携してこれを協議する。

(キ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、総合相談窓口を活用し、市町と連携して、情報の収集、提供を行う。

(ク) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センターのホームページ及び動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。

(ケ) 市町等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物資の要請があった場合、関係団体と連携し、これに応じる。

ウ 獣医師会が実施する対策

(ア) 県から被災動物に対する救護及び管理等の要請があった場合は、協定に基づき各支部と協力してこれに応ずる。

(イ) 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。

(ウ) 市町等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。

エ 動物愛護推進員が実施する対策

(ア) 災害時における県や市町等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する。

オ 飼い主が実施する対策

(ア) 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(イ) 飼い主は、災害時発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合、市町が行う。

県（保健福祉部、環境森林部、農政部）は、必要がある場合に、市町と協力して実施する。

(2) 実施方法

ア 市町が実施する対策

(ア) 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

(イ) 死亡獣畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じて原則、都道府県知事の許可を受けて次のように処理する。

a 移動し得る死亡獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

b 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

イ 県（保健福祉部、環境森林部、農政部）が実施する対策

(ア) 死亡獣畜の処理について指導、助言

(イ) 必要と認めた場合、市町等と協力して適切な措置の実施

第14節 障害物等除去活動

【概要】

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第1 住居内障害物の除去

関係市町は、住民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、災害救助法が適用された場合は同法の対象範囲内で市町が支援する。

関係市町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

〈資料編3-8-1 災害救助法施行細則〉

第2 河川の障害物の除去

河川の流下障害物の除去は、河川管理者等が実施する。

第3 道路の障害物の除去

道路交通支障となる障害物は、道路管理者が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意」の締結先、その他業者委託の活用等により速やかに除去する。

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、重要物流道路及び緊急輸送道路を優先するなど重要度や緊急度に応じて除去する。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第5 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

関係市町は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、関係市町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第15節 災害廃棄物処理活動

【概要】

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を処理する。

第1 市町の対応

市町等は、速やかに連絡体制を整備し、「《市町等災害廃棄物担当者向け》災害時の廃棄物処理対応マニュアル（平成29（2017）年3月 栃木県）」等を参考に以下の業務を実施する。

- (1) 処理施設の稼働状況を把握するとともに、市町内の被害状況について情報収集を行う。
- (2) 被害状況等を踏まえ、災害廃棄物、避難所ごみ、し尿の発生量・処理可能量を推計する。
- (3) 災害廃棄物や生活ごみ等の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。
- (4) 大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。
- (5) 収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

〈資料編3-19-1 ごみ収集運搬車所有状況一覧表〉

〈資料編3-19-4 し尿収集運搬車所有状況一覧表〉

- (6) 災害廃棄物等の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

〈資料編3-19-2 ごみ焼却施設一覧表〉

〈資料編3-19-3 粗大ごみ処理施設、資源化施設一覧表〉

〈資料編3-19-5 し尿処理施設一覧表〉

- (7) 損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、市町が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、市町自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

第2 県（環境森林部）の対応

県（環境森林部）は、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、被災市町へ災害廃棄物対策や国庫補助制度に関する技術的助言を行うとともに、被災市町等から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等、広域連携について連絡調整を行う。

第16節 学校・社会施設等の応急対策

【概要】

児童生徒等の生命、身体安全確保や教育の実施のため必要な措置を講じる。

第1 応急措置

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- ・児童生徒等、教職員等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- ・災害の規模や児童生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県又は市町教育委員会事務局に報告する。
- ・当該教育委員会事務局と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童生徒等の安全確保に努める。

第2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 県及び市町教育委員会事務局は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を立てる。

災害の程度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2 応急仮校舎
県内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

2 教職員の確保

県及び市町教育委員会事務局は、教職員が不足する場合、次により教職員を確保する。

- (1) 同一市町内における災害の状況により、当該市町教育委員会事務局は、被害を免れた学校の教職員を、適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。
- (2) 同一市町における被災の状況がひどく、1 によることが困難な場合は、県教育委員会事務局が、郡又は県単位に対策を立て、当該市町教育委員会事務局と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。
- (3) 県立学校については、県教育委員会事務局は、災害の状況により、災害を免れた県立学校の教職員を適宜被災学校の支援のため派遣する。
- (4) 県教育委員会事務局は、災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を立てる。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ当該市町長に協力する。

第4 私立学校

県（経営管理部・保健福祉部）は、私立学校について、前記第1から第3の公立学校の例を参考に対策を講じるよう指導する。

第5 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

第6 授業料の減免

1 県立学校

被災により、授業料の減免が必要な者については、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年3月23日条例第10号）により、授業料減免の措置を講じる。

2 私立高等学校等

被災を受けた生徒に係る授業料負担の軽減を図るため、学校法人が行う授業料減免事業に要する経費について、県は、「私立高等学校授業料減免補助金交付要領」により、補助金を交付する。

第7 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市町に通報する。

所有者、管理者が市町の場合の通報責任者は、市町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

県（生活文化スポーツ部）は、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、作成に協力するとともに、その結果を文化庁に報告し、状況によって係官の派遣を求める。

第8 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第9 社会教育施設における応急対策

1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護をはじめとした応急対策に努めるとともに、対応体制を確立し県又は市町教育委員会に報告する。

第17節 住宅応急対策

【概要】

被災者の居住の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

第1 実施体制

1 実施体制

被災者に対する応急住宅の提供、被災住宅の応急修理は、原則として市町が行い、県はこれに協力する。ただし、災害救助法を適用した場合は、県が行う。

2 応急住宅の供給方針

原則として既設の公営住宅等とし不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を借り上げる。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 被災市町は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 被災市町内で確保できない場合、県（県土整備部）は当該市町の要請に応じ、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを行う。

第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

なお、供給にあたっては、高齢者・障害者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 建設による応急仮設住宅の供給

- (1) 設置予定場所

市町において決定するものとする。

なお、市町は建設候補地をあらかじめリスト化し、県（危機管理防災局）に報告するものとする。

- (2) 実施方法

県（県土整備部）が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県（県土整備部）又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

〈資料編 3-21-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書〉

2 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、協定の締結先やその他関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

〈資料編 3-21-2 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書〉

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、災害救助法施行細則の定めるところによる。市町は、業者活用等により周知を実施する。

〈資料編 3-8-1 災害救助法施行細則〉

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

2 内容

県（県土整備部）は、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を、市町と連携し被災者に提供する。

〈資料編 3-21-2 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定〉

第18節 インフラ施設等の応急対策

【概要】

インフラ施設の早期復旧を図るため、応急対策を実施する。

第1 輸送関係施設の対策

1 道路施設（県、市町の対策）

（1）被害情報の収集

県、市町は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

ア 県（県土整備部）、市町は、道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害の恐れのある箇所は未供用道路も含む）の収集に努める。

イ 県（危機管理防災局）は、市町等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報の把握に努める。必要に応じて消防防災ヘリコプターや災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）等の活用により災害情報収集の迅速化を図る。

また、収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

（2）被害情報の伝達

ア 県（県土整備部）は、道路の被災状況、国土交通省からの情報、県が実施する応急対策の活動状況等を関係市町に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 市町は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県（県土整備部）に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

ウ 県（県土整備部）、市町は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

（3）応急措置

ア 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 交通の確保

本章第10節第3の2に準ずる。

エ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

オ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

2 道路施設（関東地方整備局（宇都宮国道事務所）の対策）

（1）被害情報の収集

宇都宮国道事務所は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報により災害情報の収集に

努める。

(2) 被害情報の伝達

- ア 道路の被災状況を関東地方整備局、県、関係市町等に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- イ 管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

- 1の(3)に準ずる。

3 道路施設（東日本高速道路（株）（東日本高速道路（株）関東支社）の対策）

(1) 被害情報の収集

高速道路で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等の巡回等により次により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

- ア 各管理事務所、料金所、休憩施設に対して被害情報の伝達を行う。
- イ 必要に応じ県、関係市町、関係機関等に連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急措置

発災直後、直ちに高速道路の点検を実施し、必要と認められる場合は、通行を禁止、制限する。

イ 交通の確保

被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、交通の確保を図る。

4 道路施設（栃木県道路公社の対策）

(1) 被害情報の収集

有料道路で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等の巡回により次により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

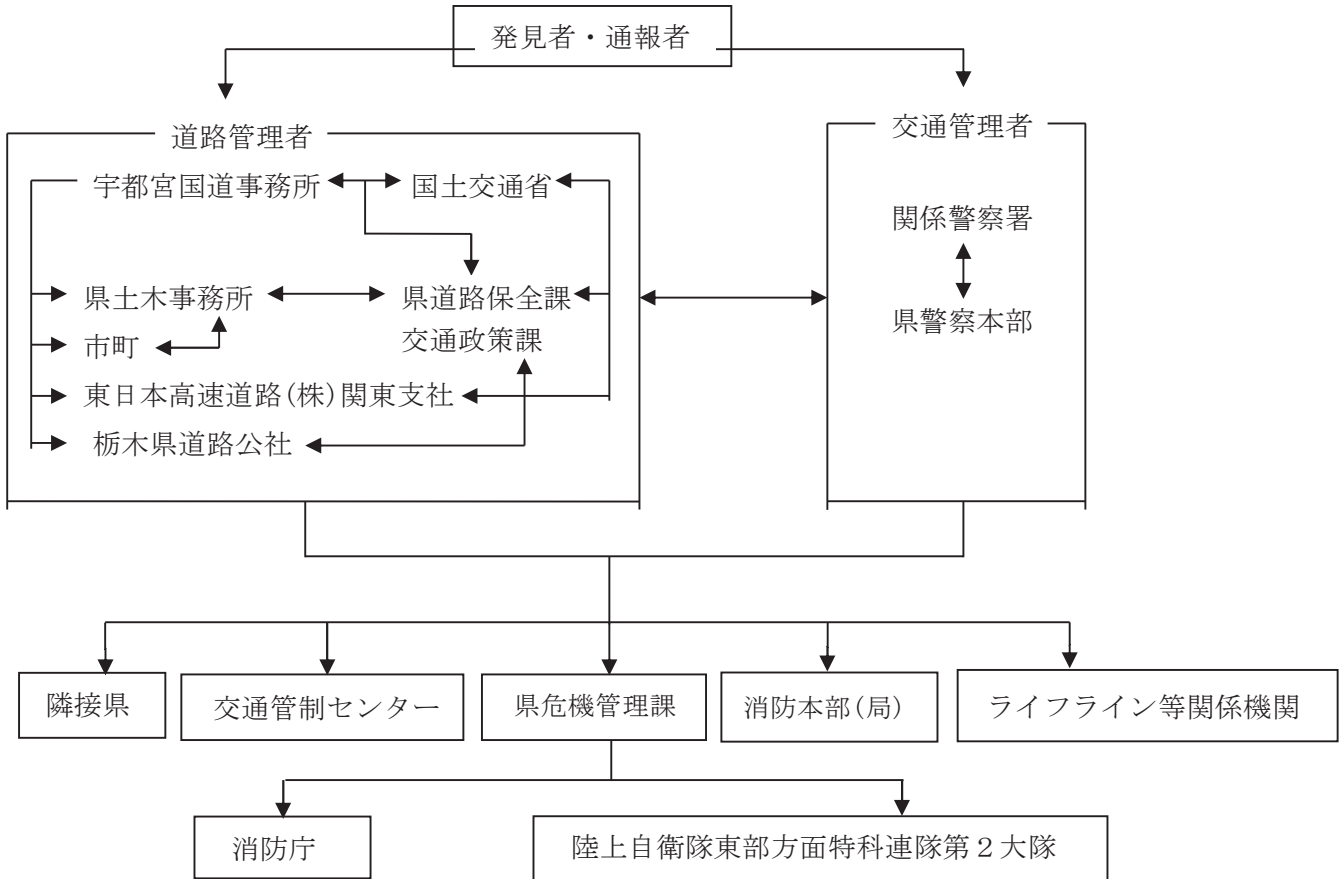
- 3の(2)に準ずる。

(3) 応急措置

3の(3)に準ずるほか、交通規制、迂回路等の道路交通情報をテレビ、ラジオ等を活用して広報を行う。

〈道路施設関係事故発生情報等の連絡系統図〉

県、市町、関東地方整備局（宇都宮国道事務所）、東日本高速道路（株）関東支社、栃木県道路公社等の道路管理者は、大規模交通事故、道路上への建物・瓦礫の散乱、浸水などに迅速に対処できるよう、次のとおり災害応急対策を実施する。



5 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

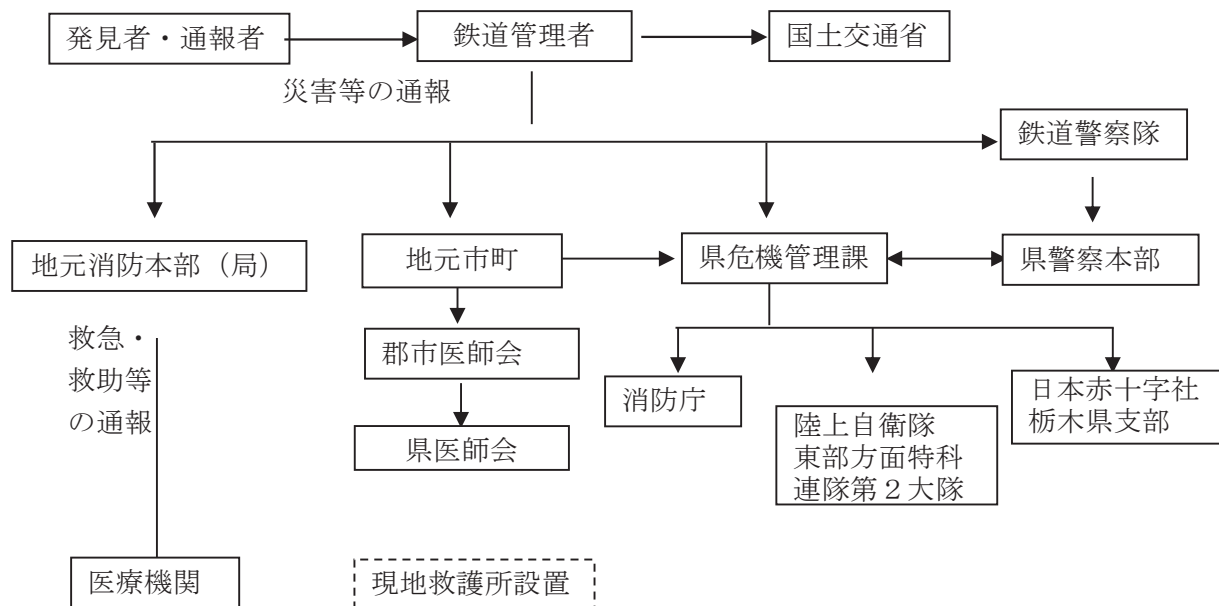
（１）被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

（２）応急措置

火災・事故災害対策編第２部第３章に準ずる。

〈鉄道施設関係事故発生情報等の連絡系統図〉



- （注） 1 地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報があった場合は、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。
 2 県、市町は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第2 ライフライン関係施設の対策

1 水道施設

（1）被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

（2）応急措置

水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ 送配水管等の復旧手順

（ア）導水管及び送配水管の復旧

最初に水源から浄水場までの導水管及び配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

（イ）臨時給水栓の設置

避難所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。なお、設置の際は、所管消防機関に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

（3）広報

給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害時は、広報活動により

その開設場所を住民に知らせる。また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供に努める。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

県(県土整備部)、市町等の下水道管理者は、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮して復旧計画を策定する。

3 電力施設

(1) 東京電力パワーグリッド(株)は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

ア 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

イ 応急措置

(ア) 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

(イ) 電力の融通

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

(ウ) 危険予防措置

県、県警察、市町、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド(株)に対して送電の停止を要請する。

同支店は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

(エ) 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド(株)は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

(オ) 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド(株)は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら応急工事を実施する。

(カ) 広報

東京電力パワーグリッド(株)は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、電力施設被害状況及び復旧状況についてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行

うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者の対応は、(1)に準ずる。

4 都市ガス施設

都市ガス事業者は、各事業者の区域内ガス供給施設に被害が生じた場合、各ガス事業者が相互に協力し、被害を最小限に食い止めるとともに、ガス供給の早期復旧を図るものとする。

(1) 被害情報の収集

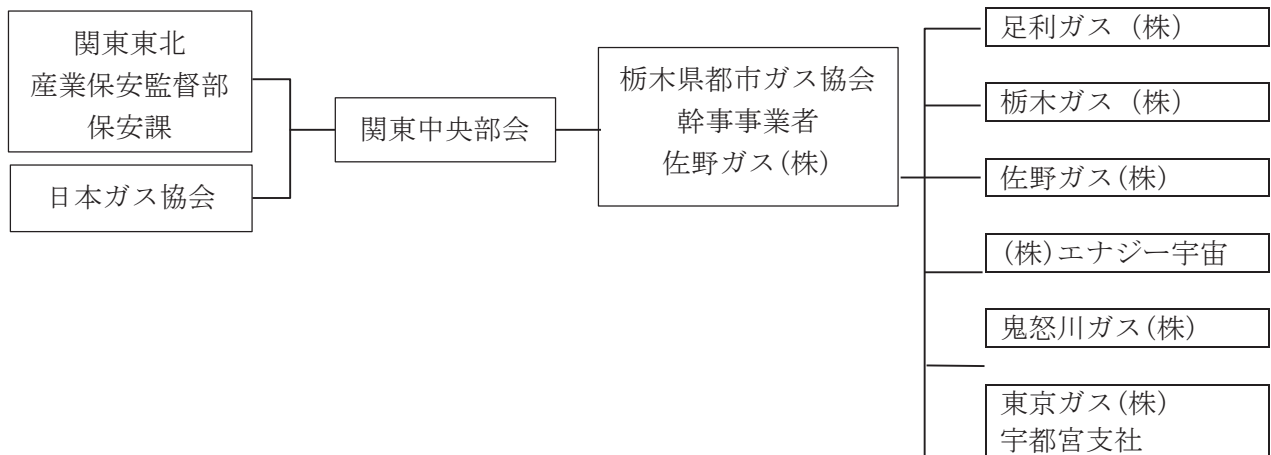
都市ガス事業者は、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検等を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

(2) 被害情報の伝達

都市ガス事業者は、被害の概況が把握された時点で、速やかに県、関係市町、所轄消防本部(局)、警察署、防災関係機関に被害情報を連絡する。

被害の状況により、救援が必要と判断される場合は、県都市ガス協会幹事事業者に対してあらかじめ被害情報を連絡する。

〈栃木県都市ガス協会情報連絡系統〉



(3) 応急措置

ア 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認められる場合は、保安規程に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

イ 二次災害の防止対策

被害状況により必要と判断される場合は、ガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止対策をとる。

ウ 救援要請

(ア) 被災ガス事業者は、被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

(イ) 幹事ガス事業者は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

エ ガス供給施設復旧計画

被災ガス事業者は、供給停止となった地域の早期復旧を図るため、復旧基本計画の策定後、被害状況の収集や被害踏査を実施し、中圧導管、重要施設、被害軽微地区の復旧優先を考慮した効率的な復旧計画を立てて、復旧作業を実施する。

なお、被害調査は、低圧導管へのガス供給源となる中圧導管設備を含む重要路線及び建物被

害の状況を修繕に先立ち調査する。

その他、復旧作業の迅速化、効率化のため、関係機関、特に水道事業者と必要に応じ情報交換を行う。また、復旧作業は、中圧の復旧と低圧の復旧の連携を取りながら実施する。

(4) 広報

二次災害の防止、消費者の不安解消、復旧作業の円滑な推進のため、次により迅速、適切に実施する。

ア 災害発生直後の広報

地元のテレビ、ラジオ、官公庁の広報車などを通して、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

イ ガス供給停止時の広報

災害等により供給停止の措置がとられた場合、二次災害防止とともに、消費者への不安解消を目的とした広報を行う。供給継続地区へのガスの安全使用についても適切な広報を行う。

第19節 危険物施設等の応急対策

【概要】

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故災害対策編第3部第3章に準ずる。

第20節 広報活動

【概要】

県民に迅速かつ的確な情報を提供し社会的混乱を防ぐため県民ニーズに対応した広報活動を行う。

第1 広報活動内容

1 広報の内容

県（危機管理防災局）、市町、防災関係機関等は、災害の規模、態様等に応じて、県民生活に係る次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また、県（危機管理防災局）は、発災時に要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等のため行方不明者、安否不明者及び死者の氏名等の公表を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にするものとする。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難指示等に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項

- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 県民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

2 広報の方法

防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く県民に的確な情報提供を実施する。

第2 県の広報活動

1 災害時の広報体制

県（危機管理防災局等）は、次により災害時の広報活動を実施する。

- (1) 知事の呼びかけ
災害の規模が大きく被害が甚大な場合、必要に応じて、テレビ、ラジオ等により、冷静な行動と応急対策等への協力に関する知事による呼びかけを行う。
- (2) 災害情報等の提供窓口の一元化
情報提供窓口の一元化を図る。
- (3) 広報活動
各部局と連携して各種広報活動を実施するほか、記者発表に関する諸調整を行う。
 - ア 各種広報媒体を活用した、県民への災害情報や生活情報の提供
 - イ 報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整、プレスセンターの開設等
- (4) 相互連絡体制の確立
市町その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連携を図る。

2 県民に対する災害情報等の提供

- (1) 報道機関への提供
 - ア 県（総合政策部）は、収集した災害情報や県の応急対策等について、その都度速やかに「栃木県政記者クラブ」に提供する。特に、多くの県民の視聴が期待される県内の放送事業者との連携に努める。
なお、必要な場合、栃木県政記者クラブ非加盟の報道機関に対しても、同様の災害情報等を提供する。
 - イ 県（総合政策部）は、迅速、的確な情報等の提供に資するため、必要に応じて県庁内に「プレスセンター」を開設する。
- (2) ワンストップ相談窓口の開設
 - ア 県（総合政策部）は、必要に応じて、「ワンストップ相談窓口」を設置し、各種情報に基づき、県民からの問い合わせ・相談等に対応するほか、併せて県民からの要望・苦情等を各部局・防災関係機関等に伝達し適切な対応に努める。
 - イ 「ワンストップ相談窓口」には電話回線、ファクシミリ、インターネットメール等の設備を確保する。
- (3) 要配慮者等への配慮
 - ア 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。
 - イ 視聴覚障害者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。
特に、障害者に対しては、障害の特性に応じたコミュニケーション手段（点字・音声・拡大

文字、手話・文字・ＩＣＴ機器など）を利用した情報提供に努める。

ウ 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(4) 各種広報手段の活用

県(総合政策部)は、県民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の手段を活用して広報活動を実施する。

なお、大規模災害時には、県ホームページのトップページを災害関連情報に特化したページに切り替えて、緊急事態であることを強調する。また、アクセス集中に備え、当該サイトの通信回線の容量を十分に確保する。

ア 被災地や避難場所等へ県有車両（放送設備を有する車両等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施

イ ヘリコプターによる情報収集や広報活動

ウ 避難所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等

エ 災害に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布

なお、視聴覚障害者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付

オ 新聞広告掲載

カ テレビ、ラジオ（コミュニティ放送局及び臨時災害放送局を含む）

キ ケーブルテレビ（コミュニティチャンネル）、テレビのデータ放送、電光掲示板等

ク ホームページやSNS等

ケ アマチュア無線免許を保有する者の支援

コ ボランティアの協力

3 報道要請

県（危機管理防災局）は、大規模災害が発生し、必要な場合には協定締結報道機関に対して次の事項の報道要請を行う。

- (1) 警報の発令・伝達、避難の指示
- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急対策に関すること

〈資料編 3－4－1 関係報道機関各社一覧表〉

4 記録写真等の収集

県(総合政策部)は、災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

第3 市町から地域住民に対する広報活動

市町は、住民生活の混乱を防止するため、関係機関と連携を図り、住民に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

緊急避難等災害に対する厳重な警戒が必要な場合やそのおそれがある場合は、市町防災行政無線等の個別伝達システムや消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等により、地域住民に対し

て、災害情報を迅速に伝達する。

第4 その他の機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、県、市町その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

第21節 ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入

【概要】

ボランティアの円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金・寄附金を募り、受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

県(生活文化スポーツ部・保健福祉部)、市町及び県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会は、多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(1) 県の活動

県(生活文化スポーツ部・保健福祉部)は、災害ボランティア活動支援方針に基づき、災害ボランティア活動連絡会議を開催し、県社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアに関する情報収集を行う。また、とちぎボランティアNPOセンターにおいてボランティアに関する相談対応を行うとともに、ウェブサイト等を通して総合的な情報提供を行う。

(2) 県社会福祉協議会等の活動

県社会福祉協議会は、市町社会福祉協議会等を通して被災地のボランティアニーズの把握に努め、必要に応じて報道機関の協力を得ながら、ボランティア活動参加希望者等に対して広く情報発信を行う。また、県災害ボランティアセンターを設置し、市町の災害ボランティアセンターの設置・運営の支援を行う。

(3) 市町及び市町社会福祉協議会等の活動

市町は、市町地域防災計画に基づき、市町社会福祉協議会等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームペー

ジ等に公表するなどの住民やボランティアへの周知を図る。

(4) ボランティアとの協働による県外からの避難者に対する支援体制の整備

他県から本県への避難が長期化する場合には、ボランティア団体・NPO法人、社会福祉協議会、企業等の支援者との協働によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の提供などの支援を行う。

〈資料編 3-24-1 災害ボランティアセンターの概要〉

第2 義援物資・義援金・寄附金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

県、市町は、義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

また、義援物資は、物資集積所（広域物資拠点、地域物資拠点）において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資の需給調整と情報発信

県、市町は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

県、市町、日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、報道機関、義援金受付機関等

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、原則として市町に対して配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

〈資料編 3-23-1 義援物資、義援金受入・配分のフロー〉

3 寄附金の受入れ

県（総合政策部・経営管理部）は、「ふるさと納税」による寄附金の申出があった場合は受入を行い、2の義援金や災害復興に係る経費等に充当する。

〈資料編 3-23-2 ふるさと“とちぎ”応援寄附金（ふるさと納税）に関する取扱要綱〉

第22節 孤立集落の応急対策

【概要】

道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、応急対策活動を実施する。

第1 孤立実態の把握

県(危機管理防災局)及び市町は、通信途絶の地域がある場合、必要に応じてヘリコプターを活用し、職員の現地派遣や災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の活用による情報収集に努める。市町は、平常時から孤立可能性地区内の自治会長、自主防災組織の長等の地区の代表者（以下「代表者」という。）の連絡先等を把握し、災害発生時には代表者からの速やかな情報収集に努める。代表者は、地区内の状況把握及び市町への情報提供に努める。

第2 通信体制の確保

県（危機管理防災局）及び市町は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第3 生活必需物資等の輸送

県(危機管理防災局)及び市町は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送をヘリコプター、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

なお、被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送については、本章第10節を準用する。

第4 道路の応急復旧

県(県土整備部)及び市町は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

【概要】

現状復旧又は更に強い県土づくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1 基本的方向の決定

(1) 実施体制

県及び市町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い県土づくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

(3) 国等職員の派遣要請

県及び市町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

県（総合政策部）は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、市町を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。市町においても、同様の復興体制の整備を行うものとする。

2 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、県は国の復興基本方針に則して都道府県復興方針を、市町にあっては、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

3 都市復興計画

県（県土整備部）及び市町による都市復興計画の作成にあたっては、「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、基本的な方向について速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、市街地開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

（ア）河川の治水安全度の向上

（イ）土砂災害に対する安全性の確保

（ウ）避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市施設及び防災安全街区の整備

（エ）ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの

耐震化

(オ) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

(カ) 耐震性貯水槽の設置

ウ 新たなまちづくりの展望、作成の手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

第2節 住民生活の早期再建

【概要】

住民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、職業の斡旋等を実施する。

第1 被災者のための相談、支援

県（各部局）、市町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、被災者が容易に知ることができるように広報する。また、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

さらに、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、広報・連絡体制を整え、必要に応じて、災害時応援協定に基づき、栃木県弁護士会及び栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。

第2 罹災証明書の発行

市町は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

第3 住宅対策

県（環境森林部）は、栃木県森林組合連合会、栃木県木材業協同組合連合会と製材品の在庫量や供給体制について調整を行い、住宅復旧用木材の確保に努める。

また、県（県土整備部）は、関係機関、市町の協力を得て、被災者に対して民間賃貸住宅に関する情報を提供する。

第4 雇用の確保、安定

栃木労働局長は、必要と認められる範囲で次の措置を行う。

1 離職者の早期再就職の促進

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職者の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

- (1) 被災者のための臨時職業相談の実施
- (2) 公共職業安定所に来所することが困難な地域における巡回職業相談等の実施
- (3) 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に来所できない受給資格者に

対し、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給するものとする。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」(以下「激甚災害法」という。)第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、基本手当を支給するものとする。

3 労働保険料の納付に関する特例措置

労働局の労働保険特別会計歳入徴収官は、必要があると認めるときは、災害により、労働保険料を所定の期限までに納付できない事業主等に対し、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第5 応急金融対策

財務省宇都宮財務事務所長は、被災地の災害の実情、資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関、団体と連携し必要と認められる範囲内で、次の措置を運用する。

1 金融に関する措置

- (1) 民間金融機関に対して、災害の状況、応急資金の需要等により、融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した的確な措置をとるよう要請する。
- (2) 民間金融機関に対して、預金通帳、届出印鑑等を焼失や流失した預貯金者に、罹災証明書の呈示、その他実情に即する簡易な確認方法で払戻しの利便を図ることを要請する。
また、やむを得ない事情と認める被災者に、定期預金、定期積金、相互掛金等の中途解約や当該預貯金等を担保とした貸出しに応じる等の措置を要請する。
- (3) 民間金融機関に対して、災害時の手形交換、不渡処分や休日営業、時間外営業について考慮することを要請する。
- (4) 生命保険金、損害保険金の支払いは、できる限り迅速に支払うよう配慮し、保険料の払込みは、契約者のり災状況に応じて猶予期間の延長を行う等の措置を要請する。
- (5) 民間金融機関に対して、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページ等に掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

2 証券に関する措置

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を要請する。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力を要請する。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を要請する。
- (4) 証券会社等に対して、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページ等に掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮するよう要請する。

第6 租税の減免等の措置

県(経営管理部)は、災害の状況に応じて地方税法、栃木県県税条例の規定に基づき、県税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

1 期限の延長(県税条例第13条)

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納税ができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

(1) 地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と期日（災害のやんだ日から2月以内）を指定して、県が画一的に期限を延長する。

(2) 個別申請

(1)の場合を除き、個別的事例や狭い範囲内の事例については、納税者の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して期限を延長する。

2 徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の2並びに県税条例第17条の2及び第17条の3）

災害により県税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合の軽減又は免除等を行う。

納税緩和措置	対 象 と な る 税
減 免	法人県民税（県税条例第36条） 法人事業税（県税条例第61条） 個人事業税（県税条例第67条） 不動産取得税（県税条例第84条、第85条） 自動車税環境性能割（県税条例第105条の8） 軽油引取税（県税条例第102条の28） 自動車税種別割（県税条例第114条） 鉦区税（県税条例第126条） 固定資産税（県税条例第133条） 狩猟税（県税条例第168条）
納入義務免除	軽油引取税（地方税法第144条の30）
税 額 控 除	県たばこ税（地方税法第74条の14）

4 国税、市町村税等の特例措置

国、市町は、災害の状況に応じて、法令に基づき国税、市町村税等の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

第7 生活関連物資対策

県（生活文化スポーツ部）は、生活関連物資の供給・価格の安定のための対策を実施する。

1 需給・価格動向調査の実施

必要があると認めるときは、職員等により需給・価格動向調査を実施し、当該物資を供給する事業者に対し必要な措置をとるよう協力を要請する。

2 特別調査の実施

生活関連物資が著しく不足又は不足するおそれがある場合、その価格が著しく上昇又は上昇するおそれがある場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定し（指定物資）、需給の状況、価格上昇の原因その他必要な事項について調査する。

3 事業者に対する措置勧告

特別調査の結果、指定物資の流通の円滑化又は価格の安定が著しく妨げられている原因が事業者にあると認められるときは、事業者に対し指定物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るため必要

な措置を勧告する。

4 価格等の情報提供と消費者啓発

上記1から3の結果を必要に応じて県民に情報提供するとともに、冷静かつ賢明な消費行動を確保するよう啓発に努める。

5 国に対する措置要請

生活関連物資が著しく不足又はそのおそれがある場合、その価格が著しく上昇又はそのおそれがある場合で、買い占めや売り惜しみが行われ、またはそのおそれがあるときは、国に対して「国民生活安定緊急措置法」や「生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等関連法令の発動を要請する。

第8 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、市町長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県（環境森林部、農政部）は市町に対し基準の範囲で、次の助成を行う。

補 助 の 種 類	対 象 農 作 物 等	対 象 被 害 率	補 助 率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農 作 物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果 樹 桑 樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農 作 物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果 樹 桑 樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑 樹	70%以上	1 / 2 以内
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果 実	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこ類 に係る農作物育成 管理用施設等	70%以上	

第9 被災者生活再建支援制度

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの市町において（1）又は（2）に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (5) 本県に隣接する都道府県で（3）又は（4）に規定する被害が発生している場合で、（1）から（3）に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (6) （3）または（4）に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあつては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町にお

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)
- (5) 居住する住宅が半壊し、相当規模の改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(中規模半壊世帯)

3 支給金額

下表に示す区分により支給される。

(単位:万円)

	世帯 人員	合計 支給限度額	基礎 支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊・解体・長期 避難世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50
中規模半壊	単数	75	—	75	37.5	18.75
	複数	100	—	100	50	25

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

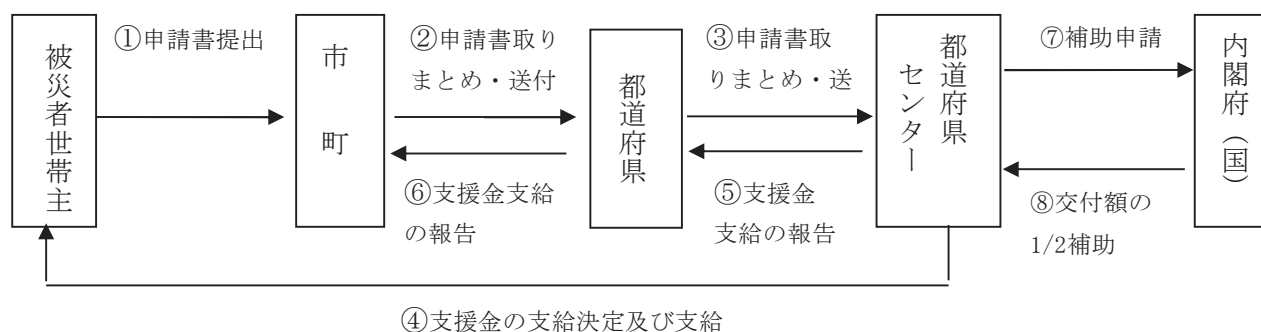
※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

4 支給手続

被災者は、支給申請を市町に行い、提出を受けた市町は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ県（危機管理防災局）に提出する。県（危機管理防災局）は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

【支援金支給事務手続】

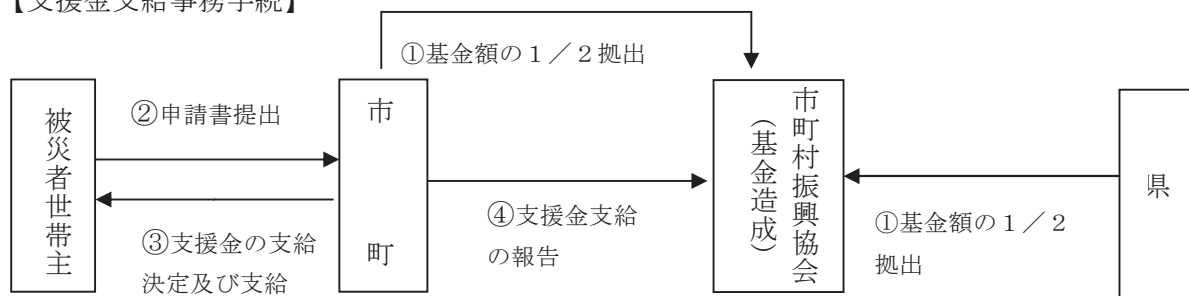


第10 栃木県被災者生活再建支援制度

暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害

を対象とし、同法と同一の支援金を被災世帯に支給する。

【支援金支給事務手続】



第11 融資・貸付・その他資金等の支援

県（保健福祉部・環境森林部・産業労働観光部・農政部・県土整備部・危機管理防災局）は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供等を行う。

〈資料編 4－1－1 本県の主な金融支援制度〉

第12 被災者への制度の周知

県（各部）、市町及びその他関係機関等は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報誌、チラシ
- (3) 防災行政無線、優先ラジオ放送、CATV
- (4) 県、市町及び関係機関等のホームページ

第3節 インフラ施設等の早期復旧

【概要】

インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を調査把握し、復旧事業を実施する。

第1 迅速な原状復旧

県（各部局）、市町その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第2 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する

災害復旧事業は以下のとおり。

災 害 復 旧 事 業 名	関係省庁	担 当 課
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） (1) 河川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 地すべり防止施設 (5) 急傾斜地崩壊防止施設 (6) 道路 (7) 水道 (8) 下水道 (9) 公園	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	河川課 砂防水資源課・河川課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 農地整備課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 道路保全課・河川課 上下水道課・河川課 上下水道課・河川課 都市整備課・河川課
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省	農地整備課 林業木材産業課・森林整備課 環境森林部・農政部
3 文教施設等災害復旧事業 (1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） (2) 私立学校施設（激甚災害法） (3) 公立社会教育施設（激甚災害法） (4) 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文化庁	施設課 文書学事課・こども政策課 生涯学習課・スポーツ振興課 文化振興課
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 健康増進課 感染症対策課 障害福祉課 医薬・生活衛生課
5 社会福祉施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 高齢対策課 障害福祉課 人権男女共同参画課
6 児童福祉施設等災害復旧事業	こども家庭庁	保健福祉課 こども政策課 障害福祉課
7 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省	資源循環推進課
8 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省 厚生労働省	医療政策課 医療政策課
9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） (1) 街路 (2) 都市排水施設等 (3) 堆積土砂排除事業 (4) 湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	都市整備課 都市整備課 都市整備課 都市整備課
10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） (1) 罹災者公営住宅の建設 (2) 既設公営住宅の復旧 (3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省	住宅課 住宅課 住宅課
11 災害関連緊急事業 (1) 災害関連緊急治山事業 (2) 災害関連緊急地すべり防止事業 (3) 災害関連緊急砂防事業 (4) 災害関連緊急地すべり対策事業 (5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	森林整備課 森林整備課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課

(6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特）	国土交通省	砂防水資源課
(7) 災害関連緊急雪崩対策事業	国土交通省	砂防水資源課
(8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	国土交通省	砂防水資源課
12 その他の災害復旧事業等		
(1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法）	国土交通省	交通政策課
(2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事	〃	（各事業所管課）
(3) その他の復旧作業	（関係省庁）	（関係課）

第3 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手するよう市町を通じて指導する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

2 激甚災害に関する調査

（1）県

ア 各部局は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害（本激）、局地激甚災害（局激）の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。

イ 関係各部は、激甚災害法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

（2）市町

県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害指定の促進

県は、被害が甚大であり、激甚災害の指定を受けべきと判断される場合は、国の関係機関と密接な連絡をとり、激甚災害の指定の促進を図る。

（適用対象となる復旧事業等）

- ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
- ・農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置（法第5条）
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
- ・水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）
- ・中小企業信用保険法による災害関連保証の特例（法第12条）
- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
- ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）

- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条）
- ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
- ・森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）
- ・罹災者公営住宅建設等事業の対する補助の特例（法第22条）
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）